第6次 下妻市総合計画 後期基本計画

人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ~住み続けたい、選ばれるまちを目指して~



います。

平成30(2018)年度からスタートした第6次下妻市総合計画では、10年間のまちづくりの目標として、「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ~住み続けたい、選ばれるまちを目指して~」を将来像として掲げ、令和4(2022)年度までの5年間に進める政策・施策を定めた前期基本計画に基づき、各種行政施策に取り組んでまいりました。



これまでの5年の間には、社会の大きな変化がありました。世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済の循環が鈍化した一方で、オンライン会議の活用やテレワークといったデジタルを活用した働き方が浸透するなど、仕事の仕方も大きく変化しました。さらに、社会経済情勢においても、国際紛争に起因する食料・エネルギー問題など、先の見通しが難しい事案が散見される状況となっております。このような、社会全体の急速な変化は、私たちの生活様式や働き方、価値観さえも見直す契機となって

令和5 (2023) 年度からは、新たなまちづくりの羅針盤となる後期基本計画に基づき、進めていくこととなります。そのため、策定作業にあたっては、このように目まぐるしいスピードで変化を続ける社会において、いかに持続可能なまちを形作っていくかという命題の下、持続可能な開発目標(SDGs)の視点も取り入れつつ、未来志向の観点から、検討を重ね、内容を固めてまいりました。

さらに、災害や感染症に対する備えといった観点も重要であることから、国土強靱化地域計 画の策定作業と一体となって計画の策定に取り組んでまいりました。

これからの5か年は、第6次下妻市総合計画の総仕上げの期間となります。第6次下妻市総合計画と国土強靭化地域計画の一体的な推進を図りながら、下妻市ならではの暮らしの豊かさと安心を更に高めつつ、将来像を実現させるため、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりに向けて、市民の皆様と一体となって協働によるまちづくりを進めることが必要です。計画の推進にあたっては、市民の皆さまをはじめ団体や事業所の皆さまのより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました総合計画審議 会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や書面ヒアリング、パブリックコメントなどを通じ て貴重な御意見をいただきました多くの市民や事業者の皆さま、本計画の策定に関わっていた だきました全ての皆さまに心から御礼申し上げます。

令和5年3月





第6次下妻市総合計画 後期基本計画

予 論		総 -	-
1	計画の策定趣旨及び計画の役割	総 -	-2
	第1節 総合計画策定の趣旨	総 -	-2
	第2節 計画の役割と構成、位置付け	総-	-3
2	計画の策定体制や市民意見の把握	総 -	-4
	第1節 計画の策定体制	総-	-4
	第2節 市民意見の把握	総-	-5
基本	構想	総 -	-7
1	まちづくりの基本理念と将来像	総 -	-8
	第1節 まちづくりの基本理念	総 -	-8
	第2節 将来像の設定	総-	-8
2	将来人口の見通しと方向性	総 -	-9
	第1節 本計画における将来人口の見通し	総-	-9
3	都市空間と土地利用の方向性	総 -	-10
	第1節 都市空間づくりと基本方針		
	第2節 土地利用構想		
4	まちづくりの目標と施策の方向(大綱)	総 -	-14
	第1節 まちづくりの目標とリーディングプロジェクト	総-	-14
	第2節 まちづくりの目標と施策の方向性		
後期	基本計画	総 -	-29
ま	ちづくりの目標1 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」	総 -	-31
	1 子育て環境の充実	総-	-32
	2 保健・医療の充実	総-	-37
	3 地域共生・社会福祉の推進	総-	-43
ま	ちづくりの目標2 人と文化を育む「心豊かなまち」	総 -	-51
	1 教育環境の充実	総 -	-52
	2 生涯学習・文化・スポーツの推進	総 -	-57
	3 都市間交流・国際交流の推進	総 -	-65
ま	ちづくりの目標3 にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」		
	1 農業の振興	総 -	-70
	2 地域経済の活性化と観光の振興	総 -	-75
	3 就労環境の適正化	総-	-81
ま	ちづくりの目標4 環境にやさしく災害に強い「安全なまち」	総 -	-85
	1 生活・衛生環境の向上	総 -	-86
	2 地域の安全・安心の強化	総 -	-91
	3 地域活性化の推進	総 -	-97
	4 自然・環境の保全	総 -	-103

ます	ちづくりの目標5 自然と都市が共生する「快適なまち」	総 -107
	1 都市計画の推進と景観の形成	総 -108
	2 社会基盤の整備・拡充	総 -114
	3 公共交通網の整備・拡充	総 -123
まっ	ちづくりの目標6 市民と共に次世代を築く「自立したまち」	総 -127
	1 市民協働・地域活動の推進	総 -128
	2 自立した行財政運営	総 -133
資料	編	総 -143
7411		
	于妻市国土強靱化地域計画	
第1章	章 本計画の位置付け	国 -2
1	計画の策定趣旨	国 -2
2	計画の位置付け	国 -3
3	計画期間	国 -3
4	下妻市の地域特性	国 -4
5	目指すべき将来の姿	国 -7
6	基本目標	国 -7
7	事前に備えるべき目標	国 -7
	1,111,1-MIN, CO , C H IN,	
第2章	章 脆弱性評価	
第2 章		国 -8
1	章 脆弱性評価	国 -8
1	章 脆弱性評価	国 -8 国 -8 国 -11
1 2 3	章 脆弱性評価	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13
1 2 3 4	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15
1 2 3 4 5	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定 脆弱性評価の実施	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16
1 2 3 4 5 第3 章	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定 脆弱性評価の実施 脆弱性評価結果	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18
1 2 3 4 5 第3 章	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定 脆弱性評価の実施 脆弱性評価結果 プスクシナリオへの対応方策	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18
1 2 3 4 5 第3 ³ 1 2	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定 脆弱性評価の実施 脆弱性評価結果 プスクシナリオへの対応方策 人命の保護が最大限図られる	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -18
1 2 3 4 5 第3 1 2 3	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定 脆弱性評価の実施 脆弱性評価結果 プスクシナリオへの対応方策 人命の保護が最大限図られる 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -18 国 -21 国 -24
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4	章	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -18 国 -21 国 -24
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5	章	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -18 国 -21 国 -24
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5 6	章 脆弱性評価 想定するリスク	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -21 国 -24 国 -24 国 -26 国 -27
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5 6 7	章 脆弱性評価 想定するリスク	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -21 国 -24 国 -24 国 -26 国 -27
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5 6 7 8	章 脆弱性評価 想定するリスク	国-8 国-8 国-11 国-13 国-15 国-16 国-18 国-21 国-24 国-24 国-25 国-27
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5 6 7 8	章 脆弱性評価 想定するリスク	国-8 国-8 国-11 国-13 国-15 国-16 国-18 国-21 国-24 国-24 国-25 国-27
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5 6 7 8	章 脆弱性評価 想定するリスク	国-8 国-8 国-11 国-13 国-15 国-16 国-18 国-21 国-24 国-24 国-26 国-27 国-30 国-32
1 2 3 4 5 第3 1 2 3 4 5 6 7 8 第4 1	章 脆弱性評価 想定するリスク 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) の設定 施策分野の設定 脆弱性評価の実施 脆弱性評価結果 章 リスクシナリオへの対応方策 人命の保護が最大限図られる 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 必要不可欠な行政機能は確保する 必要不可欠な情報通信機能は確保する 必要不可欠な情報通信機能は確保する 経済活動の早期復旧を図る 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 制御不能な二次災害を発生させない 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 章 対応方策の重点化と計画の進捗管理	国 -8 国 -8 国 -11 国 -13 国 -15 国 -16 国 -18 国 -21 国 -24 国 -24 国 -27 国 -23 国 -30 国 -32

序論

- 1 策定の趣旨及び計画の役割
- 2 計画の策定体制や市民意見の把握

1

計画の策定趣旨及び計画の役割

第1節 総合計画策定の趣旨

1「総合計画」とは

(1) 下妻市と総合計画

総合計画は、従来、自治体における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として策定することが法的に義務付けられていました。しかし、現在では、平成 23 (2011) 年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、総合計画の策定は任意となっています。

下妻市(以下、「本市」)では、平成 18 (2006)年に千代川村との合併を経て、平成 20 (2008)年度からの 10年間を計画期間とする「第5次下妻市総合計画」を策定しており、合併後としては第1次計画に相当する総合計画として平成 29 (2017)年度まで運用し、市政の円滑な運営と新市の一体性の確立に努めてきました。

(2) 本市の考え方

本市としては、法改正後においても、次の理由から、下妻市総合計画策定条例に基づき、引き続き総合計画の策定を行っております。

理由

合併からの一貫した市政の運営指針

本市は、合併を経てなお、都市計画マスタープランや新市建設計画といった合併に伴う施策・ 事業が進行の途中にあり、その指針として上位計画である総合計画の役割は重要となります。 そのために総合計画は、過去から現在、将来へとつなぐ長期ビジョンを示す、市政の重要な 指針となります。

理由 2

市民と行政が共に進めるまちづくりの指針

まちづくりは、行政が独自に計画し推進するものではなく、市民との対話・協調の場を通し、 市民と協働で進めることが重要となります。

そのために総合計画などの長期的な計画は、市民と行政が共にまちづくりを進めていく指針としての役割を担うものです。

本市では、上記の理由を踏まえ、平成30(2018)年度からの10年間を計画期間とする「第6次下妻市総合計画」(以下、「本計画」)を策定いたしました。本計画では、社会情勢の変化を適切に捉えることで総合的かつ計画的な市政の運営を図り、将来にわたって魅力のある持続可能なまちづくりを着実に推進することを目指しております。

このたび、令和4(2022)年度末で前期基本計画の5年間の計画期間が終了することから、引き続き計画的に施策を実施していくため、令和5(2023)年度からの5年間について、後期基本計画を策定します。

第2節 計画の役割と構成、位置付け

1 計画の役割

本市では、条例により市が策定・運用する全ての行政計画の最上位計画として、総合計画を位置付けしています。したがって、下位の計画の策定・運用に当たっては、総合計画に基づく、施策・事業の実施を原則としております。

2 計画の内容と期間

総合計画は、次の 3 種の計画から構成されており、それぞれの内容及び本市における計画期間は次の とおりとしております。

(1) 基本構想(平成 30 ~令和9年度)

計画内容 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を達成 するための基本方針及び施策の大綱を示すものです。

計画期間 基本計画を前後期 5 年間とすることから、計画期間は 10 年間とします。

(2) 基本計画(前期:平成30~令和4年度後期:令和5~令和9年度)

計画内容 基本構想に掲げる将来の目指すべき都市像を実現するため、基本構想で定めた施策の大綱・ リーディングプロジェクトなどに基づき、必要な施策を体系的かつ具体的に示すものです。

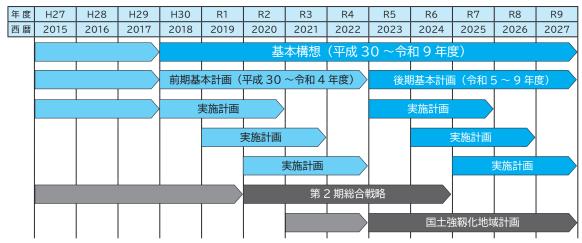
計画期間 事業進捗・評価が可能な中期的な計画として、5年間とします。

(3) 実施計画(3ヵ年計画による単年度ローリング方式)

計画内容 基本計画で定めた施策を効果的に実施するため、事業の実施の時期および実施に当たって の方策を具体的に示すものです。

計画期間 急激な社会情勢の変化と事業の進捗を勘案しながら、計画内容を毎年度見直すローリング 方式とします。

【計画期間】



2

計画の策定体制や市民意見の把握

第1節 計画の策定体制

庁内において関係各課との施策の調整、基本理念・目標(案)、事業量の設定などを行うほか、現行 計画における施策・事業などの実績状況を調査しました。

また、次のとおり、庁内外の協議体による施策・事業などの調整を行いました。

1 下妻市総合計画審議会

本計画の策定に当たり、市長の諮問に応じ、総合計画に関する必要な事項を審議し、市長に答申する もので、市議会議員・団体の役職員・公募による市民・知識経験者・市の職員等で構成する総合計画審 議会を設置し、会議を開催しました。

2 下妻市総合計画策定委員会

計画の策定に当たり、素案の検討・庁内調整を行うため、委員は、副市長、教育長を始め、各部長級職員を委員とする総合計画策定委員会を設置し、会議を開催しました。

3 下妻市総合計画専門部会及びワーキングチーム

総合計画策定委員会の下部組織として部長・課長級職員による専門部会及び課長補佐・係長級職員によるワーキングチームを設置し、施策担当者による素案の検討・意見調整を行いました。

第2節 市民意見の把握

次のとおり、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見や要望などを収集する機会を設けました。なお、意見などは基礎資料として計画策定に反映させました。

市民等の意見・当事者意見の把握

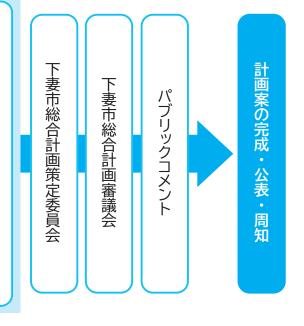
①意識調査

市内在住者の定住意向や愛着、市政全般に対する意識・要望と、市外在住者の移住意向や下妻市の認知度などを調査しました。

- ・市民意識調査(一般市民 2,000 人、36.2%)
- ・下妻市高校生 ゆめまちづくりアンケート
 - 茨城県立下妻第一高等学校(796人、28.4%)
 - 茨城県立下妻第二高等学校(811人、22.3%)
 - -茨城県立下妻特別支援学校(4人、100%)
- ・市外在住者アンケート(有効回答数:523人) ()内は対象人数と回収率

②各種団体・有識者等へ書面ヒアリング

まちの変化、発展に大事なキーワード、将来どのようなまちを目指すべきか等について調査をしました。



※一般市民とは、「住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民」を指します。

※市外在住者は、近隣自治体や常総線、東北本線宇都宮線、国道等の沿線都市を対象としています。

基本構想

- 1 まちづくりの基本理念と将来像
- 2 将来人口の見通しと方向性
- 3 都市空間と土地利用の方向性
- 4 まちづくりの目標と施策の方向(大綱)

1

まちづくりの基本理念と将来像

第1節 まちづくりの基本理念

本市は、平成 18 (2006) 年の合併時における新市建設計画から「第 5 次下妻市総合計画」の基本理念及び将来像を設定しており、新たな「下妻市」の市政目標としてきました。

そのため、本計画においても、市政全体の理念である「基本理念」は継承しながら、時代の変化や制度、政策の変更を踏まえ、理念を一部変更し、新たな総合計画に適当なものとします。

また、総合戦略との整合性を図り、「まちの活力」「交流・協働」「経済・産業」といった『地域活性化』 『地域共生』の視点を盛り込んだものとし、本市の基本理念を、次のとおりとします。

1. いつまでも暮らしたい 誰もが安心できるやさしいまちづくり

生涯を下妻市で過ごすことのできる、住みよいまちづくりを進めます

基本理令

2. 豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり

自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます

3. 市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり 市民の活躍を促し、地域社会に活力あるまちづくりを進めます

第2節 将来像の設定

将来像は、新たな基本理念を踏まえ、本市の政策的な特徴を捉えた内容とし、市内外に下妻市政の方向性を示すものとして、次のとおり設定します。

将来像

人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま

~住み続けたい、選ばれるまちを目指して~

私たちは、この「下妻」で、人と自然が共生しながら、誰もが健康で、快適に住み続けられるまちを 目指します。

そのために、市民と行政が共に地域・社会づくりに取り組み、住み続けたい、住んでみたいと思える まちづくりに取り組みます。

将来人口の見通しと方向性

第1節 本計画における将来人口の見通し

1 人口ビジョンとの関係

本市では、平成 27 (2015) 年度に策定した人口ビジョンにおいて、人口減少の現状や将来展望の調査・分析から地域へ与える影響などを踏まえ、人口減少を抑制していくための将来の目標と目指すべき方向性を定め、将来人口の見通しを次のとおり設定しています。

図表 -1 人口ビジョンにおける将来人口の見通し

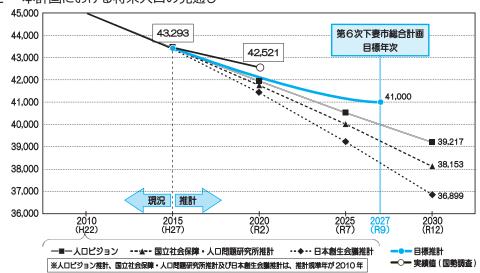
	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
人口推計	44,987人	41,951人	39,217人	36,491人	33,852人	31,773人

2 総合計画と将来人口

総合計画は、各自治体が独自に定めるものであるため、国の手法に準じない形で調査・分析を行い、 長期の指針に適当な推計値を独自に算出することが望ましいとされています。

本市は、現在の状況で推移した場合、人口減少が大幅に進行することが見込まれることから、総合計画及び総合戦略による施策・事業の効果により、工業団地の開発などに伴う流入人口や定住人口の増加、若者世代の流出抑制を果たすことで、本計画の目標年次である令和9(2027)年の将来人口として41,000人を目指します。

図表 - 2 本計画における将来人口の見通し



都市空間と土地利用の方向性

第1節 都市空間づくりと基本方針

1 都市空間づくりの考え方

本市では、従来より、土地利用に係る計画として、次の計画を策定しています。

(1) 都市計画マスタープラン

「都市計画マスタープラン」において、土地利用や市街地整備の在り方などを明確にし、都市計画の 方針を具体的に定めています。

(2)新市建設計画

東日本大震災の特例措置により、2025年度まで計画期間が延長された「新市建設計画」において、 合併後の都市整備の方針を別途定めています。

このことから、都市計画及び都市整備に係る個別の具体的な方針・施策などについては「都市計画マ スタープラン」「新市建設計画」に位置付けることとし、本構想では「都市空間づくりの考え方」として、「ま ちづくり(都市計画及び都市整備)の基本方針」及び「ゾーニング(地域設計)」を定めます。

2 まちづくりの基本方針

本市では、第5次総合計画より、新市建設計画で定められた基本政策に即した土地利用を行ってきた ことから、これを踏襲し、改めて本計画における基本方針として位置付けます。

■まちづくり(都市計画及び都市整備)の基本方針

都市基盤の整備

道路・交通網の整備・充実

産業・観光の振興

保健・医療・福祉の充実

自然・生活環境の保全

教育・文化・スポーツの推進

コミュニティの活性化

行財政改革の推進

※新市の基本政策(新市建設計画)を踏襲

第2節 土地利用構想

1 土地利用の考え方

本市の都市計画及び土地利用の方針については、次のとおり定めます。

■都市構造の構築(ゾーニングの配置)

合併前の分断的な都市構造から、引き続き「下妻市」としての都市の一体化や効率化を推進し、 市全体のバランスの取れた都市の発展を促進します。

また、都市のゾーニングに当たっては、基本的な土地の利用を構成するゾーン、まちの目玉を 構成する拠点、結びつきと流れを示すネットワーク軸を定め、都市構造の再構築を行います。

2 地域別ゾーニングと整備方針

基本的な土地の利用を構成する 4 つのゾーン、まちの目玉を構成する 3 つの拠点、結びつきと流れを示す 3 つのネットワーク軸を、次のとおり定めます。

(1) 基本的な土地の利用を構成するゾーン

①地域拠点ゾーン

下妻地区と千代川地区の市街地を地域拠点ゾーンと位置付け、地域特性を尊重しながら、中心市街地の活性化や生活環境の向上に努めます。

②産業振興ゾーン

これまで立地してきた産業の維持と育成を図るとともに、新たな産業の振興に努めます。また、新たな工業団地の造成により、更なる企業誘致を推進し、産業拠点としての機能整備と雇用の場の確保を図ります。

3農業生産ゾーン

市内全域に広がる優良農地や平地林の保全に努めるとともに、上・下水道や集落間道路、集落景観の形成を図り、美しく住みよい農村空間の創出に努めます。

また、担い手の育成に努め、梨・千石きゅうりを始めとした農産物のブランド化を推進し、首都圏 に近い立地条件を生かした収益性の高い農業を目指します。

4緑地景観ゾーン

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や河川緑地、また貴重な平地林を生かした公園などを緑地景観ゾーンと位置付け、質の高い緑地景観の整備・保全により、住民生活の憩いの場を確保します。

(2) まちの目玉を構成する拠点

①レクリエーション・スポーツ拠点

水辺空間や緑地空間を生かした公園、スポーツ関連施設などのレクリエーション拠点の整備・充実 を図り、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

②情報発信・交流拠点

国道 294 号は、地域の自立的発展や地域間の連携を支えるための地域高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」に位置付けられている本市の幹線道路です。その国道 294 号に面して立地する「道の駅しもつま」と「やすらぎの里しもつま」を本市における北と南の情報発信の拠点として位置付け、産業、観光、文化などの情報発信基地として充実を図ります。

さらに、砂沼周辺地区都市再生整備計画事業で整備した「さん歩の駅サン・SUN さぬま」と、屋根付きのイベント広場や本格的なスケートボード用施設を備えた「Waiwai ドームしもつま」を情報発信と交流の拠点として位置付け、中心市街地の活性化を図ります。

③歴史と文化の拠点

「ふるさと博物館」のほか、国の重要文化財にも指定され、古くからの歴史と文化が栄えたおもかげを今に伝える大宝八幡宮や大宝城跡周辺と、国の登録有形文化財に登録された江連用水旧溝宮裏両樋を歴史と文化の拠点として位置付け、文化財の保護・保存に努めながら、まちの魅力として観光施策を推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

(3) 結びつきと流れを示すネットワーク軸

①地域ネットワーク軸

各地域拠点ゾーン(本庁舎及び千代川庁舎)を結ぶ幹線道路を地域ネットワーク軸として位置付け、 各地域拠点ゾーン同士の連携を強化し、速やかな一体化を推進するとともに、本市の均衡ある発展と 住民福祉の向上に努めます。

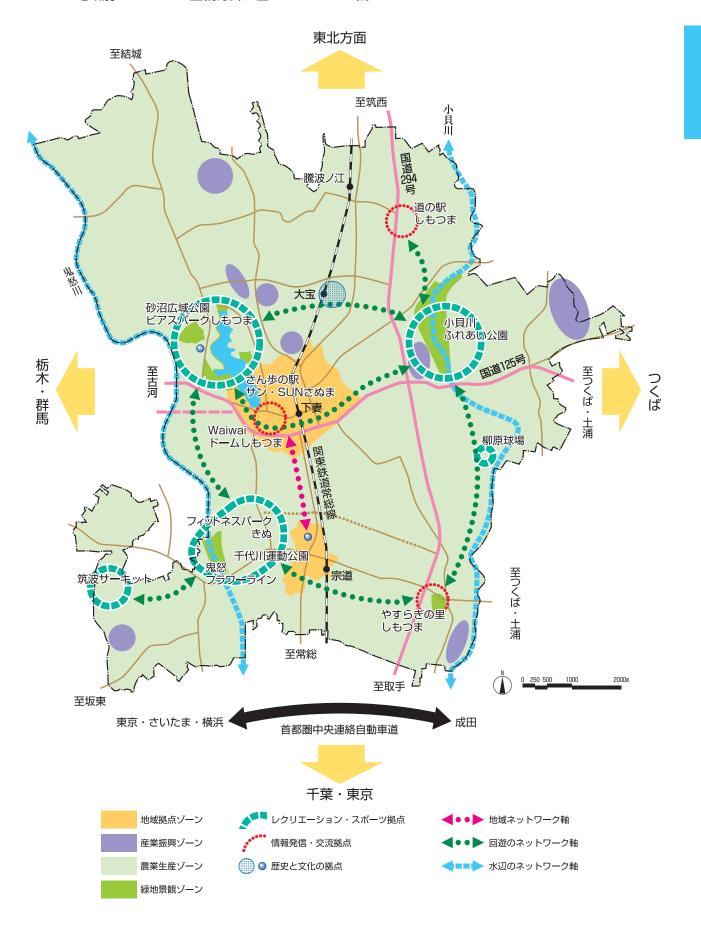
②回遊ネットワーク軸

鬼怒川・小貝川・砂沼などの水辺空間や各緑地景観ゾーン、レクリエーション拠点など、豊かな水辺と緑地空間をウォーキングコースやサイクリングロード、平地林、広大な田園地帯や畑作地帯などにより有機的に連携し、回遊ネットワーク軸を形成します。ウォーキングやサイクリングを通して、訪れる人が快適に本市の魅力に触れる機会を創出し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

③水辺のネットワーク軸

鬼怒川・小貝川などの河川空間を水辺のネットワーク軸として位置付け、鬼怒フラワーラインや小貝川ふれあい公園、サイクリングロードの整備・充実を図るとともに、Eボート大会や自然体験学習など多様なイベントを開催し、安全で親しみのある河川空間の創造に努めます。また、上流域や下流域と連携し、広域的な河川空間の利活用を推進します。

■地域別ゾーニングと整備方針に基づくゾーニング図



4

まちづくりの目標と施策の方向(大綱)

第1節 まちづくりの目標とリーディングプロジェクト

1 基本理念・将来像を実現するための考え方

「基本理念」「将来像」に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ 効果的に推進する必要があります。

そこで、本市を取り巻く様々な課題に新たに取り組むため、従来の計画体系を改め、まちづくりの将来像を実現するための 6 つの基本目標を設定します。

さらに、基本目標体系と共に、総合戦略に記載のある施策群について、地方創生に係る庁内横断型の 施策群として別途体系化し、本計画におけるリーディングプロジェクトに設定します。

基本理念

1. いつまでも暮らしたい 誰もが安心できるやさしいまちづくり

生涯を下妻市で過ごすことのできる、住みよいまちづくりを進めます

2. 豊かでかけがえのない自然と共生するまちづくり

自然を大切にし、人と自然の共生によるまちづくりを進めます

3. 市民一人ひとりが活躍し、ひと・もの・しごとに活力あるまちづくり 市民の活躍を促し、地域社会に活力あるまちづくりを進めます

将宋像

人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま

~住み続けたい、選ばれるまちを目指して~

						1		
分野別の6つの基本目標								
出産、子育て	幼児、 学校教育	農業	生活環境、衛生	都市計画・整備	市民協働、地域活動	リーディング プロジェクト		
健康づくり、 医療	生涯 学習、 文化、 スポーツ	観光、商工業、 企業誘致、 地域支援	防災、防犯、 危機管理	社会基盤	広域連携、 行財政運営	下妻市総合戦略		
社会福祉	都市間交流、国際交流	雇用、就労、 ワーク・ライ フ・バランス	地域振興	公共交通		政策分野 1 地域づくり		
			自然、環境			政策分野 2 人の流れ		
「安心な+	「小 豊 安	「活力ある」	「安全なまt	「快適なまり	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	政策分野3 希望を叶える		
「安心なまち」	「心豊かなまち」	「活力あるまち」	災害に強い	自然と都市が	「自立したまち」	政策分野 4 雇用の創出		
ات	ं ह	ं व	<		5			

2 新たなリーディングプロジェクトの設定の考え方

本市では、従来、各分野において総合的かつ重点的に取り組む施策を選択し、横断的に関連付け、計画全体を誘導して相乗的な効果を発揮させるため、まちづくりの目標体系とは別に「リーディングプロジェクト」を設定していました。

本計画では、改めて内容を精査し、新たなリーディングプロジェクトを、次のとおり設定します。

(1) リーディングプロジェクトの再設定

・リーディングプロジェクトの内容を改めるに当たっては、重点施策を取り上げるとともに、 別途、総合戦略との整合を図る必要があります。

(2) 地方創生の取り組みと重点戦略化

- ・平成 27 (2015) 年度策定の総合戦略は、「第 5 次下妻市総合計画」との整合性及び結びつけを考慮し、今後のまちづくりの方向性を見据えた戦略づくりを行いました。
- ・このことから、総合戦略を本計画に重点施策として組み込むことで、この両計画の一体性及 び総合戦略の推進力を高めることができると考えます。
- ・そこで本市では、人口減少の克服や市の活力の維持・向上を掲げた総合戦略を新たなリーディングプロジェクトと位置付け、取り組みを推進することとします。

なお、総合戦略における施策・事業は、全て本計画に位置付けられるものであり、本計画での総合戦略の取扱い事項は、次のとおりとします。

■本計画における総合戦略の取り扱い事項

- 第1項 総合戦略記載の施策及び事業は、基本計画に明確に位置付けること。
- 第2項 総合戦略記載の数値目標は、基本計画における重点施策成果指標として設定すること。
- 第3項 総合戦略記載の重要業績評価指標(KPI)は、実施計画において、その整合性を図ること。
- 第4項 本計画は、総合戦略に上位する計画であること。
- 第5項 総合戦略に修正が生じる場合は、本計画との整合性を図り、適当な修正を加えること。
- 第6項 法改正や国通知などにより、両計画の位置付け・取り扱いなどが規定された場合は、 それに基づき本事項を見直すこと。

まちづくりの 目標

子育て 医療 社会福祉 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」

● 基本方針 ●

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援を始め、地域の絆を大切にし、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる取り組みを推進します。

これにより、子どもから高齢者まで世代を問わず、性別や障害などによる差別のない、地域共生社会の構築を図り、「子育て、医療、社会福祉」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策1子育て環境の充実出産、子育で

1 子育て

妊娠から出産、子どもの発育に係る支援、母子保健などの充実を図るとともに、切れ目ない子育 て世代へのサポートや子育て環境の整備を図ります。

2 児童福祉

児童福祉施策の充実を図るとともに、児童虐待防止に努め、児童の健全育成を推進します。

基本施策 2 保健・医療の充実 健康づくり、医療

1 保健

若い世代から広く市民の健康づくりを促進し、積極的に自分の健康づくりに取り組む市民を増やし、健康寿命の延伸を図ります。

2 医療

関係機関などの連携を図り、安心して医療が受けられる医療体制の充実を図ります。

3 国保、後期高齢者医療、年金

市民の安心・健康を支える国民皆保険制度を維持するために、国、県や広域連合との連携を図りながら適切な運営に努めます。

基本施策 3 地域共生・社会福祉の推進 社会福祉

1 社会福祉

様々な事情により経済的に困窮する市民に対して、各種社会保障制度の活用や関係機関との連携 により、早期の問題解決ができるよう支援します。

2 障害者福祉

障害のある人が安心して暮らせる社会を目指し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進します。

3 高齢者福祉

元気に楽しく生き生きとした高齢期を過ごせるよう、在宅福祉サービスや健康づくり、社会参加、 就労支援などに取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 介護保険

介護保険制度の普及・啓発及び制度の円滑な運営とサービスの基盤整備の推進を図り、保険者機能の強化に努めます。高齢者の自立と尊厳を支えるケアを目指し、介護給付の適正化に取り組みます。

5 地域福祉、地域包括ケア

全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助・共助・公助の理念に基づき、地域共生社会の実現に取り組みます。

まちづくりの 目標

9

教育 文化 人と文化を育む「心豊かなまち」

● 基本方針 ●

子どもの健全な心身の育成を図るため、質の高い教育環境の整備や、郷土への誇り・愛着を持つことができるよう、郷土文化・芸術へのふれあいの機会づくりに努めるとともに、市民一人ひとりの学習・技能取得の機会づくりや意欲向上の取り組みを推進します。

これにより、市民一人ひとりが活躍することができ、下妻への郷土愛を生み育てることのできる「教育、 文化」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 教育環境の充実 幼児、学校教育

1 幼児教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる時期であり、小学校以降における「生きる力」の基礎を培 うために、幼児期からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

2 義務教育

子どもたちが、自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うために、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた児童生徒の育成を支援します。

基本施策 2 生涯学習・文化・スポーツの推進 生涯学習、文化、スポーツ

1 生涯学習、公民館

多様な学習ニーズに対応した講座などの生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めます。

2 青少年育成

青少年が心豊かに成長するため、青少年育成団体への活動を積極的に支援するとともに、関係機関などと連携し、非行防止などの啓発を図ります。

3 芸術、文化、市民文化会館

多くの市民が芸術・文化などの活動に親しむことができるよう、機会の充実に努めるとともに、 芸術文化活動の活性化を図ります。

4 文化財、博物館

本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、出土品の文化財など、歴史資料の調査・収集・保護・保存・展示に努めます。

5 図書館

市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、資料及び情報の収集・保存・提供などのサービスの充実と向上に努めます。

6 スポーツ振興、体育施設

生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツ環境の整備に努め、子どもから高齢者まで、 様々な世代でスポーツ活動の充実を図ります。

基本施策 3 都市間交流・国際交流の推進 都市間交流、国際交流

1 都市間交流、国際交流

姉妹都市や災害時応援協定を締結した都市との交流を促進します。また、国際交流活動を推進し、 多文化共生の進展を図ります。

まちづくりの 目標

K

観光 産業振興 にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」

● 基本方針 ●

活力あふれる地域づくりのため、「まち」のにぎわい、「ひと」の活躍、「しごと」の創出を図り、地域 経済の活力を生み、市内産業の活性化を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスによる余暇生活の 充実など、勤労者福祉への取り組みを推進します。

これにより、下妻のにぎわいを呼び起こし、地域経済に活力があり、心豊かに働くことのできる「観光、 産業振興」の向上を図ります。

● 基本施策 ●

基本施策 1 農業の振興 農業

1 農業経営

経営基盤の強化と経営革新や経営安定のための各種支援策に取り組み、農業事業者の経営支援を 図ります。

2 農業基盤

安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業の確立を図るため、ほ場における未整備地区の事業化推進、畑地帯における霞ヶ浦用水の事業推進、農業用施設などの長寿命化対策、多面的機能発揮における地域活動の促進に努めます。

基本施策 2 地域経済の活性化と観光の振興 観光、商工業、企業誘致、地域支援

1 観光

周辺地域や遠方の人々が興味を持って訪れる、「下妻らしさがあふれ、地域の産業振興につながる観光」を目指した施策を推進します。また、交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化・高度化する観光・レクリエーションニーズに即した取り組みを図り、交流人口の拡大に努めます。

2 商業

買物弱者である高齢者などに配慮した商店街づくりや、創業希望者が空き店舗などを活用し起業できるよう努めるとともに、大型店と商店街が共存できるような施策を展開し、商業の活性化を目指します。

3 工業、企業誘致

AI (人工知能) や最新設備機器などの導入、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・ 生産プロセスの改善を支援し、企業の定着に努め、また新分野を開拓する企業の誘致を図ります。

4 地域資源活用、産業創造

地域交流拠点施設を活用し、特産品の販売拡大を図ります。また、都市部の住民を対象に農業体験を中心とした企画を実施し交流を図ります。さらに、農業の 6 次産業化に取り組む生産者を支援します。

基本施策3 就労環境の適正化 雇用、就労、ワーク・ライフ・バランス

1 就労

就労希望者を支援するため、職業訓練機関などと連携し情報提供を行います。また、再就職者などへの支援として、各種講座やセミナーの開催の情報提供を行います。さらに、青年無業者(ニート)を支援するため、就労支援機関と連携し、情報提供を行います。

2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を推進し、勤労者福祉施設の利用促進を図り、健康でゆとりある労働環境づく りに努めます。 まちづくりの 目標

4

生活 環境

環境にやさしく災害に強い「安全なまち」

● 基本方針 ●

環境負荷の少ない循環型社会の構築のため、市民一人ひとりの意識と行動を促し、循環型社会の構築 に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然環境を保全し、季節の彩りを身近に感じ ることができる環境保全の取り組みを推進します。

また、地域ぐるみで、自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を 推進するなど、まちの安全性を高めるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共 助意識の高揚のための取り組みを推進します。

これにより、安全で安心な地域づくりを図り、下妻に暮らし続けることができ、下妻に訪れたい、住んでみたいという人々を呼び込むこともできる「生活、環境」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 生活・衛生環境の向上 生活環境、衛生

1 公害

大気汚染物質や水質・土壌・地下水汚染などを監視し、有害化学物質などへの対応に努めることで、 健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。

2 墓地、葬斎場

市民・利用者の利便・ニーズを適切に捉え、施設・土地の適切な管理・運営を図ります。

3 ごみ対策、リサイクル

循環型社会を実現するため、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指すとともに、効果的・ 効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

基本施策 2 地域の安全・安心の強化 防災、防犯、危機管理

1 防災、国民保護

大規模災害や武力攻撃・テロ攻撃などの多様化する危機への対応及び発生した危機に対する被害の軽減を目指し、危機管理体制の更なる向上を図ります。

2 交通安全、防犯

市民、地域、警察、市などが連携を図りながら情報を共有化するとともに、防犯などに関する啓

発活動を強化し、市民の意識の醸成に努めます。

3 消費者支援

市民生活を安全で豊かなものとするため、消費生活の向上を図るとともに、様々な消費者教育、啓発、情報提供に努めます。

基本施策3 地域活性化の推進 地域振興

1 シティプロモーション

下妻ブランドの効果的なプロモーションを行うとともに、下妻への愛着・誇りの形成を促進します。

2 移住、定住

「選ばれるまち」を目指し、本市の魅力に共感する人が生涯にわたって暮らしたいと思えるまちづ くりを進めます。

3 出会い、結婚

希望する時期に、希望する在り方で結婚できるよう、若者世代からの意識啓発を積極的に推進するとともに、地域、企業、行政が連携して、結婚の機会創出などによる支援を行います。

4 空き地、空き家

市内に存在する空き地や空き家の適切な管理を行い、利活用方策の検討や、法律に基づく計画的な処分などを行います。

基本施策4 自然・環境の保全 自然、環境

1 自然、環境

市民のかけがえのない共有財産である砂沼などの市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。

まちづくりの 目標

5

都市基盤

自然と都市が共生する「快適なまち」

● 基本方針 ●

自然との共生を進める本市の特性を生かした魅力ある街並み形成と住環境整備や、合併以後のハード整備の着実な進行、そしてそれらを堅実なものとする都市計画の立案・整備といった「まちづくり」の取り組みを推進します。

これにより、必要な都市開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市ならではの安全と快適さが行き届く「都市基盤」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 都市計画の推進と景観の形成 都市計画・整備

1 土地利用

地域特性を生かした土地利用の形成に努めつつ、土地利用構想に位置付ける都市的土地利用については、周辺環境と調和の上、柔軟な対応を行います。

2 都市計画

下妻市都市計画マスタープランに基づき魅力ある都市づくりを推進するとともに、立地適正化計画による持続可能な都市構造への転換を図ります。

3 市街地

下妻駅及び宗道駅周辺の市街地の活性化を図るため、居住や都市機能の立地を誘導するとともに、砂沼などの地域資源を生かした市街地整備を推進します。

4 公園、緑化

魅力的な水辺空間や緑豊かで「花のまちしもつま」に相応しい公園として、市民のやすらぎの場となるよう、自然と調和した公園緑地の整備と管理を行います。

基本施策 2 社会基盤の整備・拡充 社会基盤

1 住宅、宅地

市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。

2 景観、住環境

自然景観、歴史的景観を生かした地域の活性化と魅力の向上に努め、景観・住環境に関する法令を遵守し良好な都市景観の形成を目指します。

3 国道、県道

国道、県道の事業推進に向け、整備促進を図るため、関係市町、関係機関と連携し、国、県への 要望活動を継続的に実施します。

4 市道

安全なまちづくりを推進し、災害時の輸送力を確保するため、1級・2級市道及び都市計画道路の効率的・効果的な整備を推進します。また、生活道路の側溝整備や維持修繕、橋梁の老朽化への対応を図ります。

5 上水道

人口減少などに伴う水需要の減少に応じた施設規模の適正化を図りつつ、各施設の耐震化、更新・ 改築を計画的に行い、施設の健全性を確保し、安全・安心な市民生活を支える持続可能な水道事業 を図りながら経営の合理化に努めます。

6 下水道

公共下水道の整備を計画的に推進し、未普及区域の解消を図り、併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。

7 河川

国、県などの関係機関と連携し、自然環境を整備し、水害の発生を防止するための堤防の設置、 河川の維持修繕を行い、河川の整備・保全を図ります。

8 排水路

都市下水路及び市街地排水路の維持管理を適切に実施するよう努めます。

基本施策3 公共交通網の整備・拡充 公共交通

1 公共交通

地域の特性に適した移動手段の確保に努めるとともに、移動の利便性向上を図ります。

まちづくりの 目標

6

市民協働 行財政運営

市民と共に次世代を築く「自立したまち」

● 基本方針 ●

市民主体のまちを目指し、一人ひとりが地域やまちづくりの担い手として活動することにより、誰もが本市に誇りを持つことのできる協働のまちづくりへの取り組みを推進します。

また、公共の福祉、市民サービスの向上を図るため、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることで、開かれた市政と、安定した行財政運営への取り組みを推進します。

これにより、市民と共に未来を歩み、新たなまちを作り出すことのできる下妻市を掲げ、「市民協働、行財政運営」の向上を目指します。

● 基本施策 ●

基本施策 1 市民協働・地域活動の推進 市民協働、地域活動

1 住民自治、地域コミュニティ

自治会や市民団体などが行う公益的な活動を支援するとともに、身近な課題解決や地域の活性化 につながる協働の取り組みを推進します。

2 男女共同参画

市民、事業所などの多様な主体との連携・協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな 生活の実現を目指します。

3 人権、同和対策

市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、差別のない明るい社会を目指します。

基本施策 2 自立した行財政運営 広域連携、行財政運営

1 広報広聴、情報公開

効果的な情報発信・情報収集を行うため、広報広聴機能の充実を図るなど情報提供施策を推進し、 また、市民の請求に応じる情報公開制度の適正な運用に努めます。

2 情報化

ICTの活用により、行政手続の電子化を推進するとともに、情報のセキュリティ強化を図り、効率的で迅速な情報管理を行います。また、マイナンバーカードの利便性を調査・研究し、事務の効率化を図るとともに、活用方法を検討します。

3 行財政改革

将来にわたって自主自立したまちづくりを進めていくため、適切な行財政運営を目指し、債務の 適正な管理、歳入の確保などに引き続き努めます。

4 財政

将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の確保を常に視野に入れながら、自立した都市・財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

5 税政

公平かつ適正な課税・徴収により、市財政の安定を図ります。

6 行政経営

行政組織や機構を改善し、質の高いサービスを提供します。

7 公共施設マネジメント

時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。

第2節 まちづくりの目標と施策の方向性

基本理念	将来	象	まちづくりの目標	基本施策	分野施策
			1. 子育て、医療、社会福祉	1. 出産、子育て 子育て環境の充実	1 子育て 2 児童福祉
			誰もが健やかに暮らせる 「安心なまち」	 健康づくり、医療保健・医療の充実 社会福祉 地域共生・社会福祉の推進 	1 保健 2 医療 3 国保、後期高齢者医療、年金 1 社会福祉 2 障害者福祉 3 高齢養福祉 4 介護保険 5 地域福祉、地域包括ケア
i	1		2. 教育、文化	1. 幼児、学校教育 教育環境の充実	1 幼児教育 2 義務教育
り豊市	人と自然を活か		人と文化を育む 「心豊かなまち」	2. 生涯学習、文化、スポーツ 生涯学習・文化・スポーツの推進	1 生涯学習、公民館 2 青少年育成 3 芸術、文化、市民文化会館 4 文化財、博物館 5 図書館 6 スポーツ振興、体育施設
までも暮ら				3. 都市間交流、国際交流 都市間交流・国際交流の推進	1 都市間交流、国際交流
暮られ	を活		3. 観光、産業振興	1. 農業 農業の振興	1 農業経営 2 農業基盤
したい記録			にぎわいと活気を生み出す 「活力あるまち」	2. 観光、商工業、企業誘致、 地域支援 地域経済の活性化と観光の振興	1 観光 2 商業 3 工業、企業誘致 4 地域資源活用、産業創造
■ 目しまなる	`		. 10/3/0/0/0/5/3	3. 雇用、就労、ワーク・ライフ・パランス 就労環境の適正化	1 就労 2 ワーク・ライフ・バランス
が共と			4. 生活、環境	1. 生活環境、衛生 生活・衛生環境の向上	1 公害 2 墓地、葬斎場 3 ごみ対策、リサイクル
心できます	よさ		環境にやさしく災害に強い	2. 防災、防犯、危機管理 地域の安全・安心の強化	1 防災、国民保護 2 交通安全、防犯 3 消費者支援
自然と共生するまちづくり自然と共生するまちづくり	住みよさを創るまち		「安全なまち」	3. 地域振興 地域活性化の推進	1 シティプロモーション 2 移住、定住 3 出会い、結婚 4 空き地、空き家
	ましま			4. 自然、環境 自然・環境の保全	1 自然、環境
誰もが安心できるやさしいまちづくり然と共生するまちづくり	5 5		5. 都市基盤	1. 都市計画・整備 都市計画の推進と景観の形成	1 土地利用 2 都市計画 3 市街地 4 公園、緑化
			自然と都市が共生する 「快適なまち」	2. 社会基盤 社会基盤の整備・拡充	1 住宅、宅地 2 景観、住環境 3 国道、県道 4 市道 5 上水道 6 下水道 7 河川 8 排水路
				3. 公共交通 公共交通網の整備・拡充	1 公共交通
			6. 市民協働、行財政運営	1. 市民協働、地域活動 市民協働・地域活動の推進	1 住民自治、地域コミュニティ 2 男女共同参画 3 人権、同和対策
			市民と共に次世代を築く「自立したまち」	2. 広域連携、行財政運営 自立した行財政運営	1 広報広聴、情報公開 2 情報化 3 行財政改革 4 財政 5 税政 6 行政経営 7 公共施設マネジメント

後期基本計画

- まちづくりの目標 1 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」
- まちづくりの目標 2 人と文化を育む「心豊かなまち」
- まちづくりの目標3 にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」
- まちづくりの目標 4 環境にやさしく災害に強い「安全なまち」
- まちづくりの目標5 自然と都市が共生する「快適なまち」
- まちづくりの目標 6 市民と共に次世代を築く「自立したまち」

● 後期基本計画の見方●

● 令和9年度までのロードマップ ●

リーディング プロジェクト
*
*

≪★マークについて≫

本計画におけるリーディングプロジェクトとは、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と『「東京圏への一極集中」の是正』を目指す地方創生に係る計画である「下妻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)」に記載されている事業の中から選択された、各分野において総合的かつ重点的に取り組む施策を指します。

なお、本計画では、今後の総合戦略の改訂によって 位置付ける予定の事業を見通した上で、リーディングプ ロジェクトを設定しています。

● 取り組みの概要 ●

1

子育て環境の充実

[1-1-1-1]

- ・子育て家庭が子育てしやすい環境を提供するため、 関係機関が連携し、妊娠期からの切れ目ない支援 体制の充実を図ります。
- ・ホームページやアプリ等を活用した効果的な子育て 情報の提供に努め、保護者が必要とする支援につ なげます。









≪施策番号について≫

各施策に記している4桁の番号は、計画体系の中の 位置を表します。

まちづくりの目標1 誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」 基本施策1 子育て環境の充実 分野施策1 子育て 取り組みの概要1 子育て環境の充実 | 取り組みの概要1 子育で環境の充実

≪ SDGs の表記について≫

左図のように、後期基本計画の各施策には取り組みの概要に SDGs のアイコンを入れています。

後期基本計画を策定するにあたって、本市の様々な 課題に取り組む新たな視点として、各分野施策の取り 組みの概要に SDG sの 17 のゴールを位置付けました。

まちづくりの 目標

誰もが健やかに暮らせる「安心なまち」

基本施策	1	子育て環境の充実	1	子育て
			2	児童福祉
	2	保健・医療の充実	1	保健
			2	医療
			3	国保、後期高齢者医療、年金
	3	地域共生・社会福祉の推進	1	社会福祉
			2	障害者福祉
			3	高齢者福祉
			4	介護保険
			5	地域福祉、地域包括ケア



基本施策1 子育て環境の充実

● 現状と課題 ●

少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化といった社会環境の変化に加え、共働き家庭の 増加やライフスタイルの多様化により、子育てにおける孤立感や不安感を抱く保護者が増加しており、き め細かな子育て支援と相談体制の充実が求められています。

このような状況に対応するため、本市においては、子育てに関する相談・支援体制の強化や妊婦の健康管理、子どもの発育・発達の支援、多様化するニーズに対応した保育サービスの提供、経済的支援など、関係機関との連携を密にしながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてきました。今後も妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるとともに、子育てに関する情報発信を強化していくことが必要です。

近年、子どもを取り巻く環境は深刻さを増しており、貧困や虐待、ヤングケアラーなどが社会問題となっています。子どもが自ら助けを求めることは難しく、課題解決には周りの大人や社会の協力が必要不可欠です。学校、家庭、地域が連携し、子どもの権利を尊重し、家庭環境等の問題を抱える子どもへの適切な支援を行うことが求められています。

● 5年間でできたこと ●

【子育て】

- ・子育て世代の悩みや不安を解消するため、交流できる場、相談できる環境を整備し、子育て支援の充実を図りました。
- ・令和元(2019)年10月1日に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から出産、就学前までの家庭の相談に応じ、切れ目のない支援の充実を図りました。
- ・令和元年 4 月より、それまでのメール配信事業から、様々な機能を追加したママサポしもつまアプリ(電子母子手帳)を導入し、妊娠中から子育てに関する情報を受け取れるよう発信を行いました。
- ・すくすく相談事業など、発達に不安を抱える保護者が安心して就学を迎えられるよう、発達支援相談体制を充実させ、関係機関との連携に努めました。
- ・幼児教育・保育のニーズに対応できるよう環境整備を進め、待機児童ゼロとしました。
- ・放課後児童の居場所づくりとして放課後児童クラブの整備を進めました。
- ・市内幼稚園、保育園、認定こども園、市立小・中学校に、家庭教育だよりを配布し、家庭教育に関する 情報を発信しました。
- ・支援が必要と思われる保護者との面談を通して家庭教育支援を行いました。
- ・ひとり親家庭への経済的支援、幼児教育・保育施設の利用者の負担の軽減により、子育て家庭の経済的支援を図りました。
- ・子どもの健やかな発育と発達を支えるため、乳幼児健診や各種教室を実施し、経過観察が必要な子どもには定期的な支援を行うほか、令和 2(2020) 年より 1 歳児相談や 3 歳児健診の視力検査にスポットビジョンを導入するなど、母子保健の充実を図りました。
- ・妊婦健康診査費用助成を14回から16回へ増やし、多胎妊婦はさらに5回分の健診費用を助成するなど負担軽減を図りました。
- ・小児の医療福祉費受給対象者を中学生から高校生まで拡大、また、妊産婦及び小児の所得制限を撤廃 し、受給対象者の拡大を実施するなど、医療福祉費制度の充実に努めました。

【児童福祉】

・家庭・育児・婦人相談等に対し、早期かつ的確にケース対応するため、相談機関として、子ども家庭総合拠点の整備を進め、子ども家庭支援員を配置し相談体制の強化を図りました。

● 取り組みの方針 ●

公取货竿1	
分野施策1	・子育て世代が交流できる場、相談できる環境を整備し、子育て支援の充実を図り
子育て	ます。
	・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、健康や子育てに関する様々な相談に
	対応し、必要な時には関係機関や専門的な相談につなぐなど、寄り添ったサポート
	を行います。
	・妊娠・出産期の母子の心身の健康を守るため、妊産婦健康診査や相談体制の充実
	を図るほか、子どもの健康増進と疾病の早期発見を図るため、乳幼児健康診査な
	どを実施するとともに、子どもの成長発達に応じた正しい知識の普及啓発や保護
	者の育児不安の解消に努めます。
	 ・将来的に人口減少が予想されるため、幼児教育・保育の需要と供給量を把握し、
	適正規模の施設運営、計画的な配置を図ります。
	│ │・子どもの年齢により保護者の関心事も異なるため、ニーズを把握しながら情報を │
	幅広く発信するとともに、保護者との面談を通して家庭教育を支援します。
	・ひとり親家庭及び子育て世帯への経済的負担の軽減を図り、安心して子育てでき
	る環境づくりに努めます。
	 ・医療福祉費制度を継続して実施し、少子化対策と子育て支援の充実を図ります。
分野施策2	・子どもや家庭に関する様々な相談に対応できるよう、相談体制の継続強化と関係
児童福祉	機関との連携を図ります。
	 ・子どもや家庭が抱える様々な課題を関係各課が連携して支援する体制を整えます。
	2 = 2 : 13 :: 2 : 12 : 13 : 13 : 13 : 13 :

● 市民の役割 ●

分野施策1 子育て	・子育てについて学び考え、子育て仲間と一緒に育児を楽しみ、保護者としての自 覚と責任を持ちます。
	・妊娠中から母子の健康に関心を持ち、必要な母子保健サービスを受けるとともに、 妊娠・出産・子育てに関する支援情報の取得に努め、活用します。
	・子育てに不安・悩みを感じたら一人で抱え込まずに、周りの人や専門的な窓口等 に相談します。
	・身近な子どもや子育て家庭への声かけを行い、地域全体で子どもを見守り、育てます。
分野施策2 児童福祉	・子どもの健やかな成長を家庭や地域社会全体で支え、悩みを相談し合える関係を つくります。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
/	子育て世代包括支援センター相談延べ件数	659件/年	670件/年
行政 指標	ママサポしもつまアプリ登録者数	639人/年	1,000人/年
1日/1水	今後もこの地域で子育てしていきたいと思う保護者の割合	90%	93%
	子育て支援センター利用者数	5,745 人 / 年	6,000人/年
市民	妊婦や保護者の健康意識の向上	97%	98%
15137	児童相談件数	300件/年	300件/年

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 子育て						
ファミリー・サポート・センター事業	*					
子育て支援センター事業	*					
子育て短期支援事業						
子育て世代包括支援センターの運営	*	>>>				
公立保育所の運営						
民間保育所、認定こども園などへの支援						
一時預かり、延長保育、障害児保育の充実			22222	22222		
放課後児童クラブ事業	*	22222	22222	22222		
利用者支援に関する事業	*					
家庭教育学級事業						
訪問型家庭教育支援事業		22222	22222	22222	22222	
ひとり親家庭などへの支援		22222	22222	22222		
未熟児養育医療費給付事業		22222	22222	22222		
医療福祉費支給事業(妊産婦、小児、ひとり親)			22222			
妊産婦・未就学児医療費無料化事業		22222	22222	22222	22222	
ママサポしもつまアプリ事業			22222	22222	22222	
妊産婦・乳幼児健康診査委託事業			33333	22222		
分野施策2 児童福祉						
要保護児童に係る事業						
家庭相談員などによる相談事業						
子どもの安全(権利侵害)に関する事業	*					

[※]令和 9 年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 子育て

取り組みの概要●

子育で環境の充実

[1-1-1-1]

[1-1-1-2] 2 教育・保育サービス、放課後児童

- ・子育て家庭が子育てしやすい環境を提供するため、 関係機関が連携し、妊娠期からの切れ目ない支援 体制の充実を図ります。
- ・ホームページやアプリ等を活用した効果的な子育て 情報の提供に努め、保護者が必要とする支援につ なげます。









対策の推進 ・地域性や保護者のニーズや児童の状態に応じて

- 様々な教育・保育サービスが提供できるよう努め
- ・放課後の子どもたちの「居場所づくり」の充実を 図ります。
- ・学校や企業等で家庭教育学級を開設し、家庭にお ける課題等について話し合うなどして、自身の家 庭にふさわしい家庭教育を創造できるよう、学習 機会の充実に努めます。
- ・支援を要する保護者との面談を通して子育てや家 庭教育を支援します。









[1-1-1-3] 乳幼児期の支援の充実

・乳幼児健康診査等の積極的な受診勧奨を図り、障 害や疾病の早期発見・早期治療に努め、母子の健 康を確保します。また、離乳食教室を始めとした 食育の普及、及び望ましい食習慣の形成に努めま す。

経済的支援の充実

[1-1-1-4]

- ・安心して妊娠・出産を迎えるための支援や母子医 療費支援、妊娠を望んでいる夫婦、子育て世帯、 ひとり親家庭などを経済的に支援し負担軽減を図 ります。
- ・妊産婦が健康で安心して出産・子育てでき、乳幼 児が健やかに育つよう、医療機関健診費用を一部 助成し、経済的支援を図ります。また、妊産婦の 相談支援と一体的に行う経済的支援を実施します。
- ・妊産婦及び小児(0歳から年度末年齢18歳)の 医療費を助成します。さらに、妊産婦、未就学児 については、外来及び入院時自己負担金について も助成し、医療費の負担軽減を図ります。













まちづくりの目標1基本計画



分野施策2 児童福祉

● 取り組みの概要 ●

1

児童福祉の推進

[1-1-2-1]

- ・子どもの心身の健全な発達を促し、子どもの権利 の尊重、擁護の環境をつくるため、家庭、学校、 地域での更なる連携を推進します。
- ・子育てに関しての不安や孤立感など、様々な悩み や不安を解消するため、家庭児童相談室において の相談支援体制の継続強化と利用者支援員や保健 師などによる子育てに関する相談体制づくりに取 り組みます。
- ・子どもが安心して過ごせる環境整備や、地域団体 への支援を継続し、地域全体で児童福祉向上に努 めます。







2

【1-1-2-2】 困難な状況にある子どもの支援

・家庭や家庭内の関係性、環境など様々な要因が複合的に重なり合って起こる子どもの困難(児童虐待、貧困、ヤングケアラー等)に対応し、切れ目ない包括的な支援に努めます。







基本施策2 保健・医療の充実

● 現状と課題 ●

現代社会においては、人々の生活習慣の多様化や環境変化によるストレスにより心身共に健康を保つことが難しく、高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要となっています。

本市においては、脳血管疾患、心疾患の標準化死亡比が全国よりも有意に高く、メタボリックシンドローム該当者の割合も増加傾向にあり、その要因である糖尿病、高血圧といった生活習慣病に対しては食生活などの生活習慣の改善対策が課題となっています。その課題を解決するためには、市民一人ひとりが、自分の健康課題を正しく理解し、市民自ら解決に取り組むことができる支援が求められています。

市民がいつでも適切な医療が受けられるよう、真壁医師会下妻支部との連携による休日在宅当番医制 や、広域医療圏の病院群による休日・夜間の輪番制診療への経済支援など、安定した救急医療体制の確 保に努めています。しかし、筑西・下妻医療圏は、医師不足と診療科の偏在が問題となっていることから、 その解消に向けて、県への要望を継続していく必要があります。

また、安心して医療を受けられるよう国民健康保険・後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組む一方で、医療費の増大による財源確保が課題となっています。

● 5年間でできたこと ●

【保健】

- ・糖尿病、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系の医療費に占める割合が高いことから、健康増進や病気の予防・管理を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少した受診率を回復させるため、各種健康診査やがん検診の内容充実と効果的な受診勧奨を実施しました。また、関係機関と連携を図りながら、健診結果から一人ひとりに応じた効果的な保健指導を行いました。
- ・市民が健全な食生活を送れるよう、ライフステージに合わせた減塩普及事業等を行い、対面や動画・ チラシ・ポスターなどによる食育普及活動を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で予防接種の対象年齢が過ぎた市民に対し、接種期限の延長を認 め、定期予防接種費用の助成を行いました。

【医療】

・休日の医療体制確保のために、市内 17 医療機関の協力を得ながら輪番制で休日在宅当番医を運営しました。また、茨城西南地方広域市町村圏事務組合と連携し、小児救急医療輪番制及び病院群輪番制により、休日、夜間における重症救急患者の医療を確保しました。

【国保、後期高齢者医療、年金】

- ・国民健康保険事業は、事業運営の健全化、適用適正化の推進、保険税の適正賦課、保険税収入の確保、医療費の適正化、保険給付の適正実施、保健事業の推進、生活困窮者に対する対応の適正化を行いました。また、後期高齢者医療事業については、広域連合と業務分担しながら、保険料収納率の向上対策や保健事業を行いました。
- ・市の広報紙やホームページを活用した年金制度の周知を行うとともに、窓口や電話での年金相談を通じて国民年金加入促進及び年金保険料の免除申請を行いました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 保健	 ・健康増進や病気の予防・管理を行っていくことで、生涯にわたる包括的な健康支援の実現を目指していきます。 ・健康診査等の周知啓発を工夫し、効果的な勧奨を行うことで、受診しやすい環境を整備し、健康診査・各種がん検診の受診率の向上を図ります。 ・市民の生命及び健康を保護できるよう、関係機関と連携し、感染症の予防及び拡大防止に取り組みます。また、日頃より予防接種の接種率向上を図り、子どもや高齢者等の各種感染症の発症予防や重症化防止を図ります。
分野施策2 医療	・市内医療機関の協力のもと、休日在宅当番医事業を運営するとともに、茨城西南地方広域市町村圏事務組合と連携し、休日及び夜間の救急医療体制の充実を図ります。また、病気や事故の際に適切な処置が行えるよう、市民にはかかりつけ医などを持つよう啓発を行うとともに、地域医療体制の強化に努めていきます。・受給者の医療機関受診を容易にし、健康に生活できるよう、医療福祉費制度を継続して実施していきます。
分野施策3 国保・ 後期高齢者医療・年金	 ・国民健康保険事業は、事業運営の健全化、適用適正化の推進、保険税の適正賦課、保険税収入の確保、医療費の適正化、保険給付の適正実施、保健事業の推進、生活困窮者に対する対応の適正化に取り組み、適正かつ安定的な運営の確保を図ります。 ・後期高齢者医療事業については、広域連合と連携し、保険料収納率の向上及び保健事業による医療費の適正化を目指します。 ・国民年金保険料の免除など、年金制度の周知に努めます。今後の年金制度の安定した運営のために、口座振替・クレジットカードによる納付や前納による納付を推進します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 保健	・市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、正しい知識や情報を取得し、バランスの良い食事や適度な運動など、自身に適した健康づくりを行います。・生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療のための健診や各種がん検診の受診に努めます。・手洗い・うがいの習慣づけや予防接種を受けるなど、感染症予防対策に努めます。
分野施策2 医療	 ・必要な時に安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医等を持ち、適正に受診します。 ・緊急時、慌てないために、日頃から AED(自動体外式除細動器)の設置箇所を把握し備えます。 ・市のホームページや広報紙などから、夜間や休日など救急時の医療機関の情報収集に努めます。
分野施策3 国保・ 後期高齢者医療・年金	・健康保険制度や国民年金制度に対する理解を深め、適正に受給します。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	1人当たり医療費県内ワースト順位(国民健康保険)	6 位	15 位
行政	特定健康診査受診率	36%	60%
指標	国民健康保険税(現年度分)徴収率	94.5%	96.0%
	国民年金保険料納付率	68.04%	70.50%
	健康関連事業参加者数	3,040人/年	4,000人/年
市民	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	21%	25%
指標	麻しん・風しんの接種率	94%	100%
	国民年金に係る相談件数	1,188件/年	1,280件/年

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 保健						
基本健康診査事業						
がん検診事業				22222		
特定健康診査・特定保健指導事業						
後期高齢者健康診査事業(新規)				22222	22222	
感染症予防事業		22222	22222	22222	22222	
予防接種事業						
分野施策 2 医療						
休日在宅当番医事業						
救急医療体制の充実			22222	22222		>>>>>>
医療福祉費支給事業						
分野施策 3 国保、後期高齢者医療、年金						
国民健康保険 保険給付事業						
後期高齢者医療事業				2222	22222	****
国民健康保険 保健事業		22222	22222	22222	22222	>>>>>
後期高齢者医療事業保険料 徴収事業		22222	22222	22222	22222	

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。



分野施策1 保健

● 取り組みの概要 ●

1

健康づくりの推進

[1-2-1-1]

・市民が生涯を通じて健康で過ごせるよう、ライフステージに応じた健康への意識向上や健康のための取り組みを進めます。生活習慣病の予防を推進するため、市や地域の特性に合わせ食生活・運動・喫煙・飲酒・睡眠・ストレスなどの正しい知識の普及啓発に努めていきます。







[1-2-1-3]

2

【1-2-1-2】 疾病の予防対策の推進

・健康診査、がん検診の受診率向上に努め、結果を 生かした生活習慣の改善及び重症化予防などを推 進します。







3

感染症対策の推進

・予防接種に関する正しい知識を普及・啓発すると ともに、年齢層に応じた予防接種を勧奨し、接種 率の向上に努めます。また、様々な感染症の集団 発生や重症化を予防するとともに、感染拡大を最

小限にとどめ、可能な限り抑制するため情報提供や相談に応じていきます。

・新型コロナウイルス等、新たな感染症の発生やまん 延が危惧されており、発生の際に速やかな対応が 図れるよう、国、県、医療機関等と連携し、必要 な対策を速やかに講じます。









分野施策2 医療

● 取り組みの概要 ●

1

地域医療の充実

[1-2-2-1]

- ・医師不足と診療科の偏在の解消に向けて県への要望を継続し、周辺医療圏との連携により医療体制 の確保に努めます。
- ・誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために、地域医療体制の充実を図るとともに、 市民に対し「かかりつけ医」等を持つことを推奨し、 気軽に相談できる体制づくりを推進します。







2

救急医療体制の強化

[1-2-2-2]

- ・広域的な第二次救急医療体制である小児輪番制及 び病院群輪番制を支援します。
- ・突然の心肺停止者に対応できるよう、公共施設を 始め、市民が多く立ち寄る民間施設へのAED設置 を促進し、救命率の向上を図るとともに、市民が 安心して暮らせる地域づくりを目指します。







3

[1-2-2-3]

医療福祉費支給(マル福)制度の運営

・妊産婦、小児(0歳から年度末年齢18歳)、ひとり親、重度心身障害者などの医療費を助成、さらに、妊産婦、未就学児については、外来及び入院時自己負担金についても助成し、医療費の負担軽減を図ります。





分野施策3 国保、後期高齢者医療、年金

● 取り組みの概要 ●

1

【1-2-3-1】

健康保険制度の円滑な運営

- ・国民健康保険事業は、事業運営の健全化、適用適 正化の推進、保険税の適正賦課、保険税収入の確 保、医療費の適正化、保険給付の適正実施、保健 事業の推進、生活困窮者に対する対応の適正化に 取り組みます。
- ・後期高齢者医療事業については、広域連合と連携 し、保険料徴収率の向上対策や医療費適正化のた めの保健事業に取り組みます。



2

【1-2-3-2】 国民年金制度の円滑な運営

- ・日本年金機構との連携を密にして、被保険者資格 取得などの届出の促進に努めるとともに、保険料 免除関係、給付関係の適正な受理、報告を図りま オ
- ・年金制度の周知徹底を図り、年金相談の充実に努 めます。



基本施策3 地域共生・社会福祉の推進

● 現状と課題 ●

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活だけでなく、社会、経済の様々な面に大きな変化を もたらしました。生活困窮者の相談内容もコロナ前からの経済的困窮や就職活動困難に加え、住まいの 不安定やホームレスといった住まいに関する課題が多く見られるようになっています。高齢者、ひとり親 家庭、非正規雇用者など様々な事情により経済的に困窮する市民に対して、引き続き、各種社会保障制 度の活用や関係機関との連携により、早期の問題解決ができるよう支援していく必要があります。

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実を図るとともに、周知啓発により障害に対する理解を深めることで、障害のある人の社会参加や交流を促進していくことが大切です。

高齢化の進行に伴い、要介護や認知症などの高齢者が増加しており、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険サービスの質の向上と適正な運営に取り組んできました。今後も、高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らしていけるよう支援していく必要があります。

そして、全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助・共助・公助の 理念に基づき、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉事業に取り組んでいくことが望まれます。

5年間でできたこと●

【社会福祉】

- ・生活保護の適正な実施に向け、関係機関と連携を強化し、世帯の状況に応じた適切な支援を行い、経済的自立の促進を図りました。
- ・社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者の自立に向けた相談、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習支援を行いました。また、住居の無い生活困窮者に対し、一定期間住まいや食料を提供する一時生活支援事業を県及び県内6市と共に共同実施しました。
- ・日本赤十字社下妻市地区においては、災害救援物資、資機材の拡充や計画的な更新を進めました。 また、「災害救助法」に基づく各種支援制度の活用を推進しました。

【障害者福祉】

- ・障害に対する理解や障害者の社会参加を促すため、講演会やスポーツ交流会を開催するとともに、障害者団体の活動の補助を行いました。
- ・障害のある方が、自分に合った障害福祉サービスを利用するなど、住み慣れた地域で生活できるよう支援を行いました。

【高齢者福祉】

- ・高齢者福祉タクシー利用料金助成事業について、事業対象者の見直しや助成券の交付枚数増など事業を拡大しました。
- ・高齢者等の買物支援として、移動スーパー事業を開始しました。

【介護保険】

・これまで別々に実施されていた医療保険者による保健事業と介護予防事業を、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業として開始しました。

【地域福祉、地域包括ケア】

- ・市民ニーズを反映した「地域福祉計画」を策定し、計画に基づく施策を推進しました。また地域福祉活動の活性化を図るため社会福祉協議会の活動を支援しました。
- ・高齢者支援のための新たなサービスとして令和 3(2021) 年にシルバーお助け隊を創設し、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行いました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 社会福祉	・生活保護の適正な実施に向け、関係機関と連携を強化し、世帯の状況に応じた適切な支援を行い、経済的自立の促進を図ります。・生活困窮者の自立支援に向けて相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子どもへの支援を行います。
	・関係機関と連携し、災害時に迅速な救護活動を実施できる体制の整備を検討します。・災害救援物資、資機材の拡充や計画的な更新を進めるとともに、災害時には、「災害救助法」に基づく各種支援制度の活用を推進します。
分野施策2 障害者福祉	・障害に対する理解を深めるため周知啓発を図るとともに、障害者の社会参加や交流に向けた取り組みを推進します。・障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した活動機会の充実を図ります。障害者自身と介護者の高齢化などの生活不安に対応するため、相談支援や地域での生活支援の充実を図ります。
分野施策3 高齢者福祉	・市内公共交通施策に合わせ、高齢者等の交通弱者への施策の拡充等を検討します。・既存の施設等を利用して、高齢者のつどいの場の創設を検討します。・高齢者福祉サービスを必要とする人に制度の周知を図るとともに、見守りネットワーク事業者の拡充に努めます。
分野施策4 介護保険	・安定的なサービス提供のため、適正な提供、及び質的向上に努めます。 ・必要とする人が介護サービスを受けられるよう制度の周知を図ります。 ・健康寿命を延ばすため、介護予防の普及・啓発や活動支援に取り組みます。
分野施策5 地域福祉、 地域包括ケア	・地域福祉活動の活性化を図るため、関係団体の育成・支援を推進します。 ・重層的支援体制の強化を図ります。 ・住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らす仕組みづくりの構築を目指します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 社会福祉	・経済的に困窮する市民に対する各種制度への理解を深めます。 ・災害救護活動などの日本赤十字社が行う事業に対し理解と協力を行います。
分野施策2 障害者福祉	・障害に対する理解を深めます。 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供に努めます。
分野施策3 高齢者福祉	・健康に留意して、いつまでも自立した生活が送れるよう、健康づくり事業などに積極的に参加します。 ・高齢、要介護状態になっても地域で生活できるよう、声かけや安否確認、地域福祉活動などへ積極的に参加します。
	・住み慣れた地域において、豊かな経験や技能を活用して様々なかたちで活動し、 社会参加します。
分野施策4 介護保険	 ・介護保険制度によるサービスについての理解を深め、自分らしい質の高い生活が送れるようサービスを選択し、適正に利用します。 ・加齢に伴うフレイルの未然防止のため、必要な栄養の摂取と適度な運動を通じた体力の維持に努め、要介護状態となった場合においても、その他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを併用するなど、その有する能力の維持向上に努めます。
分野施策5 地域福祉、 地域包括ケア	・地域で培ってきたつながりを生かして、互いに助け合いながら、見守り体制を強化します。・高齢者であっても地域を支える重要な一員であるとの認識を持ち、社会を支える担い手として地域での活動を行っていきます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	自立支援相談事業相談件数	235件/年	250件/年
	障害に対する理解促進のための講演会や交流会の開催、 障害者団体への活動支援	2回/年	2回/年
	障害福祉サービス等の利用者数	389人/年	410人/年
行政	シルバー人材センター会員数	250人	260人
1」以 指標	ケアプラン点検数	30件/年	40件/年
	介護保険の要介護 2 ~ 5 の認定率	10.28%	11.35%
	民生委員・児童委員 1 人当たりの年間活動日数	113日/年	132日/年
	シルバーお助け隊の担い手の数	5人	11 人
	移動スーパーの停留箇所	49箇所	50箇所
	就労支援による自立数	2人/年	3人/年
	学習支援事業延べ利用者数	129人/年	150人/年
	高齢者福祉タクシー利用助成券利用率	48%	58%
	シルバー人材センター受注件数	3,500件/年	3,750件/年
市民	愛の定期便利用者数	420人/年	430人/年
指標	家族介護用品購入費助成券の支給人数	215人/年	220人/年
	介護予防教室延べ参加者数	4,786人/年	5,250人/年
	社協ボランティアセンター登録者数	525人	555人
	シルバーお助け隊の利用者数	4人/年	9人 / 年
	移動スーパーの延べ利用者数	8,900人/年	9,000人/年

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディングプロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 社会福祉	プロフェクト					
生活保護に係る事業	*	333333	333333	777777	333333	>>>>>
生活困窮者自立支援事業	*	>>>>>	>>>>	>>>>	333333	>>>>>
災害救助事業		33333	333333	333333	33333	>>>>>
分野施策 2 障害者福祉						
障害者基幹相談支援センター事業			22222	22222		
地域活動支援センター事業		333333	22222	>>>>>	>>>>>	>>>>>
障害者自立支援給付事業	*	333333	>>>>	} }}}	333333	>>>>>
障害児通所支援等給付事業	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>
分野施策 3 高齢者福祉						
在宅生活支援サービス事業			22222			>>>>>>
シルバー人材センター事業		22222	22222	22222		>>>>>
高齢者の安全・安心に係る事業	*	>>>>>	}	>>>>>	>>>>>	>>>>>
分野施策 4 介護保険						
介護保険給付適正化事業						
家族介護支援事業		}	>>>>>	} }}}	>>>>>	>>>>>
一般介護予防事業	*	>>>>>	}	>>>>>	>>>>>	>>>>>
介護予防・生活支援サービス事業		333333	333333	333333	333333	>>>>>
分野施策 5 地域福祉、地域包括ケア						
地域福祉計画の策定及び推進						
民生委員児童委員協議会補助事業	*		22222			
ボランティアセンター運営補助事業			22222			
地域包括支援センターの運営	*	>>>>>		>>>>>	>>>>>	>>>>>
在宅医療・介護の連携		333333	333333	} }}}	333333	>>>>>
認知症対策の推進		33333	333333	>>>>>	33333	>>>>>
障害者の地域移行に係る事業		>>>>>	333333	} }}}}	>>>>>	>>>>>

※令和 9 年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小



※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策 1 社会福祉

● 取り組みの概要 ●

1

生活保護の適正実施

[1-3-1-1]

・国民生活の最後のセーフティネットとして低所得者 が健康で文化的な生活が維持できるよう、生活保 護制度の適正な実施に向け関係機関と連携を強化 し、世帯の状況に応じた適切な支援を行うととも に、経済的自立の促進を図ります。







2

【1-3-1-2】 生活困窮者対策の推進

- ・生活保護に至る前の段階の低所得者について、「生活困窮者自立支援法」に基づき関係機関と連携した面接相談を実施し、就労支援や住居確保支援の充実を図ります。
- ・生活困窮者の子どもへの学習支援の実施を継続し ます。







3

【1-3-1-3】 災害対策事業の推進

・日本赤十字社茨城県支部や下妻市地区赤十字奉仕 団(民生委員・児童委員)と連携し、災害時に迅 速な救護活動を実施できる体制の整備を検討しま す。

- ・日本赤十字社下妻市地区においては、災害救援物 資、資機材の拡充や計画的な更新を進めます。
- ・災害発生後、被災者が、早急に生活再建ができる よう、災害救助法に基づく各種支援制度の活用を 推進します。







関係する市民のライフステージ



分野施策2 障害者福祉

● 取り組みの概要 ●

1

【1-3-2-1】

障害に対する理解、社会参加・ 交流の推進

- ・共生社会の実現を目指し、障害に対する理解が深められるよう周知啓発を図ります。
- ・障害者の社会参加や交流に向けた取り組みを推進 します。



2

障害福祉サービスの推進

・障害者の重度化や高齢化など様々な相談に応じ、 障害福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域 で生活ができるように支援するとともに、支援の 充実を図ります。



[1-3-2-2]

関係する市民のライフステージ



乳幼児

児童生徒と若者

子育で 世代 働<世代

高齢者

分野施策3 高齢者福祉

● 取り組みの概要 ●

1

【1-3-3-1】 在宅生活支援サービス事業の推進

- ・高齢者が、いつまでも住み慣れた地域、自宅など で日常生活を送れるよう、各種支援サービスの充 実を図ります。
- ・ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスに 取り組み、地域で見守る体制づくりを推進します。



2

【1-3-3-2】 生きがいづくり・就労支援・社会 参加の推進

- ・高齢者の生きがいづくりを支援します。
- ・近年、退職後の高齢者の就労的ニーズが高いこと から、活力のある高齢者の社会参加を促進するた めの取り組みを推進します。



3

[1-3-3-3]

安全・安心な地域づくりの推進

・高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安全・安 心に生活できるよう、地域全体で見守る体制づく りを推進します。



まちづくりの目標1基本計画

分野施策4 介護保険

● 取り組みの概要 ●

1

【1-3-4-1】

介護保険制度の円滑な運用

- ・「介護保険法」に基づき、円滑な事業の実施に取り組むとともに、制度の適正な運営のため、介護 保険料の設定、確保に努めます。
- ・年々増加する認定申請者に対して保険給付と総合 事業の利用の適正化を図り、介護認定事業を推進 します。



2

【1-3-4-2】 介護支援、生活のための基盤整備

・高齢者の在宅生活を支えるため、各種介護サービス、介護者に対する支援などの充実を図るとともに、多様な生活支援ニーズへの対応に努めます。



3

【1-3-4-3】 介護予防事業の推進

- ・健康寿命を延ばすため、介護予防、健康づくり事業に取り組みます。
- ・介護予防の重要性を踏まえた事業を計画していく とともに、住民主体で参加しやすく、地域に根ざ した介護予防活動を推進します。
- ・総合事業の実施に合わせ、ニーズの把握、関係者 間の情報共有などを図り、適切な事業整備を行い ます。





分野施策5 地域福祉、地域包括ケア

● 取り組みの概要 ●

1

定します。

地域共生社会の構築

[1-3-5-1]

- ・市民のニーズを的確に反映した地域福祉計画を策
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、全ての 人々が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひ とりが健康的で生きがいを持ち、地域を共に創っ ていく社会を目指すため、民生委員児童委員協議 会や社会福祉協議会と連携し、その活動を支援し ます。



2

【1-3-5-2】 地域包括ケアシステムの構築

- ・住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるため、 地域の特性に応じた支援体制を構築します。
- ・全ての住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指します。



人と文化を育む「心豊かなまち」

基本施策 1 教育環境の充実 1 幼児教育

2 義務教育

2 生涯学習・文化・スポーツの 1 生涯学習、公民館推進

2 青少年育成

3 芸術、文化、市民文化会館

4 文化財、博物館

5 図書館

6 スポーツ振興、体育施設

3 都市間交流・国際交流の推進 1 都市間交流、国際交流



基本施策 1 教育環境の充実

● 現状と課題 ●

全国的に少子化・人口減少社会が進行する中、本市においても子どもの数の減少が続いています。市立幼稚園は令和4(2022)年度末に2園が閉園し、令和5(2023)年度からは2園となります。また、令和4年度時点で市立小学校は9校、市立中学校は3校となっています。市の適正規模適正配置検討委員会答申(平成22(2010)年度)では、小学校については、複式学級の学校については3年を目途に統合の対象とし、その他の学校においては1学年平均15人以下または複式学級ができる年度に、統合の対象とするとしています。中学校については、3校とも適正規模であり、今後適正規模を下回った場合に改めて検討を行うとしています。

本市の教育については、令和3(2021)年12月に「第2次下妻市教育大綱・教育振興基本計画」を 策定し、「学びを人生や社会に生かそうとする人材の育成」を教育目標として掲げています。

その中で、幼児教育の方針としては、人間形成の基礎が培われる時期であり、小学校以降の「生きる力」の基礎を培うため、幼児期からの家庭・保護者の教育力の向上に努めるとしています。また、義務教育の方針としては、子どもたちが自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うため、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童生徒の育成を支援するとしています。

● 5年間でできたこと ●

【幼児教育】

- ・下妻市保幼小連携協議会を開催し、保育園・幼稚園・小学校の連携に立つ幼児教育の推進に努めました。
- ・子ども子育て会議の中で、市内全体の幼児教育環境の在り方について検討した結果、園児の減少が続く 市立幼稚園について6園を2園に統合することを進めました。
- ・幼稚園では、教育時間外の預かり保育を実施し、子育て支援に努めました。
- ・公立幼稚園の保護者を対象に家庭教育学級を開催しました。
- ・家庭教育だよりを作成し、市内幼稚園、保育園、認定こども園に家庭教育に関する情報を発信しました。 【**義務教育**】

E SAUNTA FOR

- ・関係機関と協力し、通学路の危険箇所の定期的な点検や安全確保に努めました。
- ・学校生活支援員や非常勤講師を配置して、児童生徒の学校生活の支援、教科指導の充実を図りました。
- ・学校安全環境整備員を配置して、学校の環境整備の向上と教職員支援に取り組みました。
- ・法令で定められた点検結果等を基に計画的に学校施設の改修等を実施しました。
- ・GIGAスクール構想に基づき、児童生徒への1人1台端末の整備、及び校内通信ネットワーク整備を実施しました。
- ・保幼小中の学校段階間の円滑な接続を推進し、一貫した教育のもと児童生徒の基礎的な知識・技能の定着を図りました。
- ・習得した基礎的な知識・技能を活用し、児童生徒が自ら考え、判断し、表現する力を高めました。
- ・児童生徒が自らの心身の健康を育み、安全を確保する基礎的な力が身に付きました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 幼児教育	・幼児教育・保育のサービスの向上を図り、需要と供給のバランスを見ながら計画 的な整備運営を推進します。
	・子どもの各年代に合わせた家庭教育の在り方についての資料を作成し、家庭教育 の重要性を発信します。
分野施策2 義務教育	・地域や関係機関と連携して、学校や教職員の支援に取り組み、信頼される学校の 実現を目指します。
	・誰もが安心して学校生活を送れる環境を目指して多面的な支援を行います。
	・学校施設の計画的な維持・修繕及び空調設備の整備を行うことにより安全で快適 な学習環境の向上を図ります。
	・学校教育のデジタル化に対応した ICT 教育機器、教育備品、図書などを整備し、 更なる教育環境の充実を図ります。
	・子どもたちの「生きる力」を育み、「知」「徳」「体」の調和のとれた児童生徒の 育成を目指します。
	・自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力をより一層育むことを目指します。
	・英語教育及び国際教育の充実を通して、グローバル社会で活躍できる人材を育成 します。

● 市民の役割 ●

分野施策1	・学習の出発点となる幼児期の教育において、豊かな体験が得られるよう子どもた
幼児教育	ちを皆で支援していきます。
分野施策2	・保護者、地域が学校と連携し、共に支え合いながら子どもたちの教育環境を良好
義務教育	に保ちます。
	・事業者は、子どもたちの体験活動やインターンシップの受入などの支援を行います。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
	施設数(公立幼稚園設置箇所)	4 箇所	2 箇所	
/==L	家庭教育学級の開催	4 回	14回	
行政 指標	学校生活支援員の配置数	21人/年	30人/年	
1日1示	特別教室のエアコン整備率	40%	100%	
	英語教育コーディネーター、外国語指導助手等の配置	全校(10人)	全校(10人)	
公立幼稚園の利用定員数(児童の受入れ定員数)		260人	260人	
	家庭教育学級への参加人数	93人	250人	
市民	地域教育推進委員委嘱者数	96人	90人	
打印作示	授業中における児童生徒の熱中症発症件数	0 件	0 件	
	市内小中学校・年間英検受験者数 (英語検定料補助事業利用による)	732人	772人	

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 幼児教育						
幼稚園運営事業						
幼稚園施設整備・維持管理						
幼児教育教材整備の促進				22222		
幼児教育推進のための事業						
家庭教育学級事業	*					
分野施策2 義務教育						
学校生活の充実・支援						>>>>>
地域との連携強化	*					
給食運営事業						>>>>>
学校施設整備・維持管理						>>>>>
学校 ICT 環境整備・維持管理						
教育備品整備の推進						
小中学校特別教室のエアコン整備(新規)	*					
下妻市英語教育推進事業	*	333333		>>>>>>	333333	>>>>>>
就学援助制度		22222	22222	22222	22222	
学校訪問事業				333333	333333	>>>>>>

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。 前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小 ※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

[2-1-1-2]

まちづくりの目標2

分野施策 1 幼児教育

● 取り組みの概要 ●

幼稚園運営の充実

[2-1-1-1]

・幼児期の教育は、生涯学習の出発点であり、人間 が一生を通じて成長発達していく中でも非常に重 要であり、子どもの社会性、創造性、自立心を育 んでいくことができるよう、公立・私立幼稚園等 を支援します。







2

幼児教育施設の整備

- ・地域、幼稚園、保育園、小学校等が連携し合い、 全ての幼児が発達段階に応じた幼児教育を受ける ことができる幼児教育施設を目指します。
- ・公立幼稚園では効率的に運営を図るため、園児数 の動向に応じた適正な再編を検討し、計画的な施 設、設備、教材の整備を推進します。







[2-1-1-3] 就学前教育体制の推進

- ・家庭との連携を図りながら、発達や学びの連続性 を踏まえた子どもの育ちの充実を目指すとともに、 地域、関係機関などが連携し、子どもの育ちを支 える環境づくりを推進します。
- ・時代の変化に対応した教育内容や指導方法の改善 に努めるとともに、関係機関、団体と調整を図り つつ、相談体制を確立します



関係する市民のライフステージ



分野施策2 義務教育

取り組みの概要●

[2-1-2-1]

充実した教育環境の整備

- ・児童生徒の教育条件の改善を図るため、学校の適 正規模適正配置について検討します。
- ・学校と地域住民等が力を合わせ、地域と共にある 学校の運営に取り組めるよう、コミュニティ・スクー ルの設置を推進します。
- ・学校の働き方改革を踏まえ、休日部活動の段階的 な地域移行を推進します。



2

[2-1-2-2] 安全・安心・快適な教育環境の

- ・安全・快適な学校施設の維持・改善を図るため、 校舎、体育館、プール等の計画的な改修を進めま
- ・快適な教育環境を整備するため、時代の変化に応 じて ICT 機器、教育備品、図書館の充実を図りま
- ・安全・安心な通学路を確保するため、学校、地域、 関係機関等と連携しながら、点検、整備、パトロー ル等に取り組みます。
- ・児童生徒が安心して教育が受けられるよう、経済 的理由により就学が困難と認められる児童生徒の 保護者に対し、学校給食費、学用品購入費等の援 助を行います。





学力向上の推進

[2-1-2-3]

- ・主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善 を通し、基礎的・基本的な知識や技能の習得とそ れらの活用による思考力・判断力・表現力などの 育成、学習意欲の向上を目指すとともに、自ら課 題に対応し解決する力を育成します。
- ・ICTの活用や英語教育の充実など、これからの時 代に対応した学校教育の充実を図るとともに、教 員の資質向上に取り組みます。





4

[2-1-2-4] 豊かな心と健やかな体の育成

- ・児童生徒の自己肯定感を高め、人間性や社会性を 育むため、全ての学校教育活動を通して道徳教育、 特別活動などの充実を図ります。
- ・児童生徒の発達段階を考慮して、体育・健康に関 する指導を適切に行うことにより、健康で安全な 生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教 育の充実に努めます。
- ・学校や関係機関などが連携・協力した教育相談体 制の充実を図り、不登校、いじめ、虐待などの未 然防止・早期発見・早期対策に努めます。







基本施策2 生涯学習・文化・スポーツの推進

● 現状と課題 ●

生涯学習の振興には、全ての市民が、いつでも、どこでも、だれもが様々な知識や文化を学び教え合うことができる心豊かな「生涯学習社会」の構築を目指すとともに、「生涯学習のまちづくり」を実現するために、生涯にわたり学べる学習体制の確立が重要です。

高度情報化の流れの中で、情報集積の拠点となる図書館の電子化が求められています。また、昨今の 若年層の読書離れが危惧され、学校をめぐる読書環境の充実化を促進することも喫緊の課題です。

また、高齢化社会の進展により、健康や体力づくりへの関心が高まっています。生涯にわたり健康的で明るく活力のある生活を送るため、ライフステージに応じて継続的にスポーツに親しむことができる環境整備が求められています。

● 5年間でできたこと ●

【生涯学習、公民館】

- ・市民のニーズに寄り添った学習を提供しました。また、公立幼稚園、小学校の保護者を対象に家庭教育 学級を開催しました。また、家庭教育だよりを作成し、家庭教育に関する情報を発信しました。
- ・社会環境整備活動による危険箇所の点検等、コロナ禍において地域の実情に合った活動に努めました。
- ・公民館教室、公民館まつりを開催しました。

【青少年育成】

・青少年相談員や青少年団体が連携し青少年の健全育成に努めるとともに、市民の会による青少年健全育成活動(環境整備活動等)や青少年相談員による街頭巡回を行い、青少年を取り巻く環境の改善を図りました。

【芸術、文化、市民文化会館】

・文化団体への補助金の交付及び活動支援を実施しました。また、市文化祭事業を実施し、市民への芸術 文化活動の活性化と発展を図りました。

【文化財、博物館】

- ・埋蔵文化財は、発掘調査等を実施し、適切な保護・保存を行いました。また、指定文化財は、必要な 維持管理や文化財防火デー等を実施しました。
- ・「ふるさと博物館」において、企画展や体験参加型のワークショップなどを開催しました。

【図書館】

- ・生涯学習・情報発信の拠点として、資料・情報の収集・保存・提供などサービスの充実と向上に努めました。また、子どもの読書活動や学校支援事業を推進しました。
- ・絵本の読み聞かせによる親子の絆を深めるブックスタート事業を実施しました。
- ・おはなし会や映画会、各種イベントを通じて図書館へ足を運ぶ機会をつくり、市民の読書活動推進を図りました。

【スポーツ振興、体育施設】

- ・社会体育施設の整備や生涯スポーツの普及推進、指導者の養成など、計画的なスポーツの振興を図りました。
- ・老朽化や破損した施設の整備等を計画的に行いました。
- ・市民の体力の維持向上や心身の健康について意識を高められるよう、環境づくりとして、砂沼マラソン大会や新春歩け歩け大会等を開催しました。
- ・上位大会に出場する際の補助事業として補助金の交付やスポーツ少年団の指導者への補助を行いました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 生涯学習、公民館	 ・市民のライフステージや多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供、及び「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境整備を図ります。 ・子どもの各年齢に対応した家庭教育に関する情報を発信します。 ・提供する学習内容の充実を図ります。 ・市民ニーズに対応した公民館講座やサークル活動の支援及び、各施設を維持し多様な学習環境を提供します。
分野施策2 青少年育成	・安全かつ楽しく親子関係の絆を深められるよう行事の企画、運営を図るとともに、 青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、研修会等を活用し相談員の資質向 上に努めます。
分野施策3 芸術、文化、 市民文化会館	・下妻市文化団体連絡協議会等へ補助金を交付し、活動を支援するとともに、新しい生活様式を踏まえ、安全に市文化祭事業を実施し、市民への芸術文化活動の振興を図ります。
分野施策4 文化財、博物館	・文化財の発掘調査や維持管理等の実施、文化財の巡視を行うとともに、関連資料の収集や市民への啓発活動を行います。・貴重な伝統芸能の継承に努めます。・「ふるさと博物館」を拠点とし、誰もが文化活動に参加しやすい環境をつくります。
分野施策5 図書館	・電子書籍の導入及び活用を図り、電子図書館の開設を目指します。・乳幼児期からの読書に親しむ環境づくり、親子の絆づくりを推進します。・図書館イベントへの参加、図書館利用を促進します。
分野施策6 スポーツ振興、 体育施設	・計画的な施設の修繕、予約方法の検討など、市民が気軽に利用しやすい環境づくりに努めます。・市民の健康増進のためのスポーツ普及、生涯スポーツの環境づくりを推進します。・スポーツ協会・スポーツ少年団の会員数の維持を目指します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 生涯学習、公民館	・「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯学習を進めるために、市民が主体的に学習の場に参加し、そこで習得した学習成果を豊かな地域づくりのために生かします。
分野施策2 青少年育成	・家庭と地域が一体となっての青少年健全育成を推進し、保護者や大人の日常的な 行動が青少年に与える影響が何より大きいことを認識した上で、市民総ぐるみで 青少年を見守り、支援します。
分野施策3 芸術、文化、 市民文化会館	・地域の芸術や文化への理解を深め、その保護や保存に努めます。また、積極的に 芸術文化に関する催しものを企画、開催するほか各種文化活動へ参加します。
分野施策4 文化財、博物館	・文化財や伝統文化について理解を深め、その保護や保存に努めていくとともに、 後継者の育成に積極的に関わっていきます。
分野施策5 図書館	・図書館で開催するイベントやボランティア活動に積極的に参加します。事業者や団体は、図書館事業を支援するほか、ボランティア活動の促進を図るため人材の育成や確保、ネットワークづくりに努めます。
分野施策6 スポーツ振興、 体育施設	・健康づくり、体力づくりのために年齢や目的に応じてスポーツを楽しむことに努めます。また、スポーツを通して市民間の交流も活発にしていきます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
	活き活き出前講座開設数	70回/年	70回/年	
	家庭教育学級の開催	15回	15 回	
行政	文化祭参加申込者数	905人	900人	
指標	ふるさと博物館企画展数	4回/年	4回/年	
	市立図書館の蔵書数	215,000冊	220,000冊	
	スポーツイベントの開催数	5回/年	6回/年	
	活き活き出前講座受講者数	447人/年	700人/年	
	家庭教育学級への参加人数	300人	300人	
市民	文化祭作品発表数	535 作品	530 作品	
指標	ふるさと博物館入館者数	6,000人/年	6,500人/年	
	市立図書館の利用者数	109,591人/年	112,000人/年	
	スポーツ未実施率	23.3%	21.8%	

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 生涯学習、公民館						
活き活き出前講座		22222		22222	22222	
家庭教育学級事業	*	22222		22222	22222	
訪問型家庭教育支援事業		22222		22222	22222	
公民館教室事業	*				22222	
公民館管理・運営事業(新規)						
市民センター管理・運営事業(新規)		}	}	} }}}	22222	} }}}}
分野施策2 青少年育成						
家庭教育学級事業		22222		22222	22222	
青少年育成諸団体との連携強化	*	}	>>>>>	} }}}}	>>>>>	} }}}}
分野施策3 芸術、文化、市民文化会館						
芸術文化活動・文化団体の支援		22222		22222	22222	
文化祭事業	*	>>>>>	} }}}	} }}}	>>>>>	>>>>>
分野施策4 文化財、博物館						
下妻市史・歴史資料及び民俗資料の 管理・活用事業			>>>>>	>>>>>	>>>>>	
伝統芸能支援事業						
ふるさと博物館運営・管理事業	*	} }}}		} }}}	>>>>>	}
分野施策5 図書館						
資料選定購入事業						
図書館ボランティア事業						
図書館まつり事業	*			22222	22222	
電子図書館事業		} }}}	>>>>>	} }}}	333333	>>>>>
1日図書館員事業		}	}	333333	22222	}
分野施策6 スポーツ振興、体育施設						
体育施設維持管理・運営事業				22222	22222	
スポーツ大会出場補助事業	*					
各種スポーツ教室、スポーツ普及促進事業	*	}	}	333333	}	}
スポーツ推進委員会事業		>>>>>	22222	<u> </u>	>>>>	>>>>>

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。 前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小 が 前年度よりコストを縮小 ※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 生涯学習、公民館

● 取り組みの概要 ●

1

【2-2-1-1】 生涯学習活動の推進体制の充実

・今後、ますます社会が変化していく中で、市民の ニーズに寄り添った学習機会を提供し、SDGsの 理念にある「誰一人取り残さない」社会を実現し、 人々が生き生きと心豊かに暮らせるよう努めます。



[2-2-1-3]

2

家庭教育の充実

・学校や企業等で家庭教育学級を開設し、家庭における課題等について話し合うなどして、それぞれの家庭にふさわしい家庭教育を創造できるよう、学習機会の充実に努めます。





[2-2-1-4]

[2-2-1-2]

3

社会教育の充実

・市民一人ひとりのそれぞれのライフステージに合っ た多種多様な学習ニーズに対応できるような生涯 学習社会の実現を目指して、新たな施策を検討し、 学習機会の提供に努めます。







4

公民館活動の充実

・各公民館、市民センターにおいて、市民ニーズに 対応した公民館講座の開設やサークル活動を支援 し、多種多様な学習環境を提供していきます。





関係する市民のライフステージ



乳幼児











対がする可以のフェラステーク

分野施策2 青少年育成

● 取り組みの概要 ●

1

推進体制の充実

・地域ぐるみで青少年を育むという視点に立ち、家 庭、地域、学校、行政が連携を図りながら、青少 年の健全育成に積極的に取り組みます。







[2-2-2-1]

2

青少年健全育成の支援

・青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができるよう、青少年センターを中心として、青 少年を見守るとともに青少年健全育成事業を推進 します。







[2-2-2-2]

まちづくりの目標2基本計画

関係する市民のライフステージ



分野施策3 芸術、文化、市民文化会館

取り組みの概要●

[2-2-3-1]

芸術文化活動・文化団体の支援

・芸術文化活動の振興を図るため、文化活動団体や 自主活動団体の育成・支援に努めます。





関係する市民のライフステージ



乳幼児

児童 若者 生徒

子育て 世代

世代

[2-2-4-2]

高齢者

● 取り組みの概要 ●

[2-2-4-1]

文化財などの収集・保存・活用

・文化財の発掘調査や維持管理、巡視等を実施し、 保護・保存に努めます。

分野施策4 文化財、博物館

・文化財に関する啓発活動を推進し、市民の関心や 理解を深めるとともに、保護・保存意識の高揚を 図ります。





[2-2-4-3]

伝統文化・芸能の振興

・地域の貴重な伝統芸能については、その伝承に努 めるとともに、活動団体への支援や文化祭の発表 の場を通して、市民への啓発を図ります。





3

博物館事業の推進

・市民が芸術文化にふれ合う機会を創出し、ふるさ と博物館における貸しギャラリーの提供を通して、 市民の芸術・文化活動を促進します。



分野施策5 図書館

● 取り組みの概要 ●

1

図書館事業の推進

[2-2-5-1]

- ・市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、資料及び情報の収集・保存・提供などサービスの充実と向上に努めます。
- ・「下妻市立図書館資料収集方針」及び「下妻市立 図書館資料収集計画」に基づき資料を選定し、広 く市民の利用に供するとともに、子どもの読書活 動や学校支援事業を推進し、読書に親しむ環境づ くりを進めます。
- ・図書館事業に協力してくれる図書館ボランティアの 活動支援に努めます。



2

【2-2-5-2】 図書館イベント事業の充実

・市民に図書館を広く知ってもらい、足を運んでもらえるように、おはなし会、映画会、1日図書館員、 講演会などを開催するとともに、子どもの読書活動を推進し、読書に親しむ環境づくりを継続して 推進します。



3

[2-2-5-3]

電子書籍導入の推進

- ・ICT を活用し、市民が求める様々な学習機会や機能を、365日、24時間提供できる体制の構築を目指すとともに、児童生徒の1人1台端末を活用し、 先行して学校向けの電子図書館の開設を目標とします。
- ・電子図書館機能を導入し、一般向け電子書籍タイトル数を充実し、既存の郷土資料などの電子化により地域に密着した情報提供のデジタル化を進めます。
- ・感染症対策、また日中の来館が難しい方や身体的 に来館困難な方などに対応した非接触型の図書館 サービスの提供に努めます。
- ・SNS やマイナンバーカードを活用した利用者登録 や資料の貸出しを実現させ、利用者の利便性向上 を図ります。







分野施策6 スポーツ振興、体育施設

● 取り組みの概要 ●

1

【2-2-6-1】

生涯スポーツの普及推進

・市民が気軽に参加できるスポーツ事業を開催し、 誰もが心身の健康について関心と意識を高め、生 涯にわたりスポーツ活動を充実していくことを促進 します。



2

[2-2-6-2]

社会体育施設の整備・改修・有効 活用

- ・老朽化した社会体育施設の計画的な整備・改修を 図ります。
- ・市民のスポーツニーズに応えるため既存施設の有 効活用を図るとともに、学校体育施設の開放を通 じて、生涯スポーツの振興を図ります。



3

[2-2-6-3]

指導者の養成と指導体制の確立

・スポーツ指導者の養成と資質向上を図るとともに、 多様なスポーツニーズに対応できる指導体制を確立します。



基本施策3 都市間交流・国際交流の推進

● 現状と課題 ●

令和元(2019)年12月、中国で1例目の感染者が報告された新型コロナウイルス感染症は数か月の間に世界に拡大し、人の交流が分断されてしまいました。この3年の間に何度も感染症が拡大する時期が繰り返され、私たちの日常生活は大きく変化しています。

外出や会食、不要不急の移動の制限などにより、人々の交流機会は激減し、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催も1年延期されるなど、外国人の来日も制限され、コロナ禍前に大勢来ていた外国人観光客も全く来ない時期もありました。

本市は、福井県あわら市と姉妹都市提携及び災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、これまでも交流機会を重ねてきました。また、千葉県浦安市及び東京都足立区とも災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、今後も交流を続けていくことが望まれます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック時にブルンジ共和国のホストタウンとして、直接の選手との交流は中止となったものの、約2年にわたり工夫を凝らし様々な事業を展開し、選手村のパラリンピック選手団とのオンライン交流も実施しました。人とのふれあいの大切さや交流によって得られる様々なメリットを再確認することになりました。

今後も先が見通せない状況ではありますが、徐々に制限も解除されつつあり、アフターコロナの地域交流や国際交流に向けて取り組んでいくことが必要です。

● 5年間でできたこと ●

【都市間交流、国際交流】

- ・関係都市間の市民や自治体職員の交流を推進し、地域の活性化を図りました。
- ・季節ごとのイベントや教育、文化、スポーツなどの交流事業を積極的に展開し、市の魅力ある交流拠点を有効に活用するとともに、地域資源を大切に維持・保全し、交流人口の拡大を図りました。
- ・平成24(2012) 年4月18日に、下妻市と千葉県浦安市との間で「災害時における相互応援に関する協定」が結ばれたことをきっかけに、スポーツ交流事業として、両市のマラソン大会において、両市の市民の方々がそれぞれ交流を行いました(令和2(2020) 年からコロナ禍により中止)。
- ・姉妹都市である福井県あわら市との交流として、中学生の相互訪問による交流やコロナ禍においてはオンラインでの交流を行いました。
- ・英語での交流を通し、相互の文化に対する理解を深め、グローバルに活躍する人材を育成することを目 的として、中学生を対象にオーストラリアと香港とのオンライン海外語学交流研修を行いました。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック時に、ブルンジ共和国のホストタウン事業を実施しました。
- ・本市の外国人の増加に伴い、行政情報の多言語化や外国語教育を行うことにより、国際社会に対応した環境を整備しました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 都市間交流、 国際交流

- ・アフターコロナに向けて、交流事業の取り組みをオンライン等で継続し、交流人口 の拡大を図ります。
- ・「やさしい日本語」や行政情報の多言語化をさらに進め、国籍に関わらず、誰もが 生活しやすい環境づくりを推進します。国際交流や異文化交流を行う人材や団体の 育成・支援を行います。

● 市民の役割 ●

分野施策1
都市間交流、
国際交流

・他地域の市民活動団体等との交流を推進するとともに、国際理解を一層深めます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
/	交流事業の実施回数	1回/年	3回/年	
行政 指標	都市間交流事業の実施回数	1回/年	2回/年	
1日1示	多言語化への対応に係る事業	4課	9課	
市民	交流事業の参加人数	_	300人/年	
指標	都市間交流事業への参加者数	10人/年	20人/年	

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 都市間交流、国際交流						
あわら市交流事業						
浦安市交流事業			22222	22222		
足立区交流事業		22222	22222	22222	22222	
多言語化への対応に係る事業	*	333333	22222	22222	333333	

前年度と同程度のコスト

前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小 かかり

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

[2-3-1-2]

基本計画

分野施策 1 都市間交流、国際交流

● 取り組みの概要 ●

1

都市間交流の推進

[2-3-1-1]

- ・関係都市間の市民や自治体職員の交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・季節ごとのイベントや教育、文化、スポーツなどの 交流事業を積極的に展開し、市の魅力ある交流拠 点を有効に活用するとともに、地域資源を大切に 維持・保全し、交流人口の拡大を図ります。











2

国際交流の推進

・市民の国際理解を深め、国際社会に対応したまち づくりを進めるため、情報収集活動や人材、団体 の育成・支援に努めます。







3

【2-3-1-3】 多文化共生社会の推進

・外国人住民が地域社会の一員として生活できるよう必要な支援を行います。特に、「やさしい日本語」 や行政情報の多言語化を普及促進し、情報発信や 外国語教育により相互理解を深めることにより、 外国人住民と地域住民が円滑に生活できるよう取り組みを進めます。



まちづくりの 目標

にぎわいと活気を生み出す「活力あるまち」

基本施策	1	農業の振興	1	農業経営
			2	農業基盤
	2	地域経済の活性化と観光の振興	1	観光
			2	商業
			3	工業、企業誘致
			4	地域資源活用、産業創造
	3	就労環境の適正化	1	就労
			2	ワーク・ライフ・バランス



基本施策 1 農業の振興

● 現状と課題 ●

本市の農業は、水稲を軸に、果樹、野菜や畜産を組み合わせた複合経営が主体となっています。北部 地区は、茨城県青果物銘柄産地の指定を受けた梨、南西部は、スイカ、白菜等の野菜の栽培が盛んであり、 南東部地区では、カントリーエレベーターを核とした土地利用型農業が展開されています。

かつて日本一の飼養頭数であった養豚は、現在でも約42,000頭が飼育されており、近年は、環境対策に取り組み、畜産経営においても「住農混在化」の進んだ地域の市民生活に配慮しています。

また、地元で生産された農産物を利用した農産加工品の開発に取り組むとともに、「道の駅しもつま」や「やすらぎの里しもつま」の農産物直売所への出荷により「地産地消」を推進しています。

本市の現状として、高齢化や担い手不足により、労働力の低下や遊休農地の発生が課題となっています。それらの問題を解決するため、令和3(2021)年3月に実質化された「人・農地プラン」を公表し、市内10地区の現状の把握と中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成し、取り組んでいくこととなりました。

● 5年間でできたこと ●

【農業経営】

- ・主食用米以外へ転作を推進するとともに、補助事業による農業機械導入やヘリコプター等による防除作業を実施しました。
- ・下妻市家畜畜産物衛生指導協会では、家畜の伝染性疾病の防止と衛生指導を行い、畜産経営の安 定に努めました。
- ・下妻市鳥獣被害対策協議会では、野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲 等を行いました。
- ・下妻市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチックの適正処理に対する 農業者への啓蒙指導と、農ビ・農ポリの円滑な収集を実施し、農業経営の発展と農村環境の保全 に努めました。
- ・下妻市担い手育成総合支援協議会では、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織など将来に わたって地域農業を支える担い手を育成するための支援活動を行いました。
- ・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、集約化に取り組む農家に機構集積協力金交付事業を実施しました。
- ・新規就農者支援事業として、新たに農業を始めた認定新規就農者へ農業次世代人材投資資金を交付し ました。

【農業基盤】

- ・地元調整など、ほ場整備事業を推進するとともに、多面的機能支払交付金事業に基づく適切な補助金の交付を行いました。
- ・農地台帳に基づく農地情報を全国農地ナビに反映しました。
- ・農業者年金について、リーフレットの配布や「広報しもつま」掲載による周知活動を実施するとともに、個別訪問により加入を推進しました。
- ・「農地法」に基づく申請案件については、聞き取り調査や総会での審議等、適切な手続で実施しました。
- ・研修会への参加や文献の調査、研究により、農業委員及び事務局職員の専門的知識の習得に努めました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 農業経営	・環境に配慮した農業振興を目指します。 ・地域農業を支える担い手の育成や、担い手への農地集積、集約化を推進していき ます。
分野施策2 農業基盤	・ほ場整備事業における地元調整など事業推進を目指します。 ・多面的機能支払交付金事業に伴う適切な補助金の交付に努めます。 ・農業者が利活用できるように、最新の農地情報提供を行います。 ・農業者年金についてメリットや制度の周知を図り、加入を推進します。 ・農地法に基づく申請案件の適正な審査を行います。 ・専門知識の積極的な習得を図ります。 ・タブレット等を活用した効率的な農地パトロールを実施します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 農業経営	・安全で安心な下妻産農産物を積極的に消費し、地元の農産物生産者を応援します。
分野施策2	・農業者間のみならず、他の産業や市民など、連携の幅を広げながら、農地が果たす多面的な機能を認識し、営農を続ける環境づくりを進め、農地の維持と存続に
農業基盤	努めます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
行政	農地集積率	63%	66% (R 6年)
指標	遊休農地の面積	42ha	32ha
市民	農業法人数	15 法人(R 2年)	30 法人(R 6年)
指標	遊休農地の作付け等意向確認	50%	60%

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディングプロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 農業経営						
経営体育成支援事業				22222	22222	
経営所得安定対策直接支払推進事業		22222	22222	22222	22222	
水田農業構造改革対策事業 (産地づくり対策助成金)		>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>
農林航空防除事業						>>>>>
いばらきの園芸産地改革支援事業						
鳥獣被害対策事業		}				>>>>>
家畜畜産物衛生指導事業		22222	22222	22222	22222	>>>>>
農業用廃プラスチック適正処理対策事業		} }}}	333333	22222	333333	>>>>>
担い手育成総合支援対策事業		}	}	}	333333	>>>>>
機構集積協力金交付事業						>>>>>>
新規就農者対策事業	*	22222				>>>>>
分野施策2 農業基盤						
農業基盤整備事業						
県営土地改良事業推進事業		22222	22222	22222	22222	
多面的機能支払交付金事業				22222		
農地台帳整備事業						>>>>>
農業者年金加入推進事業						
農地法関係事務事業						>>>>>
農地パトロール事業	*	} }}}	333333		333333	>>>>>
違反転用の是正指導事業		} }}}}	>>>>>	>>>>>	>>>>>	} }}}}

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策 1 農業経営

● 取り組みの概要 ●

1

[3-1-1-1]

生産組織・集落営農の育成

- ・国の農業構造改革に沿い、担い手農家や集落営農 を積極的に支援するとともに、消費者ニーズの多 様化や環境に配慮した、減農薬、減化学肥料栽培 による安全・安心な循環型農業の振興を図ります。
- ・農薬の適切な処理や、衛生指導など、周囲の住環境との調和を図ります。





2

後継者対策、担い手育成

・農地の集積や経営改善などの支援施策を積極的に 行い、県や関係機関との連携のもと、農業後継者 の育成に努めるとともに、認定農業者や認定新規 就農者など将来にわたって地域農業を支える担い 手への施策を強化します。





[3-1-1-2]

3

【3-1-1-3】 人・農地プランの推進

・「人・農地プラン」の中で地域における農業の将来 の在り方等について協議を行い、「地域計画」の 策定及び「目標地図」を作成し、農用地の効率的 かつ総合的な利用を図っていきます。





まちづくりの目標3



分野施策2 農業基盤

● 取り組みの概要 ●

1

農村整備事業の推進

・新たな食料・農業・農村計画に基づき、計画的な 基盤整備を図るとともに、組織間の情報共有を行 い、着実な事業の推進を図ります。

[3-1-2-3]

[3-1-2-1]

2

農業者への支援

[3-1-2-2]

- ・農地台帳に基づく農地情報を eMAFF 農地ナビ (農地法に基づき農地情報をインターネット上で公 表するサイト) に反映し、担い手への農地集積・ 集約化や荒廃農地の発生防止・解消など、農地利 用の最適化に活用します。
- ・農業者年金について、戸別訪問や説明会などの加入推進活動を行っていきます。







3

農地利用・保全の推進

- ・「農地法」に基づく適切な認定審査を行うとともに、 専門人材の育成と確保を図ります。
- ・デジタルなど新たな技術を活用した農地パトロール を実施し、遊休農地の発見、解消、作付け等の意 向確認を推進します。







基本施策2 地域経済の活性化と観光の振興

● 現状と課題 ●

本市では「大宝八幡宮」「宗任神社」などの歴史的観光資源のほか、「砂沼」「鬼怒川」「小貝川」など自然的観光資源に加え、本市の中心産業である農業の体験も観光資源として活用しています。また、「さん歩の駅サン・SUN さぬま」、「Waiwai ドームしもつま」など、新たな交流の拠点も観光の拠点として活用を図っているところです。コロナ禍により各種イベントなども自粛することとなりましたが、アフターコロナを見据えて、交流人口拡大のために不可欠なイベント事業も継続しながら、年間を通した観光客誘致策を推進することが求められます。

本市の商業は、市街地には地域に密着した商店街がある一方、郊外型大型商業施設やロードサイド型店舗、コンビニエンスストアなども幹線道路沿いに立地しており、これらとの共存が求められています。商店街の魅力向上に努めながら、庁内各課や商工会と連携を図り、地域に密着したサービスの提供が受けられるよう支援していく必要があります。

本市には9つの工業団地が形成され、平成31(2019)年2月には新たに「しもつま鯨工業団地」の造成が完了し、新たな企業の立地が進む状況となっています。市内の立地企業で構成される下妻工業団地立地企業連絡協議会が立ち上がるなど、市内で操業する事業所同士の交流を通じて企業立地後のフォローアップを行いながら、更なる企業誘致に向けて取り組む必要があります。

● 5年間でできたこと ●

【観光】

- ・市内観光資源のネットワーク化を図りつつ、本市の中心産業である農業と絡めた体験なども取り入れながら、魅力あるイベントの実施に努めました。
- ・「さん歩の駅サン・SUN さぬま」「Waiwai ドームしもつま」など新たな施設との連携に取り組むほか、 食と農産物を活用した観光資源づくりなど、ニーズを踏まえた観光振興を図りました。
- ・関東鉄道常総線沿線自治体との連携強化により観光情報を発信するなど、より広い観光ゾーンとしての魅力向上に努めました。

【商業】

- ・観光施設と連携し、地域に密着したサービスやイベントの実施など商店街のイメージアップを支援しました。
- ・関係機関と連携して商店街の活性化の支援や経営の近代化・経営基盤の強化充実に向けた促進策を継続的に実施しました。

【工業、企業誘致】

・新たな工業団地の造成を推進するにあたり、二一ズを把握するためのヒアリングを実施するとともに、既存工業団地における工場建設に伴う相談・要望に対してはワンストップで受け、課題解決に努めました。また、新規の企業誘致に伴う課税免除を継続的に実施するとともに、市内企業への合同説明会を開催しました。

【地域資源活用、産業創造】

- ・農産物直売など観光施設の収益性及び魅力の向上を図り、周辺地域の類似施設よりも消費者に選んでもらえる施設運営を推進しました。
- ・収穫体験など魅力ある企画で都市農村交流を継続し、都市部住民との交流の活性化を促しました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 観光	・既存の観光資源をブラッシュアップするとともに、新たな観光資源を創出します。 ・SNS などを有効活用した戦略的な観光情報の発信を図ります。商工団体、農業団 体などの民間組織、及び関東鉄道常総線沿線自治体との連携を推進します。
分野施策2 商業	・商工会などの関係機関と連携し、商店街の活性化を促進します。 ・指導体制を強化し、各種融資制度の活用を推進します。大型商業施設と商店街が 共存できるような施策の展開を図ります。
分野施策3	・企業誘致活動を展開し、立地する受皿を整備するための工業団地の造成の早期完成と早期完売を目指します。
工業、企業誘致	・優遇制度の継続を図り、企業立地後のフォローアップ活動を実施します。
分野施策4	・「ビアスパークしもつま」の魅力向上を図ります。
地域資源活用、	・都市農村交流の活性化を図ります。
産業創造	・特産品の研究普及活動の充実を図ります。

● 市民の役割 ●

分野施策1 観光	・おもてなしの心の醸成に努めます。 ・観光ボランティアとして協力します。 ・一人ひとりが本市の自然や食文化などの観光資源を理解し、広く PR をします。
分野施策2 商業	・身近にある良い店を発見し、買物をして、多くの人にその店の良さを伝えます。 ・事業者や団体は、自ら積極的に、消費者の嗜好・ニーズを的確に捉えて、魅力あ る店舗づくりに取り組みます。
分野施策3 工業、企業誘致	_
分野施策4 地域資源活用、 産業創造	・農産物や地域交流拠点施設を始めとする本市の地域資源の魅力を発信し、かつ、 活用しながら都市部住民との交流を深めます。 ・安全・安心で魅力のある特産品を消費者に届けます。また、消費者への PR を積 極的に行い、かつ都市部での直売を活用しながら、販路の拡大に努めます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	観光入込数	1,300,000人	1,750,000人
,——,	自治金融・振興金融の融資額	250 百万円	400百万円
行政 指標	空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金申請件数	1件	1件
]日1示	製造品出荷額	1,923 億円 (令和 2 年工業統計調査)	3,000 億円
	「ビアスパークしもつま」利用者数	120,000人	120,000人
	観光ボランティア活動回数	30 🛭	30 回
+-	創業件数	3件 (R 1年)	4件(R 6年)
市民 指標	新規起業家支援講座受講者数	18人(R 1年)	20人 (R 6年)
15,122	人口社会増	60人	200人
	「ビアスパークしもつま」売上高	120,000,000円	120,000,000円

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング	令和5年度	令和6年度	今和7年度	令和8年度	令和9年度
	プロジェクト	で作り生成	7404点	卫仙 / 牛皮	7和04皮	で作り生成
分野施策1 観光						
観光施設などの運営に係る事業		} }}}}				
観光資源などの活用に係る事業						
観光事業	*			22222		
受入体制事業		22222	22222	22222	22222	
フィルムコミッション事業		22222		22222		
広域観光周遊事業		22222		22222	22222	
関東鉄道常総線を活用した観光振興事業		22222		22222	22222	
分野施策2 商業						
商店街の活性化事業						
地域商業の育成・支援事業				22222		
融資・補助などに係る事業				22222		
商業団体・共同事業		22222		22222	22222	
「大規模小売店舗立地法」に係る事業		22222		22222	22222	
空き店舗活用起業等補助に係る事業		}	22222	22222		>>>>>>
分野施策 3 工業、企業誘致						
企業誘致推進事業	*					
優遇税制、雇用促進奨励金						
分野施策 4 地域資源活用、産業創造						
農業構造改善事業などによる整備施設管理 事業	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>
都市農村交流事業		22222	22222	22222	22222	>>>>>
6次産業化の推進事業		22222		22222	22222	>>>>>

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。







分野施策1 観光

● 取り組みの概要 ●

1

観光資源の充実

[3-2-1-1]

- ・「大宝八幡宮」「宗任神社」「小島草庵跡」など、神社や寺院を中心とした歴史的観光資源と、「砂沼」「鬼怒川」「小貝川」や四季折々の花々など自然的観光資源、並びに、田植えや稲刈り、梨狩りなど、本市の中心産業である農業を体験する事業も絡めながら、「さん歩の駅サン・SUN さぬま」「Waiwai ドームしもつま」「筑波サーキット」など、観光施設を総合的に融合し、観光客が市内を周遊できる施策を実施します。
- ・下妻ゆかりの食の開発や商品のブランド化など食・ 農産物を活用した観光資源づくりを図るとともに、 観光客のニーズを踏まえた観光振興を図ります。





[3-2-1-3]

2

【3-2-1-2】 観光プロモーションの推進

- ・観光施設を最大限に生かし、観光資源のネットワーク化を図るとともに、イベントを通した交流人口の確保のために、魅力のあるイベントの実施に努めます。
- ・特色ある下妻の風土を、SNS などを活用して市内 外に発信するほか、より多くのフィルムコミッショ ンを誘致できるように努めます。





3

広域連携体制の充実

・行政だけの連携にとどまらず、商工団体、農業団体などの民間組織との連携を推進するとともに、 茨城県西地域や県南地域との連携を深め、広い観 光ゾーンとしての魅力向上に努めます。

・鬼怒川・小貝川の河川沿いをサイクリングルートと して周辺自治体と連携して活用を図ります。さら に、関東鉄道常総線沿線自治体との連携も強化し、 広域的な観光情報の発信に努めます。







分野施策2 商業

● 取り組みの概要 ●

1

地域経済の活性化

[3-2-2-1]

【3-2-2-2】 地域・団体との共同事業の充実

- ・地域に密着したサービス、イベントにより商店街の 維持、活性化に努め、生産者(販売者)と消費者 とのふれあいや交流の機会づくりを進めます。
- ・商工会などの関係機関と連携し、商店街の活性化 を支援するとともに、経営の近代化や経営基盤の 強化充実に努めます。
- ・円滑な資金繰りのために各種融資制度が活用できるよう、指導体制の強化を図ります。







- ・便利で親しみのある商店街の魅力づくりを促進し ます。
- ・まちづくりと商業振興の両面において、大型商業 施設と商店街が共存できるような施策を展開しな がら、地域貢献につながる活動を支援します。







関係する市民のライフステージ



乳幼児

児童

若者

子育で世代

働<世代



分野施策3 工業、企業誘致

● 取り組みの概要 ●

1

業誘致を推進します。

【3-2-3-1】 工業団地の造成と優良企業の 誘致

・企業ニーズに合わせた工業団地の造成を行い、企

- ・企業の新規立地や増設に伴う各種の許認可や届出 に関わる相談について、窓口を一本化しワンストッ プでスピーディな対応に努めます。
- ・立地企業の動向を見据えつつ、県など関係機関等 との連携を図りながら、水需要に対応した工業用 水の確保に努めます。







2

【3-2-3-2】 優遇制度の継続と企業立地後の フォローアップ活動

- ・企業立地後のフォローアップ活動として、人材確保 に向けたハローワークや工業高校などへの同行訪 問の実施や定期的な企業訪問による操業環境の充 実に努めます。
- ・誘致に関わる優遇制度を継続しながら、企業誘致 に関連した各種制度の拡充に努めます。









分野施策4 地域資源活用、産業創造

● 取り組みの概要 ●

1

【3-2-4-1】

地域資源活用、産業創造

- ・「ビアスパークしもつま」の経営力の向上を推進し、 「道の駅しもつま」、「やすらぎの里しもつま農産物 千代川直売所」の指定管理者とも協力しながら収 益性及び施設の魅力向上を図ります。周辺地域の 類似施設よりも消費者に選んでもらえる施設運営 を進めます。
- ・都市部住民のニーズをつかみながら、都市農村交流を継続し、米、梨を中心とした収穫体験に加え、 リピーターが増える事業を企画し、交流の活性化 を促します。







2

6次産業化の推進

[3-2-4-2]

- ・国、県と連携しながら、事業に着手している生産 者の経営の安定化を支援します。
- ・農産物加工に関わる活動を支援し、消費者に安全・安心かつ魅力的な新商品を提供できるよう、 必要な支援を行います。
- ・本市の特産品について、より多くの人に関心を 持ってもらうツールの一つとして研究開発をさら に進めます。









下妻市産の酒米「ひたち錦」と市内ポピー畑から採取された天然酵母を使用し、下妻市産100%にこだわった米焼酎「Shiou」

基本施策3 就労環境の適正化

● 現状と課題 ●

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児・介護との両立など労働者のニーズの多様化といった問題に直面しています。この問題の解決のために国では、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指した働き方改革の実現に取り組んでおり、労働者の長時間労働などの問題の抑止策として、平成31(2019)年4月「労働安全衛生法」が改正されました。また、新型コロナウイルス感染症拡大によって、人々の働き方は大きく変化し、テレワークや時差出勤、フレックスタイム制の導入などが促進されました。

適切な労働時間と休暇の取得は、労働者の仕事に対する意識やモチベーションを高め、業務効率の向上も期待されます。また、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた社会の実現に向けて、職場全体で取り組むことで、人材の確保、定着につながることから、多様な働き方が可能な職場環境づくりを支援していくことが求められています。

● 5年間でできたこと ●

【就労】

- ・ハローワークや企業と連携した雇用機会の拡大を図り、若者の地元就職・地元定住を促進しました。
- ・出産・子育で期における二一ズに応じた、育児休業制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい労働制度の推進を図り、関係機関と協力して労働者の安全、健康に関する啓発を図りました。
- ・勤労者が安定した生活を送ることができるよう雇用機会の確保と就業の安定に向けた支援に努め、福利厚生の充実や勤労者福祉施設の利用促進を図り、健康でゆとりある労働環境づくりを促進しました。

【ワーク・ライフ・バランス】

- ・ワーク・ライフ・バランスを啓発し、保育サービスの充実や男性の育児休業取得促進を図り、子育てに おける女性の負担軽減を進めました。
- ・「勤労青少年ホーム」や「働く婦人の家」を活用するとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性を 市の広報紙や SNS を通して発信することにより、市民の健康でゆとりある労働環境づくりを推進しま した。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 就労	・ハローワークや企業と連携した雇用機会の拡大を図ります。若者の地元就職・地元定住を促進します。
分野施策2 ワーク・ライフ・バランス	・雇用機会の確保を図るとともに、就業の安定を促進します。市民のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 就労	・各種講座やセミナーを受講し、知識、技能を身につけます。
分野施策2 ワーク・ライフ・バランス	 ・勤労者福祉施設の講座を受講し、余暇時間を有効活用します。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事の負荷が家庭生活や個人の生活にマイナスの影響を及ぼさないライフスタイルを心がけます。 ・男性が育児休業を取得することに対する意識改革、育児休業の利用促進に努めます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
行政 指標	求人情報等の周知件数	24 件	24 件
市民指標	ワーク・ライフ・バランスの実現(「仕事」「家庭」 「地域・個人の生活」 をともに優先している市民の割合)	44.4%	50.0%

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 就労						
就労支援に係る事業						
労働制度の周知啓発に係る事業					33333	
分野施策2 ワーク・ライフ・バランス						
勤労者福祉施設の運営事業		22222	22222	22222	22222	
ワーク・ライフ・バランスの周知啓発に係る 事業	*	}}}}}	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>

※令和 9 年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 就労

● 取り組みの概要 ●

1

雇用、勤労者対策

[3-3-1-1]

- ・ハローワークや企業と連携した雇用機会の拡大を 図り、若者の地元就職・地元定住を促進します。
- ・出産・子育て期における二一ズに応じた、育児休 業制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい 労働制度の推進を図ります。
- ・関係機関と協力して労働者の安全、健康に関する 啓発を図ります。







関係する市民のライフステージ















XIM 7 6 1 1 2 (0) 2 1 2 7 7 7 2

分野施策2 ワーク・ライフ・バランス

● 取り組みの概要 ●

1

【3-3-2-1】 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・勤労者が安定した生活を送ることができるよう雇用機会の確保と就業の安定に向けた支援に努めるとともに、福利厚生の充実や勤労者福祉施設の利用促進を図るなど、健康でゆとりある労働環境づくりを促進します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、保育 サービスなど子育て支援の充実や男性の育児休業 取得促進を図り、仕事と家庭生活が両立できる環 境づくりを進めます。









まちづくりの 目標

4

環境にやさしく災害に強い「安全なまち」

基本施策	1	生活・衛生環境の向上	1	公害
			2	墓地、葬斎場
			3	ごみ対策、リサイクル
	2	地域の安全・安心の強化	1	防災、国民保護
			2	交通安全、防犯
			3	消費者支援
	3	地域活性化の推進	1	シティプロモーション
			2	移住、定住
			3	出会い、結婚
			4	空き地、空き家
	4	自然・環境の保全	1	自然、環境



基本施策1 生活・衛生環境の向上

● 現状と課題 ●

本市では、公害防止対策として、「環境基本法」「茨城県生活環境の保全等に関する条例」「下妻市公害防止条例」に基づき事業所の指導を実施するとともに、市民の県ボランティア監視員の協力により、 廃棄物の不法投棄(野外焼却含む)の発見・通報などを行い、監視体制の充実に努めています。

誰もが健康で快適な日常生活を営むことができるまちをつくるため、今後も、継続して、公害等による地域環境の悪化の防止に取り組み、住みやすい環境を市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが大切です。

廃棄物対策(ごみ・リサイクル)については、これまでの大量生産・大量消費のライフスタイルを見直し、循環型社会へ転換していくことが課題となっています。特に、ごみの処理については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源などの集積所が生活形態の多様化により増加傾向にある一方で、一般ごみの排出にあっては、ルールを守らない、分別がされていないなど一部回収に支障をきたしています。新たに導入した下妻市ごみ分別アプリなども活用し、一層の分別徹底を周知する必要があります。

また、ごみの減量化についても引き続き、3R(リデュース:発生抑制、リユース: 再使用、リサイクル: 再生利用)を基調に、さらにプラス2R(リフューズ: 断る、リペア: 直す)を追加した5Rの推進を図り、市民の環境意識の向上を図る必要があります。

● 5年間でできたこと ●

【公害】

- ・水質検査、騒音測定、土砂の埋立て許可について対応するとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害事案発生時は、関係機関及び専門機関と連携し対応しました。
- ・主要河川(鬼怒川・小貝川・糸繰川)及び砂沼の水質検査の結果を掲載するほか、悪質な手口による 不法投棄への注意喚起を図るため「広報しもつま」や防災行政無線等で普及啓発を行いました。また、 事業者に対しては、関係機関と連携協力しながら適宜指導しました。事案発生時は、初動を迅速に対 応しました。

【墓地、葬斎場】

・「ヘキサホール・きぬ」の適切な運営に必要な負担金を予算計上し、下妻地方広域事務組合へ支出して います。墓地台帳については墓地管理者の変更など随時更新が必要となるため、情報収集に努め、適 正な修正を行いました。

【ごみ対策、リサイクル】

・集積所への排出日時の徹底を周知、並びに可燃・不燃ごみの分別のほか、資源としての分別の徹底による減量対策などの周知を図りました。不法投棄防止・抑止については、防止用看板の配布やパトロールの強化並びに速やかな撤去に努めました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 公害	・事案発生時は、現地に急行し、迅速に現場対応を行います。 ・市民に対し、安全・安心な生活環境の確保のため、主要河川及び砂沼の水質検査 の結果のほか、野焼きなどの迷惑行為や悪質な手口による不法投棄等について注 意喚起を継続的に「広報しもつま」で周知します。また、事業者に対しては、悪 臭や騒音などの周辺環境への配慮を徹底するよう指導を行います。
分野施策2	・「ヘキサホール・きぬ」の適切な運営に必要な負担金を支出します。
墓地、葬斎場	・墓地台帳の適正な更新を実施します。
分野施策3	・可燃ごみ及び不燃ごみの適正な分別徹底を図り、ごみ処理の効率化を進めます。
ごみ対策、リサイクル	・資源物の更なる分別に取り組み、循環型社会の構築を図ります。

● 市民の役割 ●

分野施策1 公害	・住み良い生活環境を守るため、野焼きなどで公害を出さないよう注意するとともに、公害防止のパトロール活動などに協力し、地域の環境は自分たちの手で守ります。 ・事業者は、公害の防止規則を守り、廃棄物の不法処理などを行わないようにして、環境を大切にします。
分野施策2 墓地、葬斎場	・個人墓地や共同墓地を適切に管理します。
分野施策3 ごみ対策、リサイクル	・排出する可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみについては、分別の徹底を実行し、ごみ 減量の推進と回収に支障をきたさないよう努めます。また、集積所への搬入にお いては、収集日当日のルールを徹底し、集積所の美化に努めます。 ・ごみ減量化推進のため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の実施に取り組
	みます。
	・3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基調に、さらにプラス 2R(リフューズ、 リペア)を加えた実施に取り組みます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
行政	水質検査環境基準適合率	90%	100%	
指標	可燃・不燃ごみ委託収集量	7,950 t	7,400 t	
	公害苦情処理件数	100件	100件	
市民	市内死亡者のうち、「ヘキサホール・きぬ」で火葬する割合	99%	99%	
	指定ごみ袋有料購入数	396,000枚	376,000枚	

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 公害						
公害苦情処理事業						
土砂等による土地の埋め立て、盛土及び たい積の許可事業	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>
公害監視、取り締まりに係る事業	*	22222				
分野施策2 墓地、葬斎場						
墓地埋葬法事業						
分野施策3 ごみ対策、リサイクル						
ごみ減量対策・リサイクル推進事業	*	22222	22222	22222	22222	
ごみ処理の推進体制に係る事業		}	333333	>>>>	333333	>>>>>
ごみの不法投棄に係る事業						
ごみ分別アプリ利用促進事業	*			>>>>>		>>>>>

※令和 9 年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 公害

● 取り組みの概要 ●

1

公害発生対策の推進

[4-1-1-1]

・市民や事業者に対し、周辺環境へ迷惑行為を含む 公害を発生させない生活様式や事業活動を推進さ せる一方、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動など の公害事案発生の際は、関係機関及び専門機関と 連携し、その対応にあたります。







2

【4-1-1-2】 公害への市民意識の啓発・向上

- ・自然環境を守る市民意識を高めつつ、大気汚染や 水質汚濁の公害事案を未然に防止するため、「広 報しもつま」や防災行政無線などで環境保全の普 及啓発を行います。
- ・下妻警察署、茨城県、近隣自治体などの関係機関 及び庁内部局との情報共有を図りながら、公害防 止の監視体制強化を図ります。







関係する市民のライフステージ



乳幼児











分野施策2 墓地、葬斎場

● 取り組みの概要 ●

1

[4-1-2-1]

墓地、葬斎場の適切な管理・運営

- ・利用者の多様なニーズに応じた利用形態を提供できるよう、下妻地方広域事務組合と連携し「ヘキサホール・きぬ」の適正な運営を図ります。
- ・現状に見合った墓地台帳の更新を行い、墓地行政 の充実を図ります。





分野施策3 ごみ対策、リサイクル

● 取り組みの概要 ●

1

[4-1-3-1]

適正なごみ処理と環境美化の推進

- ・ごみの適正な排出・分別の徹底を呼び掛けるとと もに、効果的な処理運営と環境負荷の少ない処理 に努めます。
- ・ポイ捨て、不法投棄について、防止・抑止に向けた対策を講じ、環境美化に努めます。







2

ごみ減量と資源循環

[4-1-3-2]

・ごみ減量のため、ごみを生まない・ごみにさせない政策を講じるとともに、多様な資源物のリサイクルを推進し、循環型社会の形成を図ります。







基本施策2 地域の安全・安心の強化

● 現状と課題 ●

全ての市民が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくには、市民の命や財産を守る防災や防犯、 交通安全対策などの取り組みが不可欠です。

本市では「地域防災計画」「国民保護計画」「国土強靭化地域計画」等に基づき、災害等から市民の生命、 身体、財産を守り、安全な生活を確保していくための体制の充実に取り組んできました。また、警察や 市交通安全対策協議会、消費生活センターなどと連携しながら、防犯対策や交通安全対策、消費者問題 に対して、取り組みを強化してきました。

地域社会においては、人々が互いに支え合い、助け合いながら心豊かに暮らす、全ての市民にとって の安全・安心なまちづくりを進めていくことが大切です。今後も地域の安全な暮らしを守るため、行政と 市民が協力し合う防災体制の強化を図ることが重要です。

● 5年間でできたこと ●

【防災、国民保護】

- ・平時からの防災の取り組みとして、地域の自主防災組織の結成及び資機材等補助を行っており、自主防災組織力の向上を着実に進めてきました。また、令和3(2021)年度に「地域防災計画」の改訂も行い、地域防災体制の強化を図りました。さらに、地域防災力の要となる消防団についても、団員確保が全国的な問題となる中、報酬制度の見直しや活動服を刷新するなど、団員確保のための処遇改善に取り組み、条例定数に対し95%前後の充足率を維持しました。
- ・災害時避難所の備蓄資材、非常食等の整備の強化に努め、かつ、防災行政情報配信の多様化も進められ、災害時の基盤整備の充実を図りました。消防施設については、老朽化した消防団詰所を4棟、消防ポンプ車を3台更新するとともに、防火水槽、消火栓も適宜整備し、消防力向上を図りました。

【交通安全、防犯】

- ・下妻警察署や交通関係団体などの関係機関と連携し、交通安全や交通マナーの啓発活動を定期的に実施し、市民の交通安全意識向上の推進に取り組みました。また、市民や学校などから要望があった市内においての危険箇所について、関係機関と対策案の協議・検討を重ね、可能な安全対策や交通安全施設の整備を図りました。
- ・下妻警察署や防犯関係団体と連携しながら街頭での啓発活動を定期的に実施し、市広報紙、SNS、防災アプリ、防災行政無線、防災ラジオなど様々な媒体を活用して市内で発生している犯罪などの情報の迅速な市民への周知に取り組みました。
- ・自治区から要望があった防犯灯は、市で定める基準に基づき可能な限り設置を行い、また、補助金を活用し、市内主要道路に防犯カメラを設置し、犯罪抑止に取り組みました。

【消費者支援】

- ・複雑化、高度化する消費者問題に対応できるよう情報の提供や啓発を行い、消費者が正確な判断を持って安全で安心な消費生活が送れるよう、消費者啓発の充実に努めました。また、若年期から消費者教育に取り組み、様々な体験や行動を通して、権利と責任を理解し、正しい判断ができる消費者の育成に努めました。さらに、消費者被害の救済や未然防止のために、消費生活相談の充実を図りました。
- ・「広報しもつま」やホームページを活用し消費生活センターの認知度を高め、消費者被害が早期解決を図れるよう取り組みました。さらに、消費生活相談員の資質向上のために各種講座を受講し、新たな相談業務に対応できるよう努めました。消費者団体の主体的な取り組みに基づき、市民への消費生活情報の発信や意識啓発を促進するため、秋のイベント開催時に消費生活展を開催し、生産者(販売者)と消費者とのふれあいや交流の機会づくりを進めました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 防災、国民保護	 ・「鬼怒川緊急対策プロジェクト」のハード面の施策の収束に伴い、ソフト面の施策の充実を図るため、マイ・タイムラインの活用などによる啓発を行います。 ・消防団の体制を維持するため、各分団の現状把握に努め、必要に応じて組織再編や機能別消防団の導入の検討を行います。 ・自主防災組織の設立促進と活動の活性化を図るなど、地域防災力の強化に努めます。 ・避難所備蓄品の適正な管理を行い、確実に更新していきます。大型防災倉庫の整備を目指します。旧耐震基準の消防団詰所を早期に更新し、消防ポンプ車両を含む資機材の適正な管理に努めます。 ・災害救援物資、資機材の拡充や計画的な更新を進めるとともに、災害時には、災害救助法に基づく各種支援制度の活用を推進します。
分野施策2 交通安全、防犯	 ・悲惨な交通事故を減らしていくため、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むきっかけとなるよう、機会や事業を多く創出します。さらに、交通安全に関する啓発活動や危険箇所への安全施設整備については、取り組みを継続します。 ・市民や地域の防犯意識の向上が、犯罪の抑止や市全体の安全・安心につなげていくため、取り組みを継続し、自警組織の若年層会員や自治区のパトロール隊の促進強化を図ります。 ・防犯灯設置については引き続き、市の基準に基づき設置を進め、防犯カメラについては、交通量や事故が起きやすい要因がある交差点を見極めて効果的な場所に設置を進め、地域団体などのニーズによっては、補助制度等も検討し設置の強化を図ります。
分野施策3 消費者支援	・消費者が正確な判断を持ち安全で安心な消費生活が送れる消費者啓発の充実を図 ります。また、権利と責任を理解し、正しい判断ができる消費者の育成を図ります。

● 市民の役割 ●

分野施策1 防災、国民保護	 ・災害発生時の初動体制への備えとして、家庭でできる物資の備蓄や家具転倒の防止策などを行います。 ・市の防災訓練などに積極的に参加するほか、地域の自主防災組織にも参加することで、日頃から地域のつながりを深め、災害時を想定した避難行動要支援者の把握、訓練などを積極的に行います。 ・防災行政無線・防災アプリや報道、関係機関のホームページなどから、災害や防災の情報を積極的に取得します。
分野施策2 交通安全、防犯	・交通事故防止のため、自動車及び自転車等の運転者は、飲酒運転根絶を含む交通 法規の遵守と早めのライト点灯、歩行者は反射材の着用や横断時の確認など、交 通事故を無くす意識を高めます。・市や警察署から提供される情報を積極的に入手し、防犯意識を高め、地域で犯罪 を未然に防ぐ活動を推進します。
分野施策3 消費者支援	・消費者として、適切な行動に結びつける実践的な能力を育むための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。・事業者や団体は、消費者の動向を注視しながら、法律を遵守した適切な商行為を推進します。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	消防団員数	374人	374人
	物品を管理している避難所数	17 箇所	17 箇所
行政	交通安全啓発活動及び交通安全施設整備の実施数	75 回	90回
指標	防犯ボランティア及び自警組織の会員数	490人	515人
	LED 防犯灯新規設置数及び防犯カメラ新規設置数	40 箇所	50 箇所
	消費生活センター相談件数	150件	150 件
	マイ・タイムライン講座年間実施回数	2 回	3 🛭
	災害協定締結数(延べ数)	61件	66件
市民	年間市内交通事故発生件数	75 件	65件
指標	市内の年間刑法犯認知件数	270 件	245 件
	消費生活相談による回復額(年間)	1,000万円	1,000万円
	自主防災組織整備率(整備自治区数/全自治区数)	54%	70%

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 防災、国民保護						
防災体制整備事業						
消防体制・防火対策事業						
防災施設整備事業			22222			
消防施設整備事業						
国民保護整備事業		22222				
国土強靱化推進事業	*	22222	>>>>>	>>>>>	>>>>>	
分野施策2 交通安全、防犯						
交通安全啓発事業						
交通安全施設整備事業						
防犯パトロール事業					22222	
防犯灯設置事業		22222	22222			
防犯カメラ設置事業		}				
分野施策3 消費者支援						
消費者の意識向上に係る事業				22222		
消費生活センター運営事業				22222		
消費生活展の開催						

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。 前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。



関係する市民のライフステージ



盤整備を行います。

分野施策1 防災、国民保護

● 取り組みの概要 ●

1

地域防災体制の強化

・「地域防災計画」に基づき、適切な防災体制の構築を図り、計画的な施設整備を行うとともに、防災や減災への意識啓発、日常生活における防災への備えの促進など、平時からの防災への取り組みを推進します。





[4-2-1-3]

[4-2-1-1]

2

防災基盤の整備

・大規模災害や国民保護事態における市民への情報 伝達手段の再構築や、災害時の防災拠点や避難場 所などの整備を図るとともに、防災備蓄品の計画 的な管理や、緊急避難時の行政システムの保存体 制や通信システムの改修など、災害時に備えた基





[4-2-1-2]

3

国土強靱化の推進

・「国土強靱化地域計画」に基づき、事前防災・減 災と迅速な復旧復興に資する施策を、本市全体の まちづくりの視点から総合的な取り組みとして実 施し、強靱な地域づくりに取り組みます。



防犯 分野施策2 交通安全、

● 取り組みの概要 ●

交通安全の推進

・警察、道路管理者など関係機関、団体と連携を図 りながら、交通安全意識や交通マナーの向上、交 通安全施設の整備を図るとともに、安全、円滑、 快適な道路交通を確保するため、カーブミラー、 ガードレール、路面標示、警戒標識などの効果的 な施設整備を推進します。



[4-2-2-1]

[4-2-2-2] 地域の防犯意識の向上

・市民や地域の防犯意識の向上を図るため、市、警 察、自警組織、防犯連絡員などの連携強化を図り、 自主的な活動を中心とした安全な地域づくりに取 り組みます。また、防犯ボランティアや自警組織の 若年層会員を増やし、組織の強化を図っていきま



3

[4-2-2-3] 犯罪抑止のための設備の推進

・犯罪の発生を抑止するため、効果的な場所に防犯 灯及び防犯カメラなどを設置し、安全・安心な地 域づくりに取り組みます。





分野施策3 消費者支援

● 取り組みの概要 ●

1

[4-2-3-1]

消費者支援・消費者活動の推進

- ・複雑化、高度化する消費者問題に対応できるよう 情報の提供や啓発を行い、消費者が正確な判断を 持って安全で安心な消費生活が送れるよう、消費 者への啓発の充実に努めます。また、若年期から 消費者教育に取り組み、様々な体験や行動を通し て、権利と責任を理解し、正しい判断ができる消 費者の育成に努めます。
- ・消費者団体の主体的な取り組みに基づき、各種イベントを通じて市民への消費生活情報の発信や意 識啓発の促進、生産者(販売者)と消費者とのふれあいや交流の機会づくりを進めます。







2

【4-2-3-2】 消費者被害の救済や未然防止

・消費者被害の救済や未然防止のために、消費生活 相談の充実を図ります。また、「広報しもつま」や ホームページを活用し消費生活センターの認知度 を高め、消費者被害が早期解決を図れるよう取り 組みます。さらに、消費生活相談員の資質向上の ために各種講座を受講し、新たな相談業務に対応 できるよう努めます。





基本施策3 地域活性化の推進

● 現状と課題 ●

本市では、特産品や観光資源のブランド化を進めるとともに、ふるさと納税などにも力を入れるなど、シティプロモーションを展開し、本市への関心度の深化を図ってきました。小貝川ふれあい公園の花畑で採取した「ポピー酵母」や下妻市産酒米「ひたち錦」を使用した地酒「紫煌」の開発などを行ったほか、SNSによる情報発信や下妻市イメージキャラクター「シモンちゃん」の積極的活用を通じて、当市の認知度の向上に取り組んでいます。今後は、「関係人口」も新たなテーマとして取り組み、シティプロモーションの深化を図る必要があります。

さらに、移住・定住の促進も、県や民間が主催する移住相談会への参加を始め、移住促進ツアーの実施や空き家バンク制度などに取り組むほか、就職や創業を支援しながら、流出人口の抑制と流入人口の確保を図る必要があります。加えて、若い独身男女の出会いの場の機会提供を通じて、少子化対策、地域活性化を図っており、今後も更なる拡充が必要です。

一方、本市の人口減少や少子高齢化などを背景に、空き家・空き地に関連する課題も増えていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づく空き家の適正な管理や「下妻市空き地の除草に関する条例」や規則に基づく空き地の適正な管理を推進しながら、民間の空き家バンクサイト等を活用した空き家の利活用を推進し、地域活性化につなげる取り組みを進めていく必要があります。

● 5年間でできたこと ●

【シティプロモーション】

- ・SNS による情報発信や下妻市イメージキャラクター「シモンちゃん」の積極的活用を通じて、当市の 認知度の向上に寄与しました。
- ・下妻市の小貝川ふれあい公園花畑で採取した「ポピー酵母」と下妻市産酒米「ひたち錦」を 100% 使用してつくった下妻の地酒「紫煌」の開発と販促グッズを作成しました。
- ・ふるさと納税については、返礼品の開拓と参画事業者に新規返礼品の開発を促し、ポータルサイトを 介して市の特産品を全国へ PR しました。

【移住、定住】

・空き家バンク制度の推進、移住定住に向けた情報ツール「下妻ってこんなまち」の改訂版の制作、新規誘致企業への PR や物件情報の提供をしました。

【出会い、結婚】

- ・結婚を希望している方が理想の相手と出会えるよう、婚活イベント等に関する情報を「広報しもつま」 やホームページを通じて発信しました。
- ・婚活支援団体との連携のほか、令和3年度から「いばらき出会いサポートセンター入会補助金事業」による婚活支援を実施しました。

【空き地、空き家】

- ・空き家情報のデータベースを整備し、空き家対策の情報基盤を構築しました。管理不全となっている 空き家の所有者に対しては、助言や指導などを実施しました。「空家等対策の推進に関する特別措置法」 に基づき下妻市空家等対策協議会を設立し、「下妻市空家等対策計画」の策定を行いました。
- ・市内の空き家の情報を市ホームページ、民間の空き家バンクサイト、SNS 等にて提供することで、空き家の有効活用に努めました。
- ・不良状態にある空き地について、土地の所有者または管理者に対し文書指導等を行い、管理状態の改善を図りました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 シティプロモーション	・「関係人口」の増加についてもテーマとして捉え、本市のシティプロモーションの推 進を図ります。
	・海外を含めた販路の拡大や全国的な商品の認知度の向上を図ります。
	・ふるさと納税については、積極的な事業者開拓と返礼品開発を継続して実施します。 更なる寄附獲得のため、有料広告の活用など情報戦略についても研究し、効果的 な手法を選択し実施します。
分野施策2 移住、定住	・大手製造業の新工場稼働に伴う移住者をメインターゲットとして、民間の不動産業者との連携により、物件情報の定期的な情報提供や法人契約のサポートを行います。そして、社会のニーズや他市の状況などを把握し、適切な補助制度を検討します。
分野施策3 出会い、結婚	・結婚相談会や婚活イベントへの参加促進を図るとともに、いばらき出会いサポート センター入会促進を継続して実施します。
分野施策4 空き地、空き家	・管理不全となっている空き家の所有者に対し、適正な管理の促進を行うとともに、空き家の発生を抑制するための啓発活動等を推進します。危険がある空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき特定空家等の認定を行い、必要な措置を実施します。
	・市内の空き家の情報を市ホームページ、民間の空き家バンクサイト、SNS 等にて 提供することを続け、空き家を所有している方と空き家を利用したい方に積極的 に利用してもらい、空き家の有効活用、移住定住を図ります。・管理不全となっている空き地の所有者に対し、適正な管理の促進を行います。

● 市民の役割 ●

分野施策1 シティプロモーション	・下妻市の魅力を発掘し、SNS や口コミなどを通して多くの人に下妻市の魅力を発信します。
	・事業者や団体は特色ある産品の生産やサービスの提供を行い、市と協力してブランド化やふるさと納税の返礼品化を目指します。
分野施策2	・他市町村からの移住者をあたたかく受け入れるための地域づくりを、市と共に推
移住、定住	進します。
分野施策3	・結婚を希望する方が、積極的に婚活イベントに参加しやすいまちづくりを目指しま
出会い、結婚	す。
分野施策4	・空き地を定期的に除草するなどの適切な管理を行い、周辺住民に迷惑をかけないよう心がけます。
空き地、空き家	・空き家を適切に管理するとともに、取り壊しや利活用について検討します。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
行政 指標	シモンちゃんの活用件数	6件	10 件	
	ふるさと納税申込件数	50,000件	110,000件	
	人口社会増	60人	200人	
	住宅リフォーム資金補助件数	60件	60 件	
	婚姻件数	153 件	180 件	
	空き家に関する相談受付、助言・指導実施回数	234 回	250回	
	空き家バンク物件登録件数	5 件	10 件	
市民指標	下妻市に愛着を持っている人の割合	_	50%	
	ふるさと納税受入額	500,000,000円	1,000,000,000円	
	人口社会増	60人	200人	
	いばらき出会いサポートセンター入会補助対象者数	5人	10人	
	管理不全空き家の件数	200件	200件	
	空き家バンク成約件数	4 件	9件	

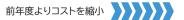
● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディングプロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 シティプロモーション	202271					
情報発信推進事業(シティセールス)	*		} }}}	22222		>>>>>
シモンちゃん活用事業		22222	} }}}	22222	>>>>>	>>>>>
住みよい下妻 PR 事業			} }}}	22222		>>>>>
下妻ブランドの創出		}	} }}}	333333	333333	>>>>>
ふるさと下妻寄附制度(ふるさと納税)	*	}	}	>>>>	}	>>>>>
分野施策2 移住、定住						
U・Iターンワンストップ窓口設置事業	*			333333 3	333333 3	>>>>>
若者・子育て世代住宅取得応援制度			22222			
空き家バンク制度	*					
分野施策3 出会い、結婚						
婚活・結婚支援事業						>>>>>
分野施策4 空き地、空き家						
空き地の除草に関する指導助言		22222	22222	22222		>>>>>>
空き家の防火・防犯対策事業			22222		333333	>>>>>
空き家バンク制度	*	}	} }}}	>>>>>	>>>>>	>>>>>

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。



関係する市民のライフステージ



分野施策1 シティプロモーション

● 取り組みの概要 ●

1

[4-3-1-1]

シティプロモーションの推進

- ・「下妻らしさ」を追求しながら、全庁的な取り組み としてシティプロモーション事業を推進し、強化を 図ります。
- ・新たな発想や手法による PR 活動を展開し、本市の認知度を高め、交流人口や関係人口、定住人口の増加につなげるとともに、市民としての地域への愛着や誇り、住み続けたいという意識の形成を促進します。





2

ブランド戦略の推進

[4-3-1-2]

- ・本市の特産品のブランド価値を高めるため、海外 を含めた販路の拡大や全国的な商品の認知度の向 上を図ります。
- ・ふるさと納税における返礼品の開拓や参画事業者 への新規返礼品の開発を促し、市の特産品の PR を行います。







関係する市民のライフステージ



乳幼児











分野施策2 移住、定住

● 取り組みの概要 ●

1

【4-3-2-1】 移住への支援(定住促進)

・市外に住む人が、就職や結婚、転職などをきっかけに、本市に移住することを選択できるよう、ニーズに合った転入や定住のための支援を図ります。



2

【4-3-2-2】 移住ターゲットの把握と戦略的な 移住支援

・移住希望者のニーズに応じながら、各種事業においてターゲットを絞り、関心のある情報を必要な人に届く提供体制の充実に努めます。さらに、関係機関と連携し、オンラインによるセミナーやワンストップでの移住相談など、参加しやすい環境づくりにより、移住希望者の具体的なニーズを把握し、ターゲットに合わせた対応を図ります。



分野施策3 出会い、結婚

● 取り組みの概要 ●

1

【4-3-3-1】 出会いサポート、婚活支援

- ・結婚を希望している方が理想の相手と出会えるよう、婚活支援団体が企画したイベント情報などを「広報しもつま」 や SNS を通じて市民へ提供します。
- ・市と婚活支援団体が相互連携を深め、効果的な婚 活事業の展開が行えるよう支援します。



まちづくりの目標4基本計画



分野施策4 空き地、空き家

● 取り組みの概要 ●

空き地の管理

[4-3-4-1]

・空き地が不良状態にあると認めた時は、土地の所 有者または管理者に対し、定期的な除草など必要 な措置を講ずるよう指導または助言し、土地の管 理状態の改善を図り、良好な状態の維持に努めま



[4-3-4-3]

2

空き家の適正な管理

[4-3-4-2]

- ・空き家の発生抑制や解消、適正な管理に向けた啓 発を行うとともに、空き家の所有者等に対して助 言や相談、情報提供などの支援を行い、適正な管 理を促します。
- ・危険がある空き家等については、「空家等対策の 推進に関する特別措置法」に基づき特定空家等の 認定を行い、必要な措置を講じます。



3

空き家の利活用

・空き家バンク制度の活用や茨城県つくば古民家再 生協会等の関係団体と連携しながら、空き家の情 報を提供し、空き家の利活用推進及び市場流通の 促進を図るとともに、空き家の有効活用による移 住、定住の推進に努めます。





基本施策4 自然・環境の保全

● 現状と課題 ●

令和3(2021) 年1月に 2050 年温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した本市においては、市民・事業者・環境団体・市の連携のもと、啓発活動の拡充、環境イベントや講演会などの開催による環境意識の醸成など、地域ぐるみの取り組みをさらに進め、全市レベルでの地球温暖化防止対策により一層取り組む必要があります。

自然エネルギーの分野では、地球温暖化の原因である石油や天然ガスなど化石エネルギーへの依存を抑制するため、太陽光発電などの自然エネルギーの活用への転換が求められており、自然環境や市民生活に支障をきたすことがないように、適切な設置を誘導することが重要です。

自然動植物保護については、令和3年度、砂沼環境連絡協議会が発足し、同団体主催で環境学習会を 始めたところです。自然と人間の共生を目的とした環境づくりが必要であることから、水質汚濁から河川 を守るための水質調査を実施しています。そのほか、野生絶滅種コシガヤホシクサの最後の自生地であ る砂沼では野生復帰事業が行われています。これらの状況を踏まえ、今後、貴重な自然を保全し、健全 な生態系を維持・回復させるために自然環境保護に対する認識を高め、市、市民、関係機関が連携した 取り組みが重要です。

● 5年間でできたこと ●

【自然、環境】

- ・令和3(2021)年7月に、市民・事業者・行政から組織される砂沼環境連絡協議会が発足し、同団体主催で環境学習会を始めました。コロナ禍でイベント開催、出展が困難な中、「広報しもつま」でCOOL CHOICE 特集記事を掲載し、環境意識啓発に取り組みました。
- ・特定外来生物に指定されているアライグマの被害が増加してきていることから、市民への箱罠の貸出し による、積極的な駆除を行いました。
- ・市民ボランティアによる保護猫譲渡会の開催や、住民による地域猫活動への支援などを実施しました。
- ・太陽光発電に関する協議・指導は県のガイドラインに基づいて実施していましたが、「下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を令和 3(2021) 年 12 月に制定し、適正な設置等のための助言、指導等を行いました。令和 4(2022) 年 3 月には「下妻市再生可能エネルギー導入計画」を策定し、2013 年度を基準として 2050 年度までに CO_2 排出量の 100% 削減を目指す取り組みを開始しました。令和 4(2022) 年 7 月からネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助を開始し、家庭における温室効果ガスの排出削減に取り組みました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 自然、環境

- ・環境意識の高揚を図ります。
- ・「狂犬病予防法」に基づく犬の登録促進や予防注射実施率の向上、動物の飼育マナー の向上、地域猫活動普及に向けた取り組みを行います。また、犬猫のマイクロチップ 装着等の、畜犬登録申請手続のワンストップ化を調査研究します。
- ・国・県等の補助事業を活用し、公共施設の脱炭素化を進めます。電気自動車(EV) や燃料電池車(FCV)などの次世代自動車の普及や充電スタンドの充実など、社 会のニーズに合わせた補助制度を創設し、自然エネルギーの活用促進を図ります。

● 市民の役割 ●

分野施策1 自然、環境

- ・日常の暮らしやまちづくりを地域と地球の環境との関わりで考え、身近な自然に親 しむとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践します。
- ・事業者は、地球的規模で環境に配慮した事業活動を行い、温室効果ガスの排出抑制など地域や地球にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。
- ・地球温暖化防止策に取り組むほか、エネルギー利用の効率化を図ります。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
行政	環境学習会開催回数	年1回(R3年)	年3回
指標	犬の狂犬病予防注射接種率	61.7%(R 3年)	66.7%
市民	再生可能エネルギー設備等導入補助件数	33件(R3年)	45 件
指標	鳥獣保護区面積 ※一部、筑西市を含む	2,425ha(R 3年)	2,425ha

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 自然、環境						
環境政策の推進に係る事業						
環境意識の普及啓発に係る事業						
有害鳥獣捕獲許可事業				22222		
特定外来生物駆除		22222	22222	22222	22222	
畜犬登録、狂犬病予防注射済票交付事務、 ペット飼養指導、犬猫の苦情対応		>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	
住宅用太陽光発電システム設置補助金事業						
環境配慮型新エネルギー設備導入補助事業		22222	22222	22222	22222	
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援 補助事業	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>

前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 自然、環境

● 取り組みの概要 ●

1

続します。

環境意識啓発の推進

・自然共生社会の実現のため、STOP!温暖化エコネットしもつまの活動を支援し、環境意識啓発を継



[4-4-1-3]

[4-4-1-1]

2

自然保護及び管理

・特定外来生物による生態系や市民生活への被害を 防止し、生物の多様性を確保します。また、砂沼 については、生物多様性に配慮しながら、水と緑 に囲まれた豊かな環境の保護に努めます。





[4-4-1-2]

3

動物の愛護及び管理

・動物を愛護する気風を招来し、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、人と動物の共生する社会の実現を図ります。



4

【4-4-1-4】 再生可能エネルギーの活用促進

- ・「下妻市再生可能エネルギー導入計画」に基づき、 脱炭素社会構築を目指します。
- ・公共施設での再生可能エネルギー導入を先導的に 実施し、民間施設での再生可能エネルギーの導入 を加速化させます。







まちづくりの目標4

自然と都市が共生する「快適なまち」

基本施策 1 都市計画の推進と景観の形成 1 土地利用 2 都市計画 3 市街地 4 公園、緑化 2 社会基盤の整備・拡充 1 住宅、宅地 2 景観、住環境 3 国道、県道 4 市道 5 上水道 6 下水道 7 河川 8 排水路 3 公共交通網の整備・拡充 1 公共交通



基本施策 1 都市計画の推進と景観の形成

● 現状と課題 ●

基本構想に掲げた土地利用構想の実現に向けて、人々の暮らしや活動の中心となる拠点を中心に、都市機能の充実と豊かな自然の調和を目指した魅力あるまちづくりを進めてきました。

令和 3(2021) 年度に見直しを行った「下妻市都市計画マスタープラン」を始め、「下妻市立地適正 化計画」「下妻市公民連携まちづくり構想砂沼戦略」などに基づき、各種事業を推進しています。

持続可能なまちづくりを進めていくためにも、これまでの都市のストックを利活用し、都市機能の複合化・多様化に柔軟に対応しながら、適正な土地利用の規制・誘導を推進していくとともに、今ある自然を保全し、調和のとれたまちづくりを進めていくことが必要です。

● 5年間でできたこと ●

【土地利用】

・レクリエーション、スポーツ拠点における各種事業の実施や産業振興ゾーンにおける企業立地などが進むなど、土地利用構想に位置付けた拠点やゾーンの実現に向けて取り組みました。

【都市計画】

・「下妻市都市計画マスタープラン」は計画年次(平成 21(2009) 年 4 月から 20 年間)の中間年を 経過したことから、令和 3 (2021) 年度に見直しを行いました。

【市街地】

- ・砂沼周辺地区都市再生整備計画事業で整備した2つの拠点など、市街地に整備済の社会資本のストック効果を促進するため地方再生コンパクトシティモデル事業に取り組みました。都市計画道路については、計画後60年を経過して未着手の路線が多数あることから見直し検討の調査を実施しました。
- ・空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金を活用し、中心市街地の活性化を図りました。
- ・スポーツを手段としたまちづくり・公民連携のまちづくりを推進し、市民・事業者・有識者を交え各種ワークショップや社会実験を行い、コロナ禍による影響も加味した今後のまちづくりの方針として、最大の地域資源である砂沼を中心としたまちづくりのビジョン「下妻市公民連携まちづくり構想砂沼戦略」を策定しました。

【公園、緑化】

・市民の憩いの場である公園について、安全・安心に利用できるよう、公園利用者の利便性向上のための適正な維持管理を行いました。老朽化の進んだ遊具などの公園施設について、適正な修繕及び計画的な更新を実施しました。また「花のまちしもつま」を推進するため、国・県道沿いなどの各花壇の維持管理を、市民ボランティア団体や地元自治会などの協力を得ながら継続して実施しました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 土地利用	・土地利用構想の実現に向けて、ゾーンと拠点・軸の持つ機能の充実を図りながら、 計画的な土地利用を図ります。
分野施策2 都市計画	・都市計画の推進に関する各種マスタープランや計画等に基づき、社会情勢の変化 に対応したまちづくりを推進します。「下妻市立地適正化計画」により緩やかな土 地利用や居住の誘導を図るための具体的施策を推進します。
分野施策3 市街地	・砂沼広域公園については経済開発と景観・環境が調和した事業を推進します。都市計画道路等都市基盤については、人口減少等社会情勢の変化に対応した見直し を実施していきます。
	・「下妻市公民連携まちづくり構想砂沼戦略」で本質的な都市経営課題として着目した都市型サービス産業の不足を解決するため、公民連携による豊かな暮らしの創造を推進します。
	・市街地の活性化に向けて、空き店舗活用起業・コミュニティ活動支援補助金の継 続を行います。
分野施策4 公園、緑化	・市内外から広く利用される公園などについては、「公募設置管理制度(Park-PFI)」などによる民間活力の導入について検討を行います。
	・市民の憩いの場である公園について、安全・安心に利用できるよう、公園利用者 の利便性向上のための適正な維持管理を行います。

● 市民の役割 ●

分野施策1 土地利用	・計画的な土地利用を考慮しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。
分野施策2 都市計画	・「下妻市都市計画マスタープラン」「下妻市立地適正化計画」などの計画を尊重し、まちづくりに協力します。整備された都市基盤を有効かつ大切に使います。・事業者や団体においては、「下妻市都市計画マスタープラン」「下妻市立地適正化計画」などの計画に基づき、まちづくりの制度を遵守した開発や建設を行い、まちづくりの一翼を担います。
分野施策3 市街地	・整備された都市基盤や公有・民有の既存ストックを有効活用し、市街地内の定住 促進や交流人口拡大などに関与し、市街地エリアの価値の向上に努めます。
分野施策4 公園、緑化	・公園を休養、休息や様々な余暇活動、運動、地域のコミュニティ活動などに利用することで、心身の健康の維持増進や子どもの健全な育成などを図ります。また、「花のまちしもつま」を推進するために、地域の各花壇の維持管理活動や公園の管理運営活動に協力、参加します。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
	用途地域内における低・未利用地*1率	22% (H27年)	20%	
行政	居住誘導区域内における人口密度の維持	25 人 / ha	25 人 / ha	
指標	「Waiwaiドームしもつま」の利用者数	33,948人	100,000人	
	公園における事故件数	0 件	0 件	
市民指標	滞在人口率*2*3	居住人口の 1.1 倍 (令和3年6月休日14時の値)	居住人口の 1.3 倍	
	居住誘導区域内における地価公示平均価格	21,175円/㎡	21,175 円 / ㎡	
	雇用者所得(総額)における第3次産業の割合	52.9%	58%	

※1:低・未利用地:用途地域面積に対する農地・山林・原野・荒地・その他の空地の面積(都市計画基礎調査より)

※2:年間の間で滞在人口率最大となる月の値

※3:滞在人口とは、指定地域の指定時間に滞在していた人数の月間平均値。滞在人口率は滞在人口÷国勢調査人口

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 土地利用						
先導的プロジェクトに関する調整事業	*					
分野施策2 都市計画						
「下妻市都市計画マスタープラン」に係る事業						
「下妻市立地適正化計画」に係る事業	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	
分野施策3 市街地						
砂沼広域公園(砂沼戦略)に係る事業	*					
中心市街地活性化に係る事業	*			22222	333333	
都市再生整備計画事業	*				22222	
プレイスメイキングに関する事業	*	>>>>>		>>>>>	>>>>>	>>>>>
コミュニティサイクル事業	*		22222	22222		
分野施策4 公園、緑化						
砂沼広域公園に係る事業						
花のまちづくり推進事業		333333	22222	22222	>>>>>	

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策 1 土地利用

● 取り組みの概要 ●

1

【5-1-1-1】

計画的な土地利用の推進

- ・土地利用構想の実現に向けて、ゾーンと拠点・軸の持つ機能の充実を図りながら、都市基盤の整備及び都市機能の育成と優良農地、集落環境の保全に努め、自然環境と都市環境の調和を基本とした計画的な土地利用を図ります。
- ・まちづくりの先導的な役割を果たすような特定の 取り組みや緊急に対応すべき事業については、各 部局の総合調整を図りながら、柔軟な変更・見直 しを行いつつ、適正な土地利用を推進します。



関係する市民のライフステージ



分野施策2 都市計画

● 取り組みの概要 ●

1

都市計画の推進

[5-1-2-1]

- ・「茨城県都市計画区域マスタープラン」「下妻市都市計画マスタープラン」に基づき、適正な土地利用の誘導や都市施設の計画、整備を行い、地域特性を生かした魅力あるまちづくりを推進します。
- ・「下妻市地域公共交通計画」や下妻市公共施設等マネジメント基本方針などの関連施策と連携・整合を図り、「下妻市立地適正化計画」や「下妻市公民連携まちづくり構想砂沼戦略」に基づいた連携と集約による持続可能なまちづくりへの転換を図ります。









分野施策3 市街地

● 取り組みの概要 ●

1

市街地整備の推進

[5-1-3-1]

- ・良好な市街地の形成に向けて、社会経済情勢や財政状況を勘案しながら、都市計画道路、公共下水道の整備、土地区画整理事業等による市街地整備を検討します。また、通学路の指定や交通政策と連携して、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ・中心市街地においては、「下妻市都市計画マスタープラン」「下妻市立地適正化計画」「下妻市公民連携まちづくり構想砂沼戦略」に掲げられた各種事業を推進し、日常生活に必要な都市機能と豊かな暮らしを実現するローカルコンテンツ(地域資源)が集約した「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」の構築を目指します。
- ・下妻地区市街地においては砂沼広域公園などの自然を生かした施設景観の維持を図るとともに豊かな水辺環境を生かした事業を推進します。









2

市街地の活性化

[5-1-3-2]

・「さん歩の駅サン・SUN さぬま」「Waiwai ドーム しもつま」や市街地に隣接する砂沼広域公園を活 用し、中心市街地の活性化を図るとともに、市街 地内の遊休地の活用などにより、都市機能や豊か な暮らしを実現するローカルコンテンツ(地域資源) の集約と居住の誘導を図ります。







分野施策4 公園、緑化

● 取り組みの概要 ●

1

【5-1-4-1】 民間活力を導入した公園づくり

・市内外から広く利用される公園などについては、 関係機関と連携を図りながら、質の向上、利用者 の利便性の向上を図るため、「公募設置管理制度 (Park-PFI)」などによる民間活力の導入につい て検討を行います。



2

【5-1-4-2】 公園などの適切な維持管理

- ・市民の憩いの場である公園について、安全・安心 に利用していただけるよう、公園利用者の利便性 向上のための適正な維持管理を行います。老朽化 の進んだ遊具などの公園施設について、適正な修 繕及び計画的な更新を行います。
- ・「花のまちしもつま」を推進するために、国県道沿いなどの各花壇の維持管理を、市民ボランティア 団体や地元自治会などの協力を得ながら継続して 実施します。



まちづくりの目標5基本計画

基本施策2 社会基盤の整備・拡充

● 現状と課題 ●

本市は、全域を非線引き都市計画区域として、関東鉄道常総線の下妻駅、宗道駅の周辺に住居系、商業系用途を、その縁辺や郊外に工業系用途を指定しながら、計画的な土地利用を誘導し、まちづくりを進めてきました。都市施設についても、都市計画道路や都市公園などを都市計画決定し、整備を進めてきたほか、上下水道等のインフラの充実を図ってきました。

今後は、さらに進行が見込まれる人口減少や少子高齢化などを見据えながら、人口規模に見合った都 市施設の維持を図りながら、持続可能な社会基盤の構築を図ることが求められます。

● 5年間でできたこと ●

【住宅、宅地】

- ・市営住宅の修繕や保守点検、退去後の募集などの管理業務を適切に行いました。
- ・宅地開発事業の許可(協議)申請業務を法令に従い実施するとともに、「下妻市耐震改修促進計画」 に基づき、耐震診断士派遣や耐震改修助成を行いました。

【景観、住環境】

・屋外広告物の関係法令に基づき適正な運用を行いました。

【国道、県道】

・国、県へ関係市町、関係機関と連携し、国道、県道の事業推進に向け、整備促進を図るため要望書提出及び要望活動を実施しました。

【市道】

- ・都市計画道路南原・平川戸線の全線供用開始や南部環状線の道路拡幅工事の実施(計画延長 3,800m のうち延長 900 m実施)、市道 101 号線の道路拡幅工事を実施しました。
- ・定期点検で早期に措置を講ずるべき状態であった橋梁(高堀橋、村岡地内)について、拡幅し架替を 行いました。また、定期点検及び「橋梁長寿命化修繕計画」による修繕を実施し、安全な通行ができ るよう計画的な維持管理を行いました。

【上水道】

- ・安全・安心でおいしい水の普及を目的に、戸別訪問による加入促進や広報等を行いました。
- ・浄水場及び配水場の適切な管理・運用を行いました。

【下水道】

・下水道未加入者への戸別訪問を定期的に実施するとともに、排水設備の適正な設計審査及び完了検査 など、指定工事店への法令順守の徹底を求めました。また、整備計画内の早期整備実現を図りました。

【河川】

- ・「鬼怒川緊急対策プロジェクト」において整備された管理通路をサイクリングロードとして活用しました。
- ・鬼怒川水辺の楽校のイベントや鬼怒フラワーライン、小貝川ふれあい公園でのイベントなどを行いました。

【排水路】

・排水能力の低下防止及び衛生美化を図るため、都市下水路、市街地排水路の適切な維持管理を図りました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 住宅、宅地	・引き続き市営住宅の修繕や住宅施設(浄化槽、受水槽等)の保守点検業務を適切 に行います。
	・開発許可制度等に基づく適切な規制と誘導に努め、旧耐震基準の木造戸建住宅の 耐震化の促進を図ります。
分野施策2 景観、住環境	・屋外広告物の関係法令に基づき適正な運用を行います。
分野施策3 国道、県道	・国・県へ関係市町・関係機関と連携し、国道・県道の事業推進に向け、早期事業化・ 整備促進を図るため要望活動を継続的に実施していきます。
分野施策4 市道	・関係機関などと連携し南部環状線の道路拡幅工事の実施など計画的な道路整備を 図るとともに、生活道路の適切な維持管理を図ります。
	・橋梁定期点検及び「橋梁長寿命化修繕計画」による修繕を実施し、計画的な維持 管理に努めます。
分野施策5 上水道	・安全・安心でおいしい水の更なる普及を目的に、戸別訪問による加入促進や広報 等を行います。
	・浄水場及び配水場の適切な管理、運用を行うとともに、「しもつま鯨工業団地」へ の安定的な水供給を目指します。
分野施策6 下水道	・事業認可計画区域の下水道整備を引き続き推進しながら、供用開始区域内の早期接続を促進し、生活環境の改善に努めます。下水道整備事業に対する継続的な財源確保や効率性追求に努め、整備計画区域内の早期整備実現を図ります。
分野施策7 河川	・河川改修を国や県に要望するとともに、河川美化運動を市民、関係機関と連携し 推進します。
	・水辺に親しめる各種整備を進めながら、様々なイベントを通じて河川の有効的な活 用を図ります。
分野施策8 排水路	・都市下水路、市街地排水路の適切な維持・管理を図ります。

● 市民の役割 ●

分野施策1 住宅、宅地	 ・市営住宅の在り方について、理解を深めます。 ・住まいや住環境に対する意識を高め、自らが所有する建築物を適正に維持・管理します。 ・地域のコミュニティなどを通じて積極的に住まいやまちづくりに関わり、自らのまちについて考え、周辺地域の特性などに配慮し良質な住宅や良好な住環境の維持・創出に努めます。
分野施策2 景観、住環境	・魅力あるまちなみを創出するために、景観に係る身近なルールについての理解を深め、実践します。・事業者や団体は、市民や市が取り組むまちづくりに協力し、情報共有に努め、地域や景観との調和に配慮します。
分野施策3 国道、県道	・整備された幹線道路を有効に、大切に使います。道路の整備や維持管理に協力します。
分野施策4 市道	・整備された道路を有効かつ効果的に活用し大切に利用します。 ・生活に密着した道路の整備や維持・管理について積極的に協力します。
分野施策5 上水道	・安全で安定した上水道への全面切替を進めるとともに、水道料金の期限内納付に 努め、水道事業の運営を支えます。

分野施策6 下水道	・下水道に対する理解を深め、下水道が整備された区域では、迅速に下水道への接続を図り、整備効果の向上に努めます。・下水道を使用する際は、法令などの環境基準に適合した水質の下水を流すように取り組みます。
分野施策7 河川	・身近な憩いとふれあいの場として河川を利用します。河川の美化活動にも取り組 みます。事業者は、河川を汚濁させないように、基準を守ります。
分野施策8 排水路	・自宅や事業所などの敷地内においては、透水性舗装の使用や雨水浸透ます・雨水 貯留槽の設置により、雨水を地下に浸透させ、雨水排水の集中を緩和するよう取 り組みます。また、雨水を散水に使用するなど、雨水の再利用に努めます。 ・良好な環境を守るため、自宅や事業者などからの排水について、法令などの水質 基準の遵守に努めます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)	
	耐震化率(全市有建築物)	96.9% (R 2年)	概ね解消	
	屋外広告物啓発の「広報しもつま」掲載	1回/年	1回/年	
	道路改良率 / 舗装率	34.5% /70.3%	39.5% /75.3%	
	橋梁点検率	100%	100%	
行政 指標	上水道適正配水量の確保	3,887,924 ㎡ / 年間	3,900,000 ㎡ / 年間	
1日1示	下水道整備率	32.5%	35.0%	
	下水道整備済区域内人口	13,583 人	14,150人	
	リバースポット整備数	0 箇所	1箇所	
	イベント入込数(小貝川フラワーフェスティバル、花とふれ あいまつり、Eボート大会)	800人	20,000人	
	耐震化率(住宅)	82.6% (R 2年)	95.0% (R 7年)	
	屋外広告物の申請件数	55件/年	55件/年	
	通行止橋梁数	0 箇所	0 箇所	
市民	水道普及率	95.9%	95.9%	
10100	給水世帯上水道使用量	3,752,915 ㎡ / 年間	3,800,000 ㎡ / 年間	
	下水道接続率	67.4%	69.0%	
	下水道への接続人口	9,301人	13,000人	

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 住宅、宅地						
市営住宅の管理運営		22222		} }}}		>>>>>
開発許可申請に係る協議		} }}}	} }}}	} }}}	} }}}	>>>>>
分野施策2 景観、住環境						
屋外広告物に関する事業		22222	22222	22222	22222	
分野施策3 国道、県道						
国道 294 号の全線 4 車線化、国道 125 号 (下妻・八千代) バイパスの整備促進		>>>>>	>>>>>	>>>>	>>>>>	>>>>>
県道沼田下妻線の一部改良の整備促進						
分野施策4 市道						
南部環状線など幹線道路の整備事業						>>>>>
生活道路の整備・維持管理に係る事業	*					
橋梁の整備に係る事業		}	}	}	}	>>>>>
橋梁の定期点検に係る事業		>>>>	>>>>>	} }}}	} }}}	>>>>>
分野施策5 上水道						
水道加入促進事業	*					
水道施設の建設改良事業		22222				
分野施策6 下水道						
下水道加入促進事業	*					>>>>>
汚水管布設事業	*					
分野施策7 河川						
小貝川ふれあい公園に係る事業	*					>>>>>
鬼怒川水辺の楽校に係る事業	*					
かわまちづくり事業(サイクリングロード等整備)	*			333333		>>>>>
分野施策8 排水路						
都市下水路の維持管理事業						>>>>>
市街地排水路の維持管理事業		22222				>>>>>

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。 前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度よりコストを縮小

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。



分野施策1 住宅、宅地

● 取り組みの概要 ●

1

市営住宅の管理運営

[5-2-1-1]

- ・市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に 寄与することを目的として低所得者のために建設 された住宅であることから、生活に困窮する者に 対し、市営住宅が公平かつ的確に供給されるよう 運営します。
- ・入居者の快適な住宅環境を保てるよう適切な維持管理を行います。



2

【5-2-1-2】 良好で安心な居住環境の確保

・開発区域及びその周辺における良好な居住環境の整備と災害の防止を図ります。そのため、開発行為においては、関係各課と連携しながら、開発許可制度等に基づく適切な規制と誘導に努めるとともに、建築物の耐震性の確保、改修を「下妻市耐震改修促進計画」に基づき推進します。





関係する市民のライフステージ



[5-2-2-1]

乳幼児

児童

若者

子育で 世代 働< 世代 高齢者

分野施策2 景観、住環境

● 取り組みの概要 ●

1

景観の保全と住環境整備

- ・市の持つ自然、歴史景観や文化景観を基調にしながら、市街地など都市的魅力が調和した住環境の整備を図ります。
- ・良好な景観形成に向けたルールづくりに努めるとともに、市民、事業者が身近な景観を認識しながらそれぞれの役割を理解し、景観に配慮した開発や住環境づくりに取り組むための体制づくりに努めます。
- ・砂沼・鬼怒川・小貝川など優れた景観を持つ地域資源については、特に景観の保全に配慮します。



分野施策3 国道、県道

● 取り組みの概要 ●

1

国道・県道の整備促進

- ・周辺市町との緊密な連携を図り、渋滞の慢性化を 解消するため、国道 125 号下妻・八千代バイパ スの整備を国、県に強く要望し、早期完成を目指 します。
- ・周辺地域の渋滞解消のため、主要地方道つくば古河線・県道下妻常総線との交差点改良事業の早期事業化及び一般県道沼田下妻線の一部改良(バイパス)事業の整備促進を県に要望します。



[5-2-3-1]

関係する市民のライフステージ



分野施策4 市道

● 取り組みの概要 ●

1

市道の整備推進

【5-2-4-1】

- ・計画的な道路整備を図り、市内の交通循環確保に 努めます。また、整備予定道路などについては、 関係機関などと連携し早期の工事着手を目指しま
- ・生活道路については、定期的なパトロールの実施 とともに、破損箇所等の早期発見、早期補修など、 道路の適切な維持管理を図ります。



2

橋梁の維持・管理

・定期点検及び「橋梁長寿命化修繕計画」による修繕を実施し、安全な通行ができるよう計画的な維持・管理に努めます。

9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

ままずくりの目標 5-2-4-2]



分野施策5 上水道

● 取り組みの概要 ●

1

【5-2-5-1】 上水道事業の加入促進

・安全・安心でおいしい水の更なる普及を目的に、 引き続き戸別訪問による加入促進や広報等を行 い、水道事業の理解促進を図ります。







2

【5-2-5-2】 水道供給施設の適切な管理

・浄水場及び配水場の適切な維持管理を行うととも に、「下妻市水道ビジョン」に基づき、浄水場及び 配水場の改良や管路の耐震化を計画的に進め、持 続可能な給水体制を維持します。







3

[5-2-5-3]

茨城県が目指す広域連携事業との 整合

・人口減少社会の到来により水道事業等を取り巻く 経営環境の悪化が予想される中で、将来にわたり 水道サービスを持続可能なものとするため、茨城 県で策定した「茨城県水道ビジョン」による広域 連携事業との整合を図ります。







分野施策6 下水道

● 取り組みの概要 ●

1

下水道の加入促進

[5-2-6-1]

・下水道未加入者への戸別訪問を定期的に実施し、 下水道加入率の向上を図るとともに、排水設備の 適正な設計審査及び完了検査を実施し、指定工事 店への法令順守の徹底を求めていきます。







2

【5-2-6-2】 下水道事業の整備促進

・下水道事業に対する継続的な財源確保や効率的な 下水道整備に努め促進を図ります。また、「生活排 水ベストプラン」との整合を図ります。







3

【5-2-6-3】 下水道施設などの適切な管理

・「下妻市公共下水道事業経営戦略」に基づき、下 水道事業に対する継続的な財源確保や効率化を図 り、適切な管理に努めます。







まちづくりの目標5

関係する市民のライフステージ



分野施策7 河川

● 取り組みの概要 ●

1

河川の整備・保全

[5-2-7-1]

- ・一級河川の鬼怒川や小貝川の河川改修を国に強く 要望するとともに、北台川、八間堀川の早期改修 を県に要望します。また、市管理の準用河川の尻 手川や宇坪谷川の整備を目指します。
- ・河川環境の保全を図るため、関係機関と連携して 市民ボランティア活動を支援するとともに、ごみの 不法投棄の防止など河川美化運動を市民、関係機 関と連携し推進します。



2

河川の利活用

[5-2-7-2]

・サイクリングロードにリバースポットとして案内板・ベンチ等の整備を進めていくほか、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校などの各種イベントや余暇活動での利活用など、市民の身近な憩いとふれあいの場所として、自然体験や自然学習事業を展開しながら、河川の有効的な活用を図ります。









関係する市民のライフステージ



乳幼児

児童

若者

子育で 世代 働<世代

高齢者

分野施策8 排水路

● 取り組みの概要 ●

1

【5-2-8-1】 都市下水路、市街地排水路の 維持・管理

・排水能力の低下防止及び衛生美化を図るため、都 市下水路、市街地排水路の適切な維持・管理に努 めます。









基本施策3 公共交通網の整備・拡充

● 現状と課題 ●

本市の鉄道は、関東鉄道常総線が国道 294 号に並行して市域のほぼ中央部を南北に縦断しています。 市内には、北から騰波ノ江、大宝、下妻、宗道の 4 つの駅があり、そのうち下妻は快速停車駅となります。 また、市内の路線バスは、下妻駅と土浦駅を結ぶ路線と下妻駅とつくばセンター(つくばエクスプレス線 つくば駅)を結ぶ 2 路線が主体で、関東鉄道と関鉄パープルバスが運行しています。

一方、市では、高齢者福祉タクシー利用料金助成事業及び障害者福祉タクシー利用料金助成事業を実施しており、高齢者や障害者の移動手段としてタクシーが活用されています。

少子高齢化社会の進行に伴い、公共交通の維持充実は、一層重要な課題となってくることから、地域 経済の活性化や環境負荷の低減にも寄与する、高齢者や若者、主婦や学生、事業者など、あらゆる人々 が魅力的で利用しやすい、公共交通ネットワークの構築が求められます。

● 5年間でできたこと ●

【公共交通】

- ・沿線自治体で構成される協議会に参画、自治体間の連携を強化し利用促進を推進しました。路線バス、コミュニティバスの連携を図り、市内バス移動料金の統一を実施しました。
- ・高齢者や障害のある方の移動手段として、高齢者福祉タクシー利用券や障害者福祉タクシー助成券の交付の実施をしました。
- ・バスロケーションシステムの導入により、リアルタイムな運行情報の取得が可能となり、利用者の利便性向上につなげることができました。 また、お試し乗車券の配布、市イベントでの PR 活動等のモビリティ・マネジメントを行い、公共交通機関の利用を促しました。
- ・地方再生コンパクトシティモデル事業の一環で、しもんチャリのポート拡充及び自転車へのGPS装着により各ポートの自転車残台数や可動率が分かるシステムを導入しました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 公共交通

- ・市内に点在する交通空白地域の解消を目指し、市内公共交通網の整備を実施します。
- ・高齢者福祉タクシー利用券や障害者福祉タクシー助成券の交付を通じて、移動手段 の確保に努めます。
- ・「過度に自動車に頼る状態」からの脱却を目指し、モビリティ・マネジメントの実施により公共交通機関の利用を促進します。市民の認知度及び利便性向上のため、 様々な媒体による情報提供及び情報環境の整備を行います。
- ・モビリティ・マネジメントの取り組みと連動させながら、コミュニティサイクルの適 正な運用を実施します。

● 市民の役割 ●

分野施策1 公共交通

・環境汚染対策や渋滞緩和、鉄道・バス路線維持のため、積極的に公共交通を利用します。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	常総線の利用者数 (1 日平均)	47,050人	50,345人
行政	障害者福祉タクシー助成券交付数	155 冊	165 冊
指標	公的資金が投入されている公共交通の利用者数(年間)	26,400人	45,400人
	コミュニティサイクルの稼働率(1日1台当たり)	183%	183%
	下妻駅の乗降客数 (1 日平均)	1,477人	1,802人
	障害者タクシー券の 1 人当たりの利用枚数	24 枚	33 枚
市民	高齢者福祉タクシー利用助成利用率(年間)	48%	50%
1日1示	シモンちゃんバス利用者数(年間)	14,568 人	22,700人
	しもんチャリの放置件数	299件	200 件

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 公共交通						
常総線活性化事業	*					
コミュニティバス運行事業	*					
その他の公共交通に係る事業 (高齢者福祉タクシー利用助成、障害者福祉 タクシー料金助成制度など)	*	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>	>>>>>
公共交通の情報提供						
モビリティ・マネジメント事業	*	22222	22222	22222	22222	
コミュニティサイクル事業	*	22222	22222	22222	22222	>>>>

※令和 9 年度までのロードマップにおける ・・・・・・・ の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。

 前年度よりコストを縮小



分野施策 1 公共交通

● 取り組みの概要 ●

1

【5-3-1-1】

公共交通網の整備・拡充

- ・コミュニティバス及び路線バスにおける利便性の向 上を目指し、近隣自治体や関係機関との協議を行 います。鉄道対策として、沿線自治体との連携を 図りながら、利用促進を図ります。
- ・高齢者や障害者の移動負担軽減のため、公共交通 網の整備を進めます。







2

【5-3-1-2】 公共交通を支える什組みづくり

- ・手軽に公共交通の路線や運行状況が把握できるよう、多様な媒体による情報提供を行いながら、本市の移動環境の実態に合った総合的なモビリティ・マネジメントを実施し、公共交通の利用を促進します。
- ・本市におけるモビリティ・マネジメントの取り組み と連動させながら、鉄道やバスから乗り継いで広 い範囲を移動できるようにコミュニティサイクル(レ ンタサイクル)の整備、拡充を図ります。







3

【5-3-1-3】

交通結節点における機能充実

・下妻駅周辺など、鉄道・バス・自転車・徒歩など、 様々な利用者が交わる交通結節点において、乗換 え機能のみならず、様々な副次的な機能も持たせ た高機能型のハブとなる拠点形成を図ります。



基本計画

らづくりの目標6本計画

市民と共に次世代を築く「自立したまち」

基本施策	1 市民協働・地域活動の推進	1 住民自治、地域コミュニティ
		2 男女共同参画
		3 人権、同和対策
	2 自立した行財政運営	1 広報広聴、情報公開
		2 情報化
		3 行財政改革
		4 財政
		5 税政
		6 行政経営
		7 公共施設マネジメント



基本施策1 市民協働・地域活動の推進

● 現状と課題 ●

住民自治・地域コミュニティの分野については、まちづくりの担い手となる区長(自治区長、代表区長)を設置し活動するほか、市民活動団体など多様な主体と共に取り組む協働による活動についても積極的に推進しながら、各主体相互の協働の促進に努めてきました。このように、市民のまちづくりへの参画や多様な主体による公益的な活動が行われている一方で、人口減少による担い手不足や自治活動が困難になることが懸念されています。

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについては、「第4次下妻市男女共同参画推進プラン」を 策定し、社会情勢の変化に的確に対応してきました。また、人権の分野については、本市では、学校に おける人権意識を育てる教育や人権擁護活動を進めるなど市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めると ともに、人権侵害行為に対する相談等についても、関連機関と連携を図りながら対応に努めるなど、長 年にわたり、人権尊重の理念に基づいた人権教育・啓発活動を行ってきました。

これまで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、人権に関する法律や諸施策が図られてきました。それでもなお、今日においても、同和問題を始め女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権など、従来あった人権問題に加え、インターネット上における差別的書き込みによる人権侵害や性的マイノリティの方への偏見や差別など、新たな人権問題が生じてきています。私たち一人ひとりが、因習や偏見、世間体などに縛られず、これらの人権問題の解消に向けて取り組むことが求められています。

人権や男女共同参画の分野については、市民一人ひとりの心の在り方に密接に関わる問題であることから、個々の実情に応じた効果的な人権教育・啓発を展開していくことが求められます。そのため、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、押しつけにならないよう留意しながら、教育や意識啓発活動に努めていくことが大切です。

● 5年間でできたこと ●

【住民自治、地域コミュニティ】

・一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業を活用して、地域集会施設やコミュニティ活動に必要な備品等についての支援を行いました。

【男女共同参画】

・「第4次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進委員会や男女共同参画庁内推進会議を通じて、本市の政策方針決定過程や審議会等への女性参画率の増加促進を図りました。

【人権、同和対策】

- ・人権教室や人権教育講演会など、様々な世代に向けた人権教育啓発活動を行ってきました。
- ・各団体と連携しながら、定期的な人権相談、社会を明るくする運動や人権週間での街頭キャンペーン やあいさつ運動など、市内外の方が対象となる人権教育啓発運動を行いました。
- ・国等の実施する研修やイベントに参加するとともに、市でも研修やイベントを実施しました。
- ・成年後見制度の利用促進に向け、令和 4 (2022) 年度に中核機関を介護保険課及び福祉課内に置き、制度の普及啓発への取り組みを開始しました。また、地域の様々な機関の連携構築に向け、協議会を設置しました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 住民自治、 地域コミュニティ	・地域の活動の場を整備し、地域コミュニティの活性化を促します。 ・市民協働のまちづくりを推進し自主的な活動を行う団体に対し、情報提供や補助 金を交付することにより、市民活動の定着を図ります。
分野施策2 男女共同参画	・「第4次下妻市男女共同参画推進プラン」の数値目標の達成を図ります。 ・男女共同参画推進委員会や男女共同参画庁内推進委員会を通じて、本市の政策方 針決定過程や審議会等への女性参画率の増加促進を図ります。
分野施策3 人権、同和対策	・人権教室等や人権啓発グッズの配布を通じて人権教育の啓発を行います。 ・人権擁護委員による相談体制の充実を始め、関係機関等との連携を図り相談・支 援体制の強化に努めます。
	・介護保険課及び福祉課内において中核機関を設けたことから、継続して社会福祉 協議会など地域の様々な機関との連携構築を図りながら成年後見制度の利用促進 を図ります。

● 市民の役割 ●

分野施策1 住民自治、 地域コミュニティ	・市民一人ひとりが市民活動やまちづくり事業に協力、参画します。・自治会や市民活動団体、民間事業者などの多様な主体がお互いを尊重するとともに、お互いの得意分野を生かした活動を行うことで、地域課題の解決に取り組みます。
分野施策2 男女共同参画	・男女が共に個性を認め合い、理解して、家庭生活や地域の中で固定的な役割分担 をなくし、お互いを尊重し合い活動します。
	・職場、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画に 向けて取り組みます。
	・事業者や団体は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めます。
分野施策3 人権、同和対策	・市民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活の中で人権に配慮した態度 や行動をとります。
	・事業者や団体は、人権の意義や重要性の認識を深めるため、従業員に対し研修会 や講演会などへの参加を促し、業務に反映させるよう努めます。

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	まちづくり推進交付金による新規の事業数	7件	10 件
	男女共同参画講演会参加者数	60人	80人
行政 指標	審議会等の女性の登用率	25.6%	40%
1日1示 	人権教室・人権教育講演会の年間開催回数	10回	10回
	人権啓発活動の年間実施回数 (街頭キャンペーン・あいさつ運動)	5回	5回
	市民活動団体登録数	9団体	15 団体
市民	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民 の割合	64.2%	85.0%
指標	人権教室・人権教育講演会の参加者数(年間)	498人	500人
	人権啓発活動年間参加人数 (街頭キャンペーン・あいさつ運動)	76人	80人

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 住民自治、地域コミュニティ						
自治区長に関する事務事業						
地域集会施設整備事業						
市民協働のまちづくり事業	*	22222	22222	22222		
下妻市ネットワーカー支援事業				22222		
分野施策2 男女共同参画						
男女共同参画推進啓発事業	*					
男女共同参画推進事業		22222		22222		
男女共同参画推進プラン進行管理事業		22222	22222	22222	22222	
分野施策3 人権、同和対策						
人権教育・啓発事業		22222	22222	22222		>>>>>

※リーディングプロジェクト欄の★マークは、リーディングプロジェクトにおける事業を表す。

分野施策1 住民自治、地域コミュニティ

取り組みの概要●

づくりを進めます。

[6-1-1-1] 地域住民による自治活動の支援

・地域の状況に応じ、自治会などのコミュニティ活動 を支援しつつ、地域住民の潜在力を生かしながら、 多様な人々をつなげ集める「場・機能・仕組み」

性み続けられる まちづくりを



2

[6-1-1-2] 市民協働のまちづくりの推進

・地域で活動する団体の公益的な取り組みを支援し、 協働して地域の課題解決に取り組むまちづくりを 推進します。







関係する市民のライフステージ



乳幼児



若者







分野施策2 男女共同参画

取り組みの概要●

[6-1-2-1] あらゆる分野における男女共同 参画の推進

・仕事と生活の調和、職場・地域における男女共同 参画の推進、政策・方針決定過程への女性の参画 拡大などを進めます。



[6-1-2-2] 男女共同参画の視点に立った 安全・安心な暮らしの実現

・生活の中で起こりうる様々な問題に対応できるよ う、男女共同参画の視点に立って、性差に配慮し た環境整備を進めます。



3

[6-1-2-3]

男女共同参画社会の実現に向けた 基盤の整備

・市民、企業、学校、行政が一体となって男女共同 参画の視点に立った各種制度等の充実を図り、教 育・メディアを通じた意識の改革を進めます。







分野施策3 人権、同和対策

● 取り組みの概要 ●

1

[6-1-3-1]

人権教育・人権啓発の推進

・関係機関と連携を図り、適切な相談対応を図ると ともに、学校教育や地域における社会教育・企業 内教育など、あらゆる場面・活動を通じ、人権が 尊重される明るい社会を実現するため、人権教育・ 啓発を行います。





2

人権相談の充実

[6-1-3-2]

・人権について、気軽に相談できる地域に根ざした 人権相談を開催します。





3

【6-1-3-3】 国、県などとの連携強化

・人権を大切にするという共通の意識を高めるため、 国、県などと連携を図り人権教育・人権啓発を総 合的に推進します。





4

【6-1-3-4】 成年後見制度の普及啓発

・成年後見制度の利用促進を図るため、より一層の 普及啓発に取り組みます。



基本施策2 自立した行財政運営

● 現状と課題 ●

本市では、これまで、変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに適切に対応していくため、事務事業や公共施設の管理体制の見直しなどを行うとともに、様々な経費削減や人員削減に取り組みながら、健全で効率的な行政運営に取り組んできました。

今後も、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、ICT などを活用した住民サービスの提供を推進し、継続的な組織の見直しや人事評価制度等の更なる活用、効果的な人材育成の実施等による職員の資質・能力の向上を図っていく必要があります。さらに、公共施設マネジメントの推進を図るなど、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

● 5年間でできたこと ●

【広報広聴、情報公開】

- ・「広報しもつま」ではデジタル版の配信や LINE によるメッセージ配信のほか、市公式ホームページを リニューアルし機能更新を行いました。
- ・市ホームページ等のデジタルコンテンツによる市民からの意見送付手段を確保したほか、LINE の運用 を開始し、令和 2(2020) 年度から 17,000 人の登録を得ました。
- ・ファイリングシステムによる適正な文書の管理を推進するため全課のファイル管理表を点検しました。

【情報化】

・ごみ分別アプリ・防災アプリ、防災ポータル及び防災メールのシステムの導入、マイナポイント事業の対応などを行いました。

【行財政改革】

- ・第5次及び第6次の行政改革プランを策定し、PDCAサイクルを活用した改革を進めました。さらに、内部による事務事業評価に加え、外部の視点で全庁業務分析事業を実施しました。
- ・「道の駅しもつま」における営業努力を継続した結果、これまで赤字が続いていた営業利益をコロナ禍 においては黒字に転じることができました。

【財政】

- ・財務書類の概要版を作成し、財務書類4表や分析結果などの公表を行いました。
- ・「広報しもつま」における企業広告やふるさと納税による収入確保を継続的に進め、ふるさと納税についてはポータルサイトの運用数を増やし、寄附金の増を達成しました。

【税政】

・市税の課税から徴収まで一貫して公平かつ適正な事務を進めることができるよう税務課、収納課一体 となって取り組みながら、納付方法の拡大としてスマートフォン決済アプリ納付を追加するなど、利便 性の拡大を図りました。

【行政経営】

- ・部門別職員数の適正化を図り、社会人経験者枠の設定、専門職の積極的な採用など必要な職員数の確保を進めました。コロナ禍にある中でもリモート研修等の実施を推進しました。
- ・コンビニ交付の開始や平日の夜間の窓口開設など証明書の取得機会を創出し市民の利便性の向上を図りました。
- ・一部事務組合により継続して消防、救急やごみ処理等の分野で共同処理を行うとともに、官民連携によるスポーツを手段としたまちづくりや筑西市との広域連携バスの運行を開始しました。

【公共施設マネジメント】

・公共施設を 113 施設から 110 施設に削減し、本庁舎・千代川庁舎の集約では、防災拠点機能を強化した新庁舎を設計しました。

● 取り組みの方針 ●

分野施策1 広報広聴、情報公開	・デジタルコンテンツを利用し、市民が利用しやすい広報広聴体制の構築に努めます。・情報公開制度及び個人情報保護制度における公開(開示)請求に対し、情報化の進展に適した公開(開示)の手法を検討します。
分野施策2 情報化	・各種公共施設でのフリー Wi-Fi 環境の充実を図るとともに、新たな情報通信技術を活用した各種行政情報や防災情報ツールの充実を図ります。・今後マイナンバーカードの活用場面の増大に対応し、マイナンバーカードの普及促進を目指します。
分野施策3 行財政改革	・PDCA サイクルを活用した改革を進めながら、内外部の視点による行政改革の推進を図ります。 ・EC 分野やふるさと納税への取り組みなど、「道の駅しもつま」の更なる経営の健全化を図ります。
分野施策4 財政	・財務書類等の公表を通して財政状況の見える化を図り、持続可能な財政運営の確立を目指します。 ・ふるさと納税の拡充など税外収入の更なる確保に努め、公有財産の利活用による財源確保に努めます。
分野施策5 税政	・DX に対応した課税徴収を促進するとともに、個人を取り巻く ICT 環境の変化に対応した納付しやすい環境の整備の検討に、継続して取り組みます。
分野施策6 行政経営	 ・定年引上制度に対応しながら定員管理の適正化を図るとともに、リモート研修等変化に対応した研修を実施します。 ・ICT環境の変化に対応しながら、住民の利便性の向上につながる窓口サービスの提供に努めます。 ・一部事務組合での共同処理事業などを推進しながら、スポーツを手段とした産官学の連携、公共施設の広域相互利用などの周辺自治体との連携を図ります。 ・更なる権限移譲事務の受入環境を整備し、質の高い行政サービスの提供を目指します。
分野施策7 公共施設マネジメント	・公共施設マネジメントに基づき公共施設の適正配置を進めながら、長期的視点に 立った公共資産の維持・活用に努めます。

● 市民の役割 ●

分野施策1 広報広聴、情報公開	・発信された行政情報やまちづくり情報を活用し、自立したまちづくりに参加します。 ・様々な広聴機会を活用し、意見や要望などを述べ市政に参加します。
分野施策2 情報化	・市が提供する ICT を活用しながら、情報などを的確に受け取り、市政にも参加します。・マイナンバーカードを取得し、身分証としての利用を始め、行政手続などの様々な場面で活用します。
分野施策3 行財政改革	・行財政改革に対する理解を深め、その達成状況を評価します。
分野施策4 財政	_
分野施策5 税政	・適正な申告と期限内納税に努めます。 ・税に関する理解を深め、税務調査などに協力します。
分野施策6 行政経営	-
分野施策7 公共施設マネジメント	-

● 目標指標 ●

区分	指標	現状値(令和4年)	目標値(令和9年)
	公開ページ数 (ホームページ) (トップページへのアクセス数)	2,215 ページ	2,450 ページ
	パブリック・コメントの実施回数	2 回	5回
	LINE の情報発信回数	350回	500回
行政	活動指標・成果指標の目標を「達成できた」事業の割合	49.4%	60%
指標	住民一人当たりの行政コスト	38 万円	37 万円
	企業広告に係る収入額	1,592,000円	1,592,000円
	市税徴収率	97.91%	98.36%
	公共施設の延床面積の削減(削減率)	0%(H29年)	8.5%
	アクセス件数(ホームページ)	329,308件	420,000件
	パブリック・コメントに対する意見数	0 件	10 件
市民	LINE の登録者数	17,000人	19,500人
指標	企業広告数(月単位の枠数)	216 件	230件
	市税収入未済額	109,829 千円	83,194 千円
	有形固定資産減価償却率	61%	61%

● 令和9年度までのロードマップ ●

	リーディング プロジェクト	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分野施策1 広報広聴、情報公開						
広報紙発行事業						>>>>>
下妻市公式ホームページの企画・運営				>>>>>		>>>>>
分野施策2 情報化						
自治体 DX の推進関連事業	*					}
マイナンバー制度の利活用拡大		>>>>>	22222	22222		
分野施策3 行財政改革						
行政改革推進事務		*****	****	<u> </u>	}	>>>>>
行政評価推進事務			22222			
分野施策4 財政						
企業広告に関する事務					>>>>>	
ふるさと下妻寄附制度(ふるさと納税)	*	>>>>>	>>>>>	}	>>>>>	
分野施策5 税政						
市民税申告受付事業	*					>>>>>
納税推進事業						
滞納処分事業		>>>>>	22222			
分野施策6 行政経営						
一部事務組合で共同処理する事業						
地域課題を共有する他自治体との連携事業 (公共交通、観光振興、災害時相互応援など)		>>>>>	*****	*****	>>>>>	
公民連携関連事業	*					
分野施策7 公共施設マネジメント						
公共施設マネジメントの推進	*					>>>>>
公有資産の維持・活用事業						

※令和9年度までのロードマップにおける の表記は、投入する事業費のボリュームを表す。 前年度と同程度のコスト 前年度よりコストを拡大 前年度より

前年度よりコストを縮小

関係する市民のライフステージ



分野施策1 広報広聴、情報公開

● 取り組みの概要 ●

1

広報活動の強化

[6-2-1-1]

- ・読んでもらえる「広報しもつま」づくりに努め、電子版ならではの手軽さを生かした「広報しもつま」 デジタル版の普及などにより、行政情報やまちづくり情報の更なる発信に努めます。
- ・本市の公式ホームページについて、必要な情報を 必要な時に分かりやすく提供できるよう、市民の アクセス利便性の向上を図ります。
- ・市議会がより市民にとって身近なものとなるよう、 議会の活動状況について迅速かつ分かりやすい情 報の提供に努めます。





[6-2-1-3]

2

広聴活動の充実

[6-2-1-2]

・複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、各 部署において、身近で相談しやすい市民相談体制 づくりを推進します。また、市民の意見が広く行 政運営に反映されるよう、市長と直接話をする機 会を確保するなど広聴体制の整備・拡充に努めま す。









[6-2-1-4]

3

多様な情報媒体の活用

・市政情報、防災情報、市の PR について、LINE、 Facebook、Twitter など SNS の特性を生かし た情報発信を行います。また、市民のニーズに合っ た情報、市のイメージを高める情報を発信し、シティ プロモーションにつなげます。



4

情報公開制度、個人情報保護制度 の推進

- ・個人の権利利益の保護と情報の利活用の両立ができるよう情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用に努めます。
- ・ファイリングシステムに基づく適正かつ効率的な文書 の管理を推進し、市民が必要とする文書の検索性を 高め、情報公開制度の利便性の向上を図ります。





分野施策2 情報化

● 取り組みの概要 ●

1

自治体 DX の推進

[6-2-2-1]

・自治体情報システムの標準化・共通化を進め、行政のデジタル化の基盤を構築するとともに、行政手続における各種業務のオンライン化の推進を図ります。









2

【6-2-2-2】 デジタル化による市民の利便性の 向上

・公共サービスにおける情報化を推進し、市民サービスの迅速化及び利便性の向上を図るため、様々な分野で ICT の利活用を図ります。









3

【6-2-2-3】 マイナンバー制度の利活用

・マイナンバー制度を活用し、行政の効率化、市民 の利便性、公平・公正な社会の実現を目指します。 また、マイナンバーカードの普及、マイナンバーを 利用した付加価値の高い行政サービスに取り組む ことにより、市民の利便性向上を図ります。



4

【6-2-2-4】 デジタル化による事業の効率化の 推進

- ・定型的な業務等について業務プロセスの見直しを 進めた上で、AI・RPAのほか、ローコードツール を活用して、業務の効率化を進めます。また、将 来に向けて電子決裁についての検討を進めます。
- ・市議会における円滑で効率的な議会活動を図るため、デジタル技術を用いた環境整備を進めます。



まちづくりの目標6基本計画



分野施策3 行財政改革

● 取り組みの概要 ●

1

行政改革の推進

・「第6次行政改革プラン」を確実に進捗させ、行 政改革に対する職員への意識付けや能力の向上、 業務改善などを促進します。また、行政改革懇談 会における外部評価により、PDCAサイクルを活 用した改革やBPR(業務過程・手順の再構築) を進めます。



[6-2-3-1]

2

行政評価の拡充

・内部の事務事業評価による事業の見直しだけでは なく、施策評価や外部評価を取り入れた評価を実 施します。



[6-2-3-2]

3

【6-2-3-3】 第三セクターの適切な管理・指導

・第三セクターの運営にあたり、市が出資している 趣旨を十分考慮の上、経営の健全化に向けて経営 状況を注視します。



4

SDG sの推進

[6-2-3-4]

- ・総合計画に位置付けた各施策・事業について、SD Gsの視点から進行管理を行い、確実な事業目標の 達成と、更なる施策の充実につなげます。
- ・庁内においてSDGsの考え方の普及を図り、率先してSDGsと関連させた業務の遂行に努めます。また、SDGsを共通のキーワードに市民や団体、企業など、様々な主体と連携し、課題解決に向けた取り組みを進めます。



分野施策4 財政

● 取り組みの概要 ●

財務書類の活用

[6-2-4-1]

2 自主財源の確保 [6-2-4-2]

・ふるさと納税による寄附金制度や企業広告など、 多様な収入の確保に努めます。また、クラウドファ ンディング制度等多様な資金調達手法を活用する など、新たな財源を積極的に発掘し、自主財源の 確保に努めます。



・施設ごとの行政コスト計算書を作成し、施設使用 料の適正化や統廃合の検討を進めるとともに効率 的な予算編成に活用します。

・市民と行政が本市の財政状況についての共通認識 を深めるため、適切で分かりやすい財政状況の公 表を行います。





3

[6-2-4-3]

財政の健全性の維持と将来への 必要な投資の両立による財政運営

・税収入等の歳入の予測及び歳出の見通しを明らか にした中長期財政計画を策定し、基金の計画的な 積立と活用に努めながら、限られた財源を将来へ の必要な投資に配分するなど効率的・効果的な予 算編成に努めます。



関係する市民のライフステージ



分野施策5 税政

取り組みの概要●

[6-2-5-1]

公平かつ適正な税務行政の推進

- ・環境変化に即応し、市税の課税から徴収まで一貫 して公平かつ適正な事務を進めることができるよ う、継続して税務課、収納課一体となって取り組 んでいきます。
- ・マイナンバー制度への確実な対応や DX に対応し た公平かつ適正な課税徴収を促進します。課税に 関する専門技術の活用などにより適正な決定を行 います。
- ・租税教室などを通して市民の税金に対する知識を 深め、税務行政への理解を得られるよう努めます。





2

税負担の公平性の確保

- [6-2-5-2]
- ・口座振替など便利で確実な納付手段の利用を促進 するとともに、納付機会の拡大など納付しやすい 環境の整備を進め、市民サービス向上と滞納発生 防止を図ります。
- ・生活困窮などの理由により納税できない方に対し ては、分納や徴収猶予などの措置を講じる一方で、 納税資力のある滞納者に対しては、財産差押など の滞納処分や茨城租税債権管理機構の活用を図 り、滞納整理を進めていきます。





関係する市民のライフステージ



乳幼児

児童 生徒

若者

子育て 世代

世代

高齢者

分野施策6 行政経営

● 取り組みの概要 ●

[6-2-6-1] 定員管理と職場環境づくり

・定年引上制度に対応しながら、中長期的な視野に 立った新たな定員管理計画を策定し、より効率的 な事務執行ができるように適正な定員管理に努め ます。また、職員の健康や職場の安全・衛生面の 適正な管理、多様な働き方のできる職場環境づく りに努めます。



2

[6-2-6-2] 人材育成と組織の活性化

・職員の能力及び資質の向上を図るため、人材育成 基本方針に基づき、多様な各種職員研修の参加機 会を確保します。職員の能力や実績を適正に評価 し、組織の活性化に努めます。

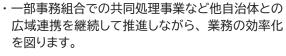


広域連携の推進

[6-2-6-4]

・オンライン申請の検討など窓口業務における事務 手続の迅速化及び簡素化に取り組むとともに、市 民の目線に立った、分かりやすく、やさしい窓口 サービスの提供を目指します。

窓口サービスの向上



・下妻市周辺エリアの活性化や広域的な行政課題の 対応を図るため、周辺自治体との連携・協力体制 の強化に努めます。









5

[6-2-6-5]

公民連携による事業の推進

・様々な分野で PPP・PFIなどを活用した公民連携による効果的な事業手法を導入するほか、大学が持つ知的財産や企業が持つ技術や情報などを活用した産官学の連携の強化に努めます。









6

地方分権の推進

[6-2-6-6]

・市において処理できる事務や県の関連する事務の 委任のうち、市民生活の向上が期待される事務や 権限については積極的に移譲を求めることにより、 より効率的で質の高い行政サービスを提供します。



7

[6-2-6-7]

効率的で公正な入札・契約事務の 執行

・電子入札の導入を検討しながら、コスト縮減や事務の迅速化等効率的な事務執行に努めます。そして、入札・契約に係る情報を適切に公表し、公平な競争機会を提供することにより、契約事務の公正性・透明性の確保を図るなど、効率的で公正な入札・契約事務の執行に努めます。





分野施策7 公共施設マネジメント

● 取り組みの概要 ●

1

【6-2-7-1】 公共施設マネジメントの推進

・「下妻市公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、公共施設等の更新・統廃合による施設の最適化と長寿命化等による計画的保全に努め、次世代に過度な負担を残さず、公共施設を適正な規模で維持することを目指します。



2

【6-2-7-2】

長期的視点に立った公共資産の 維持・活用

・施設の総量抑制のため、利用状況や老朽化の状況 を考慮し、統廃合の検討を進めます。施設の統廃 合により生じる公共施設また、現有する遊休財産 などについては、他用途への転用などにより有効 活用を図ります。



資料編

- 1 リーディングプロジェクト
- 2 市民意識調査結果
- 3 後期基本計画策定の経緯
- 4 下妻市総合計画策定条例
- 5 諮問・答申
- 6 下妻市総合計画審議会
- 7 第6次下妻市総合計画後期基本計画策定委員会
- 8 用語解説

1 リーディングプロジェクト

まちづくりの目標の達成に向けたリーディングプロジェクト

下妻市総合計画の推進に当たっては、総合戦略に記載のある施策群について、地方創生に係る庁内横断型の施策群として別途体系化し、本計画におけるリーディングプロジェクトとして設定し、進めてきたところです。

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023 年度から 2027 年度までの 5 か年の新たな総合戦略となるデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決やデジタル実装の基礎条件整備を図ることとしています。

今後も、国・県なども含め社会経済情勢の変化に対応しつつ、総合戦略も柔軟に変更・改定等を行いながら、下記に示す4つの基本目標と2つの横断的な目標を軸に、地方創生の取り組みとともに進める 戦略的な新たな地域づくりの更なる展開を図っていくこととします。

基本目標

目標項目	目標テーマ
1 地域づくり	市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせるまちづくりを目指します
2 人の流れ	地域の魅力発信と新たな人の流れの受け皿づくりを目指します
3 希望を叶える	結婚・出産・子育ての希望の実現、ワーク・ライフ・バランスの 実現を目指します
4 雇用の創出	安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します

横断的な目標

NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE		
目標項目 目標テーマ		目標テーマ
	A 人材の活躍	多様な人材の活躍を推進します
	B 新しい流れ	新しい時代の流れを力にします

(1) 地域づくり

● 市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせるまちづくりを目指します

下妻市の恵まれた地域資源、立地特性を活かし、市民が誇りと愛着をもって健康に暮らせる魅力的な まちづくりを目指します。同時に、人口規模に柔軟に対応した公共施設等のマネジメントを強化し、効率 性と利便性を高めていきます。さらに、まちづくりの主役である市民力・地域力の活性化を図り、市民 がまちづくりの活動を通して誇りと愛着を形成していくことができる環境をつくります。

● 主な事業●

- ・下妻市立地適正化計画に係る事業
- ・先導的プロジェクトに関する調整事業
- ・中心市街地活性化に係る事業
- · 都市再生整備計画事業
- · 常総線活性化事業
- ・コミュニティバス運行事業
- ・その他の公共交通に係る事業 高齢者福祉・タクシー利用助成、障害者福祉タクシー料:・生活保護に係る事業 金助成制度など
- ・モビリティ・マネジメント事業
- ・コミュニティサイクル事業
- ・生活道路の整備・維持管理に係る事業
- ・小貝川ふれあい公園に係る事業
- ・鬼怒川水辺の楽校に係る事業
- ・かわまちづくり事業(サイクリングロード等整備)
- ・公共施設マネジメントの推進
- ・国土強靱化推進事業

- ·水道加入促進事業
- · 下水道加入促進事業
- ・汚水管布設事業
- ・土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積 の許可事業
- ・公害監視、取り締まりに係る事業
- ・ごみ減量対策・リサイクル推進事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・障害者自立支援給付事業
- ・障害児通所支援等給付事業
- ・高齢者の安全・安心に係る事業
- ·一般介護予防事業
- · 民生委員児童委員協議会補助事業
- ・地域包括支援センターの運営

※現行の第2期下妻市 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付かないが、今後改定によって位置付ける予定事業も含む

(2) 人の流れ

● 地域の魅力発信と新たな人の流れの受け皿づくりを目指します ●

人口の減少が避けられない時代において、本市が都市間競争で勝ち抜き、首都圏や周辺都市からも転 入が見込めるよう、多様な受け皿の整備に取り組みます。定住促進のための応援制度、転入支援や空き 家対策等の具体的施策とともに、ブランド戦略、シティプロモーションを展開し、本市の魅力に共感する 人が生涯にわたって暮らしていきたいと思えるまちづくりを目指します。

● 主な事業 ●

- ・U・I ターンワンストップ窓口設置事業
- ・空き家バンク制度
- ・観光事業

- 情報発信推進事業(シティセールス)
- ・ふるさと下妻寄附制度(ふるさと納税)
- ※現行の第2期下妻市 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付かないが、今後改定によって位置付ける予定事業も含む

(3) 希望を叶える

● 結婚・出産・子育ての希望の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します ●

結婚・出産・子育てにまつわる様々な不安や障害の解消に努め、希望する時期に、希望するあり方で 結婚・出産・子育てが実現できるよう、若者世代からの意識啓発を積極的に推進するとともに、地域・企業・ 行政が連携して希望の実現に努めます。また、仕事のあるなしに関わらず、希望する子育て支援を受け られるよう市民のニーズに即した子育て支援事業の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕 事と生活の両立)の実現を目指し、子育て世代及び企業に対する支援・啓発に努め、安心して子育てで きる地域づくりに取り組みます。

さらに、小中学校などの義務教育において、質の高い教育環境の整備・充実を図り、子育て世帯にとっ ての地域の魅力として、安心して子育てできる環境をつくります。

● 主な事業 ●

- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て支援センター事業
- ・子育て世代包括支援センターの運営
- ・放課後児童クラブ事業
- ・利用者支援に関する事業
- ・子どもの安全(権利侵害)に関する事業.
- ・ワーク・ライフ・バランスの周知啓発に係る事業・・図書館まつり事業
- ・家庭教育学級事業
- ・青少年育成諸団体との連携強化

- ・地域との連携強化
- ・小中学校特別教室のエアコン整備(新規)
- ・下妻市英語教育推進事業
- ・公民館教室事業
- ・文化祭事業
- ・ふるさと博物館運営・管理事業
- ・スポーツ大会出場補助事業
- ・各種スポーツ教室、スポーツ普及促進事業

※現行の第2期下妻市 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付かないが、今後改定によって位置付ける予定事業も含む

(4) 雇用の創出

● 安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します ●

本市での安定した生活を支えるためには、安定した雇用は欠かせません。多様な企業の誘致や新たな 産業の育成により、地元での働きやすい環境の創出を目指します。

また、本市の基幹産業の1つである農業が、これからも市を支える産業として維持できるよう、6次 産業化等の新たな取り組みの促進、安定した農業を支えるための担い手の育成・確保に積極的に取り組 みます。

● 主な事業 ●

- ・企業誘致推進事業
- ・新規就農者対策事業

- ・農地パトロール事業
- ・農業構造改善事業などによる整備施設管理事業

※現行の第2期下妻市 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付かないが、今後改定によって位置付ける予定事業も含む

● 多様な人材の活躍を推進します ●

地方創生を更に推進するためには、地方創生の基盤を成す多様な人材の活躍を推進することが重要です。まちづくりの主役である市民力・地域力の活性化を図り、市民がまちづくりの活動を通して誇りと愛着を形成していくことができる環境をつくります。

市内の個人・団体だけではなく、地域づくりに関心のある人材の確保や関心をもってもらう人を増や すための取り組みを行います。

● 主な事業 ●

- ・市民協働のまちづくり事業
- ・ふるさと下妻寄附制度(ふるさと納税)
- ・砂沼広域公園(砂沼戦略)に係る事業
- ・プレイスメイキングに関する事業

- ・公民連携関連事業
- ・多言語化への対応に係る事業
- ·男女共同参画推進啓発事業
- ※現行の第2期下妻市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付かないが、今後改定によって位置付ける予定事業も含む

(横断的分野B) 新しい流れ

● 新しい時代の流れを力にします ●

Society 5.0 をはじめとした情報通信技術などの未来技術は、その活用により直面する様々な課題に対処するだけでなく、生産性・利便性を飛躍的に高め、新しいサービスと雇用の創出など地域社会に好循環を生む起爆剤となり得るものです。

SDGsでは「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも、経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」などの17の目標を掲げており、この理念に沿って、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けての取り組みを進めることにより、市政全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。

これらの新しいテクノロジーや考え方などの時代の動きを活かして地方創生の取り組みの一層の充実・ 進化を目指します。

● 主な事業 ●

- ・自治体 DX の推進関連事業
- ・ごみ分別アプリ利用促進事業
- ・市民税申告受付事業

・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助 事業

※現行の第2期下妻市 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付かないが、今後改定によって位置付ける予定事業も含む

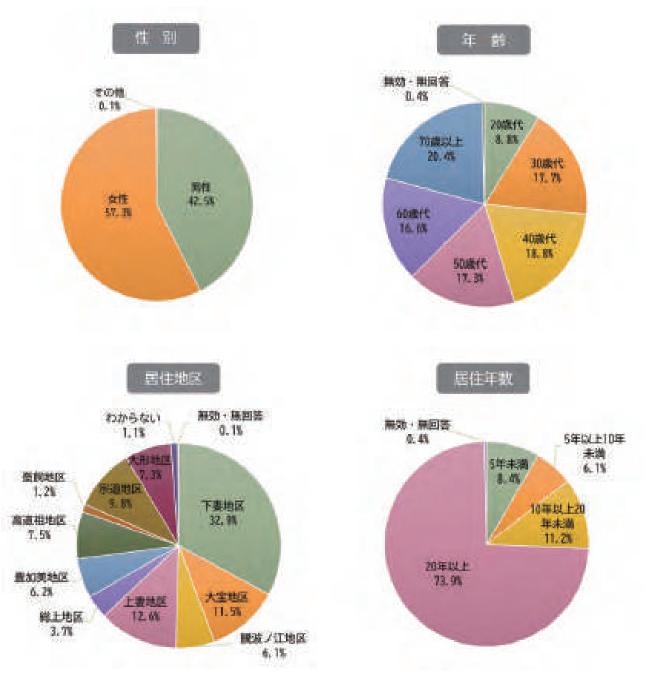
2 市民意識調査結果

1 意識調査の結果概要

本調査は、「総合計画策定に関わる意識調査」として、令和4年7月に無作為に抽出した一般市民 (2,000 人)、高校生 (下妻市の県立高校に通う全生徒 1,611 人)、市外在住者 (有効回答数 523 人) を対象として、行政に対する考えなどをお伺いしたものです。本調査での分析・ニーズなどの結果については、計画策定における基礎資料としました。

2 一般市民の意向

一般市民の回答者基本属性は、次のとおりとなります。



「たいへん住みよい」と「住みよい」の合計は約6割を占める。「住み続けたい」割合も約6割を占めるが、年齢が若くなるほど「住み続けたい」を選択する割合は低くなる傾向にある。

全体では「たいへん住みよい」が 9.1%、「住みよい」が 48.9%となり、「たいへん住みよい」と「住みよい」を合わせた合計は約 6 割を占める結果となりました。

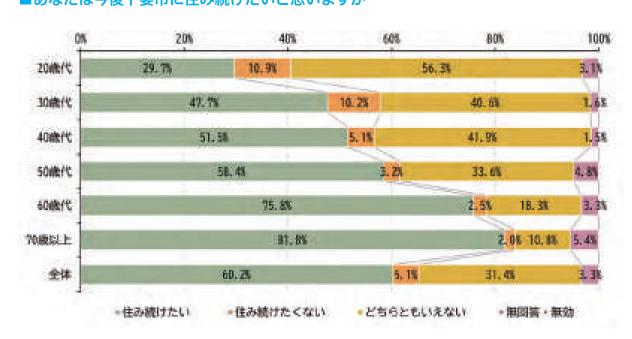
また、「住み続けたい」とする回答が約6割ある中で、20歳代と30歳代では5割を下回る結果となり、 年齢が若くなるほど「住み続けたい」とする割合は低くなる傾向がみられます。

■あなたは下妻市が住みよい市だと思いますか



*たいへん使みよい*性みよい*性みにくい*たいへん性みにくい*どちらともいえない*無回答・無効

■あなたは今後下妻市に住み続けたいと思いますか

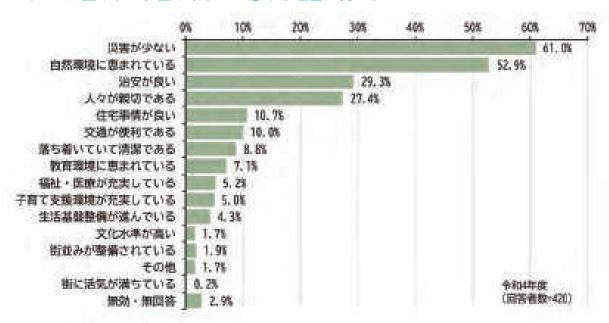


住みよい理由は「災害が少ない」、「自然環境に恵まれている」など。 住みにくい理由は「交通が不便」、「街に活気が乏しい」、「福祉・医療が充実していない」など。

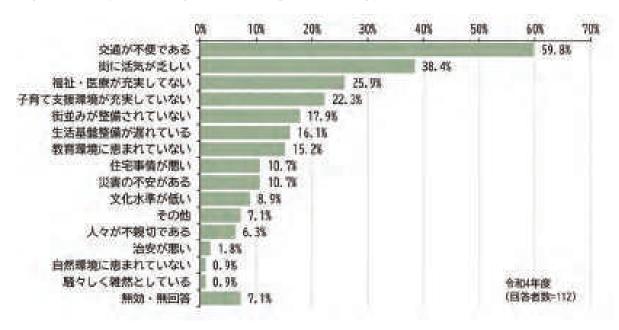
本市が住みやすい理由としては、「災害が少ない」が最も多く、次いで「自然環境に恵まれている」「治安がよい」などがあげられています。

本市が住みにくい理由としては、「交通が不便である」が最も多く約6割となっています。次いで「街に活気が乏しい」、「福祉・医療が充実していない」などがあげられています。

■たいへん住みよい、住みやすいと感じる理由は何ですか



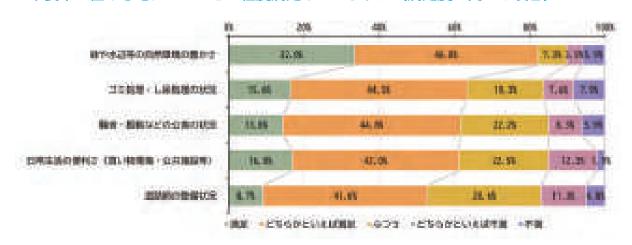
■住みにくい、たいへん住みにくいと感じる理由は何ですか



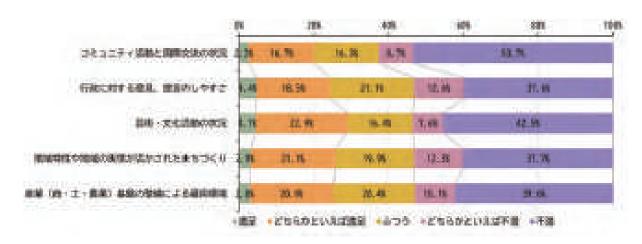
住み心地の満足度が高い要素は「緑や水辺の自然環境の豊かさ」。 住み心地の満足度が低い要素は、「コミュニティ活動と国際交流の状況」「行政に対する意 見、提言のしやすさ」など。

「下妻市の住み心地」について、満足度(「満足」と「やや満足」の合計)が高かったのは、平成 18 年度調査 (前々回)・平成 28 年度調査 (前回) の調査結果と同じ「緑や水辺の自然環境の豊かさ」でした。一方で、不満足度 (「やや不満」と「不満」の合計) が高かったのは、「コミュニティ活動と国際交流の状況」や「行政に対する意見、提言のしやすさ」などでした。

■下妻市の住み心地についてどの程度満足していますか(満足度の高い5項目)



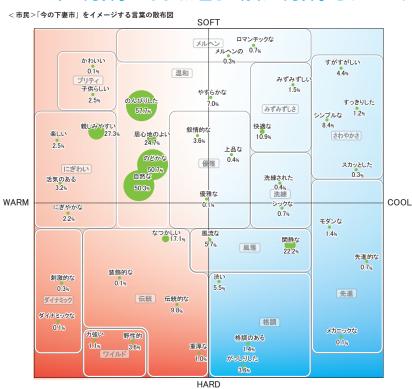
■下妻市の住み心地についてどの程度満足していますか(不満足度の高い5項目)



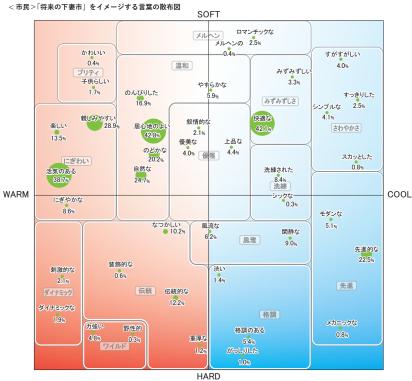
「今の下妻市」をイメージする言葉は、「のんびりした」、「のどかな」、「自然な」など。 「将来の下妻市」をイメージする言葉は、「居心地のよい」、「快適な」、「活気のある」など。

今の下妻市をイメージする言葉は、「のんびりした」がもっとも高く、次いで「のどかな」、「自然な」、「親 しみやすい」などとなっています。また、将来の下妻市をイメージする言葉は、「居心地のよい」、「快適な」、 「活気のある」、「親しみやすい」などが挙げられています。

■「今の下妻市」とあなたが望む「将来の下妻市」をイメージする言葉としてふさわしいと思うもの



上位 20 項目		
	票数	%
のんびりした	418	57.7%
のどかな	367	50.7%
自然な	364	50.3%
親しみやすい	198	27.3%
居心地のよい	179	24.7%
閑静な	161	22.2%
なつかしい	124	17.1%
快適な	79	10.9%
伝統的な	71	9.8%
シンプルな	61	8.4%
やすらかな	51	7.0%
風流な	41	5.7%
渋い	40	5.5%
すがすがしい	32	4.4%
がっしりした	26	3.6%
野性的	26	3.6%
叙情的な	26	3.6%
活気のある	23	3.2%
子供らしい	18	2.5%
楽しい	18	2.5%



上位 20 項目

	票数	%
居心地のよい	310	42.8%
快適な	305	42.1%
活気のある	280	38.7%
親しみやすい	209	28.9%
自然な	179	24.7%
先進的な	163	22.5%
のどかな	146	20.2%
のんびりした	122	16.9%
楽しい	98	13.5%
伝統的な	88	12.2%
なつかしい	74	10.2%
閑静な	65	9.0%
にぎやかな	62	8.6%
洗練された	61	8.4%
風流な	45	6.2%
やすらかな	43	5.9%
格調のある	39	5.4%
モダンな	37	5.1%
力強い	35	4.8%
上品な	32	4.4%

満足度の高い施策は、「保健の施策」、「生活環境・衛生の施策」など。 不満足度の高い施策は、「公共交通の施策」「観光の施策」、「医療の施策」など。

各分野の施策の満足度について、満足度(「満足」と「やや満足」の合計)が高い施策は、「保健の施策」が最も高く、次いで「生活環境・衛生の施策」、「防災・交通安全・防犯・消費者支援の施策」などとなっています。

一方、不満足度 (「やや不満」と「不満」の合計) が高い施策は「公共交通の施策」が最も高く、次いで「観光の施策」、「医療の施策」 などとなっています。

■各分野の施策についてどの程度満足していますか



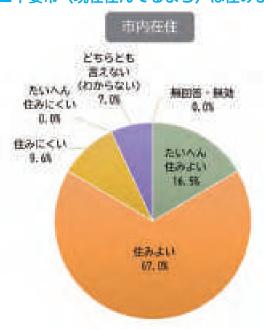
3 高校生の意向

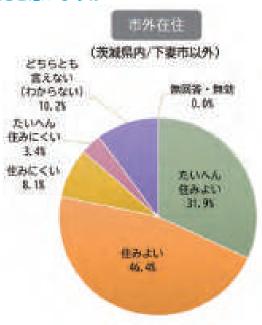
「たいへん住みよい」と「住みよい」の合計は8割を超える。「落ちついたまち」、「自然豊かなまち」としての評価が多数。

高校生 (市内在住) では、「下妻市が住みよい市だと思う」 (「たいへん住みよい」 と「住みよい」 の合計) が8割を超えました。

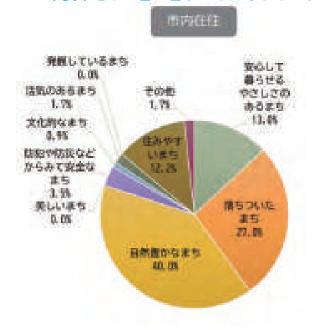
また、高校生(市内在住・市外在住)における「下妻市をひと言で言うとどんなまちですか」の設問に対しては、「落ちついたまち」、「自然豊かなまち」などの回答が多くありました。反対に、回答の少ない内容としては「発展しているまち」「美しいまち」「防犯や防災などからみて安全なまち」などがありました。

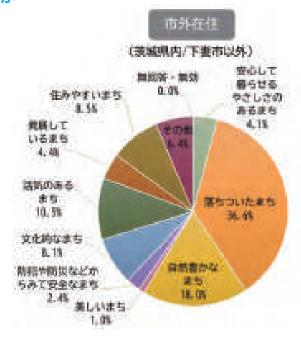
■下妻市(現在住んでるまち)は住みよいまちだと思いますか





■下妻市をひと言で言うとどんなまちですか



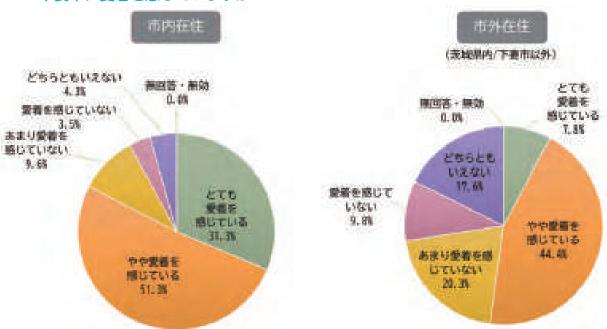


「とても愛着を感じている」と「やや愛着を感じている」の合計は8割を超える。 「将来も住んでいたい」は約1.5割程度であり、市内の居住継続意向より市外への居住意 向が上回る。

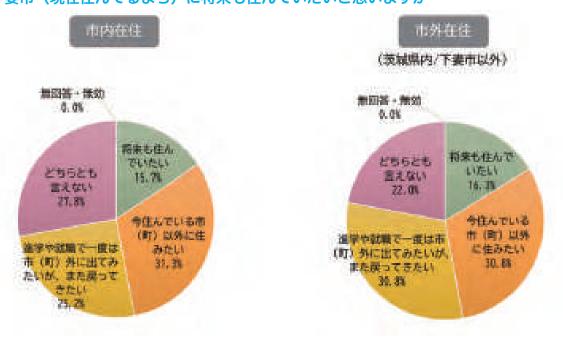
高校生(市内在住)の「下妻市に愛着を感じている(「とても愛着を感じている」と「やや愛着を感じている」の合計)が8割を超えています。

下妻市(現在住んでるまち)に将来も住んでいたいかについては、市内在住・市外在住の高校生それぞれ、約1.5割程度が「将来も住んでいたい」、約3割が「今住んでいる市(町)以外に住みたい」と回答しています。

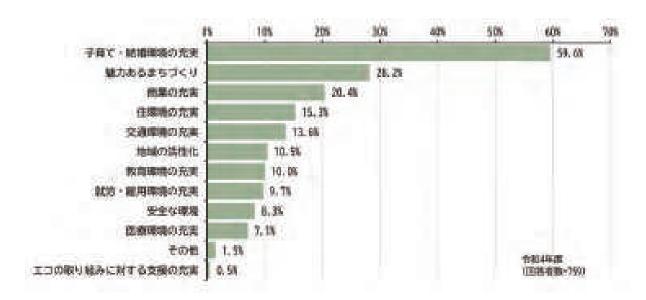
■下妻市に愛着を感じていますか



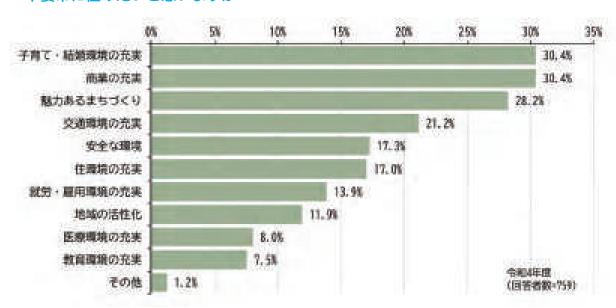
■下妻市(現在住んでるまち)に将来も住んでいたいと思いますか



■どのような対策をとることで下妻市の人口減少を食い止めることが出来ると思いますか



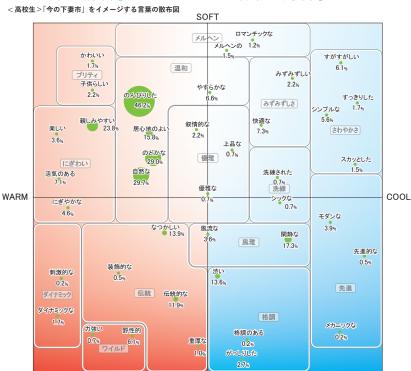
■仮に進学や就職で下妻市以外に住んだ場合、下妻市がどのように成長していれば、 下妻市に住みたいと思いますか



今の下妻市をイメージする言葉は、「のんびりした」が最も高く、次いで「自然な」「のど かな」「親しみやすい」など。将来の下妻市をイメージする言葉は、「親しみやすい」が最 も高く、次いで「居心地のよい」「快適な」「のんびりした」など。

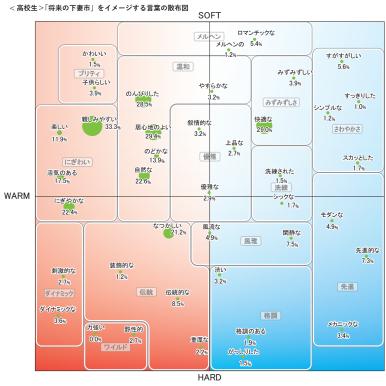
高校生が今の下妻市をイメージする言葉は、「のんびりした」が最も高く、次いで「自然な」、「のどかな」、 「親しみやすい」などとなっています。また、将来の下妻市をイメージする言葉は、「親しみやすい」、「居 心地のよい」、「快適な」、「のんびりした」などが挙げられています。

■「今の下妻市」とあなたが望む「将来の下妻市」をイメージする言葉としてふさわしいと思うもの



HARD

票数	%
190	46.2%
122	29.7%
119	29.0%
98	23.8%
71	17.3%
65	15.8%
57	13.9%
56	13.6%
49	11.9%
30	7.3%
	7.1%
	6.6%
25	6.1%
25	6.1%
23	5.6%
19	4.6%
16	3.9%
15	3.6%
15	3.6%
11	2.7%
	190 122 119 98 71 65 57 56 49 30 29 27 25 25 23 19 16



上位 20 項目

COOL

上位 20 項目

		0/
	票数	%
親しみやすい	137	33.3%
居心地のよい	121	29.4%
快適な	119	29.0%
のんびりした	117	28.5%
自然な	93	22.6%
にぎやかな	92	22.4%
なつかしい	87	21.2%
活気のある	72	17.5%
のどかな	57	13.9%
楽しい	49	11.9%
伝統的な	35	8.5%
閑静な	31	7.5%
先進的な	30	7.3%
すがすがしい	23	5.6%
ロマンチックな	22	5.4%
モダンな	20	4.9%
風流な	20	4.9%
子供らしい	16	3.9%
みずみずしい	16	3.9%
ダイナミックな	15	3.6%

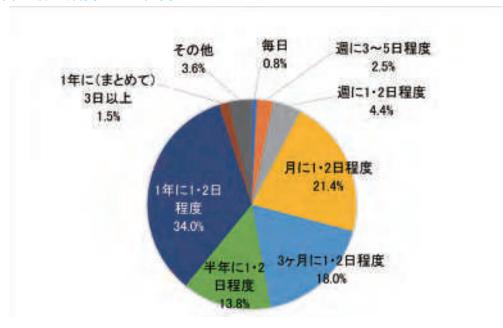
4 市外在住者の意向

来訪目的は主に「買い物」、「飲食」、「観光・レジャー・スポーツ」などが多い。来訪頻度は「1年に1・2日程度」が最も多く、次いで「月に1・2日程度」、「3ヶ月に1・2日程度」などの順となる。

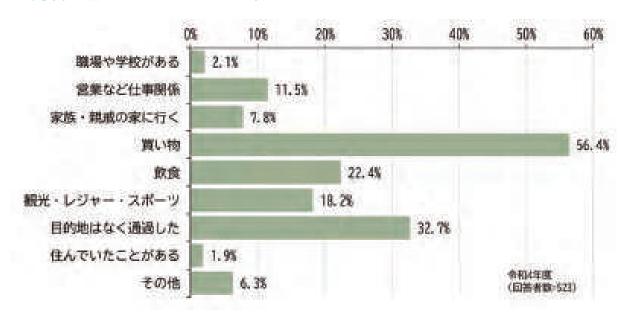
下妻市を訪れたことがある市外在住者(仕事や買い物、観光での訪問歴のほか、立ち寄ったことがある人)の市を訪れる頻度は「1年に1・2日程度」が約3割、「月に1・2日程度」、「3ヶ月に1・2日程度」が約2割などとなっています。

訪れる目的は、「買い物」が約6割、「飲食」、「観光・レジャー・スポーツ」が約2割、「目的地はな く通過した」が約3割などとなっています。

■下妻市に行く頻度はどの程度ありますか



■下妻市に訪れたことがある目的は何ですか

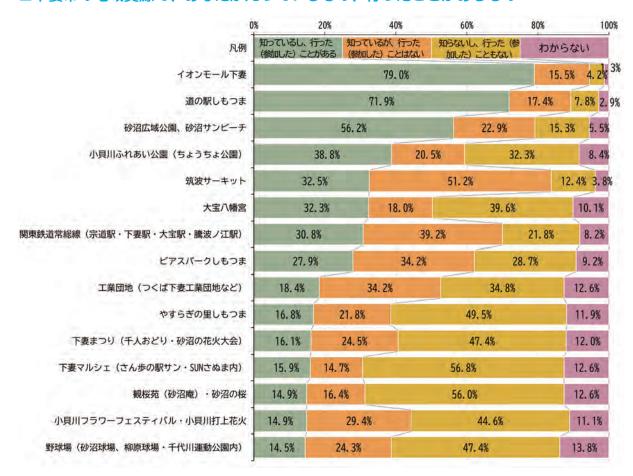


「知っているし、行った(参加した)ことがあるもの」としては、「イオンモール下妻」(約8割)、「道の駅しもつま」(約7割)、「砂沼広域公園、砂沼サンビーチ」(約6割)の順で多くなっている。

下妻市の地域資源について、「知っているし、行った(参加した)ことがあるもの」の多い地域資源は、「イオンモール下妻」が約8割で最も多く、次いで「道の駅しもつま」約7割、「砂沼広域公園、砂沼サンビーチ」約6割、「小貝川ふれあい公園(ちょうちょ公園)」約4割などとなっています。また、行って(参加して)良かった地域資源についても同様の結果となっています。

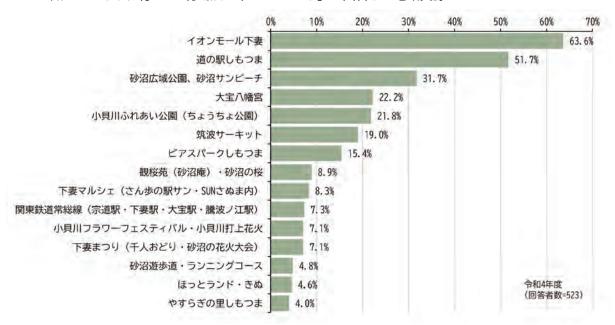
今後行ってみたい(参加したい)地域資源については、「小貝川フラワーフェスティバル・小貝川打上花火」、「ビアスパークしもつま」、「下妻マルシェ(さん歩の駅サン・SUN さぬま内)」、「下妻まつり(千人おどり・砂沼の花火大会)」などが上位にあがっています。

■下妻市の地域資源で、あなたが知っているもの、行ったことがあるもの



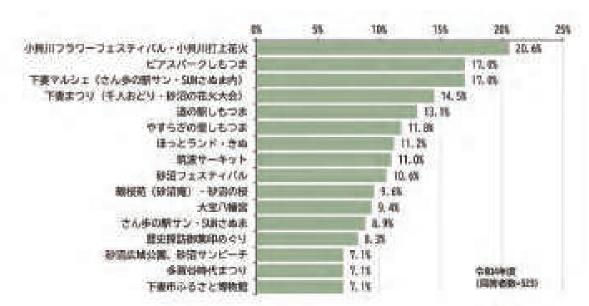
■行って(参加して)良かったもの

※「知っているし、行った(参加した)ことがある」と回答した地域資源について



■今後行ってみたい(参加したい)もの

※「知らないし、行った(参加した)こともない」、「わからない」と回答した地域資源について

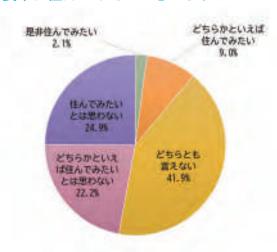


「是非住んでみたい」と「どちらかといえば住んでみたい」を合わせた合計は約 1 割程度を占める。住んでみたいと思う理由は、「自然環境に恵まれているから」が最も多い。住んでみたいと思わなかった理由は、「交通が不便だから」が最も多い。

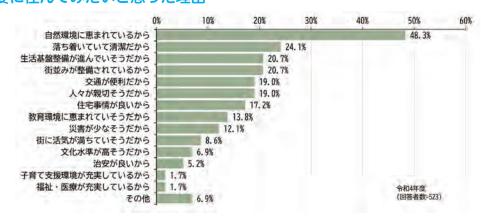
「是非住んでみたい」が 2.1%、「どちらかといえば住んでみたい」が 9.0%となり 「是非住んでみたい」 と 「どちらかといえば住んでみたい」 を合わせた合計は約 1 割を占める結果となりました。

住んでみたいと思った理由については、「自然環境に恵まれているから」が約5割と最も多い。住んでみたいと思わなかった理由については、「交通が不便だから」が約7割弱と最も多い。

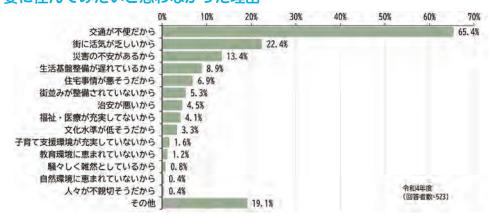
■下妻市に住んでみたいと思いますか



■下妻に住んでみたいと思った理由



■下妻に住んでみたいと思わなかった理由



3 後期基本計画策定の経緯

期日	会議等	内 容
令和4年7月11日~ 令和4年7月20日	下妻市高校生ゆめまちづくり アンケートの実施	下妻市の県立高校に通う全生徒1,611人を対象に実施、有効回収数411票(回収率25.5%)
令和4年7月28日~ 令和4年8月8日	市民意識調査の実施	18歳以上の市民 2,000 人 (無作為抽出による)を対象に実施、有効回収数 724 票 (回収率 36.2%)
令和4年8月8日~ 令和4年8月10日	市外在住者アンケートの実施 (インターネット調査)	下妻市来訪歴のある 15 歳~ 79 歳の男女 (隣接自治体、東北本線宇都宮線沿線、常総線・ 真岡鉄道沿線などの都市)を対象に実施、有 効回答数 523 人
令和4年9月7日~ 令和4年9月30日	各種団体等への意見聴取の実施	10 団体を対象に書面ヒアリングを実施
令和4年9月16日	第1回下妻市総合計画 後期基本計画策定委員会	策定方針(案)、基礎調査結果(速報値)、後 期基本計画に向けた方向性について
令和4年9月22日	第1回下妻市総合計画 後期基本計画専門部会・ワーキング 会議合同会議	策定方針(案)、基礎調査結果(速報値)、後 期基本計画に向けた方向性、各課原案調査に ついて
令和4年10月4日	第1回下妻市総合計画審議会	策定方針(案)、基礎調査結果(速報値)、後 期基本計画に向けた方向性について
令和4年10月4日	諮問	
令和4年10月31日 令和4年11月1日 令和4年11月2日 令和4年11月4日	第2回下妻市総合計画 後期基本計画ワーキング会議	各課原案調査ヒアリング(4日間)
令和4年11月30日 令和4年12月1日 令和4年12月9日	第2回下妻市総合計画 後期基本計画専門部会	下妻市総合計画後期基本計画(素案)の検討 について(3日間)
令和 4 年 12 月 16 日	第2回下妻市総合計画 後期基本計画策定委員会	下妻市総合計画後期基本計画(素案)について
令和 4 年 12 月 26 日	第2回下妻市総合計画審議会	下妻市総合計画後期基本計画(案)について
令和5年1月16日	第3回下妻市総合計画 後期基本計画策定委員会	下妻市総合計画後期基本計画(案)について
令和5年1月19日~ 令和5年2月17日	パブリック・コメント (意見公募) の実施	下妻市総合計画後期基本計画(案)に関する 意見の公募(2名24件)
令和5年2月21日	第3回下妻市総合計画審議会	下妻市総合計画後期基本計画の答申(案)について
令和5年2月22日	答申	下妻市総合計画後期基本計画の答申
令和5年3月9日	下妻市議会全員協議会	下妻市総合計画後期基本計画策定を報告

4 下妻市総合計画策定条例

平成 28 年 9 月 26 日 条例第 16 号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、 総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力のある持続可能なまちづくりを 着実に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針 であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
 - (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を達成するための基本方針及び施策の大綱を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想に掲げる将来の目指すべき都市像を実現するため、基本構想で定めた施策の大綱に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的に示すものをいう。
 - (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を効果的に実施するため、事業の実施の時期及び実施に当たっての方策を具体的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

- 第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 (位置付け)
- 第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、 下妻市総合計画審議会条例(昭和52年下妻市条例第17号)第1条に規定する下妻市総合計画審議 会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

- 第7条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 諮問・答申

企諮問第1号 令和4年10月4日

下妻市総合計画審議会 会長 渡辺 欣一 様

下妻市長 菊池 博

第6次下妻市総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

本市では、平成30年3月に第6次下妻市総合計画を策定し、まちの将来像「人と自然を活かし、 住みよさを創るまち しもつま ~住み続けたい、選ばれるまちを目指して~」の実現に向け、各種施 策・事業を展開し、様々な課題に対応しながら市民協働のまちづくりを進めてきました。

このような中、令和4年度までの計画期間である第6次下妻市総合計画前期基本計画が終了し、前期基本計画策定時点では予想だにしなかった、対応すべき課題も出現しており、2030年を目標とする持続可能な開発目標SDGsの実現に向けた取組や、デジタル化の促進、コロナ禍を克服するための「新しい生活様式」を取り入れた市民生活の支援などは、早急に取り組むべき課題となっています。

つきましては、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、更なる市政発展に結び付け、 持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいくため、第6次下妻市総合計画の策定について、貴審議 会のご意見を賜りたく、下妻市総合計画審議会条例第2条及び下妻市総合計画策定条例第5条の規定 に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

- 1. 諮問事項
 - ・後期基本計画について
- 2. 答申を希望する時期

令和5年度当初から第6次下妻市総合計画後期基本計画の進行管理を行い、切れ目のない事業展開ができるよう、下記のとおり答申の時期を希望します。

·令和5年2月頃

以上

下妻市長 菊池博様

下妻市総合計画審議会 会 長 渡 辺 欣 一

第6次下妻市総合計画後期基本計画について(答申)

令和4年10月4日付け企諮問第1号で本審議会に諮問のありました標記の件については、内容を 慎重に審議した結果、適正な計画であると認め、別冊のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に配慮され、市の将来像「人と自然を活かし、住みよ さを創るまち しもつま」の実現に努められるよう要望いたします。

記

- 1. 重点的に取り組むリーディングプロジェクトについては、積極的な定住人口の増加と流出人口の 抑制対策を集約したものであることから、その実現に向けて将来を見据えた財政との整合性を図る とともに、市民の参加・参画の機会を幅広く設け、まちづくりに意欲ある市民及び団体の活動を積極的に支援するなど、本市の持つ力を結集して取り組まれたい。
- 2. 本計画の実効性を確保するため、行政評価システムを活用し、基本計画及びリーディングプロジェクトの進捗状況の評価を通じて、着実な進行管理を行うよう努められたい。
- 3. 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応しつつ、効果的な事業の展開を図るとともに、緊急性や市民の視点からの優先性、財政状況などを総合的に勘案しながら計画的に取り組まれたい。
- 4. 子どもから子育て世代、高齢者に至るまで、多様な世代が生涯にわたり安心して住み続けられるよう、安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、外国人や性的マイノリティ等を含め、多様なバックグラウンドを持つ者同士が共に生き生きと暮らせる、多文化共生社会の実現を推進するよう努められたい。
- 5. 本計画に掲げられたSDGsの取り組みについては、その理念である「誰一人取り残さない」「持続可能なまちづくり」等の観点から、積極的に推進するよう努められたい。

6 下妻市総合計画審議会

下妻市総合計画審議会条例

昭和 52 年 9 月 16 日 条例第 17 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、下妻市総合計画 審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下妻市総合計画及び土地利用計画に関する事項について調査 審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 団体の役職員
 - (3) 公募による市民
 - (4) 知識経験者
 - (5) 市の職員

(任期)

- 第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。
- 2 前条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第18号)

こ の条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年条例第3号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第17号で平成14年7月1日から施行)

付 則(平成17年条例第26号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

区分	氏名	所属等	備考
	廣瀬 榮	下妻市議会議長	
	程塚 裕行	下妻市議会副議長	
	小竹 薫	下妻市議会総務委員会委員長	
	程塚智則	丁事士業人巛改禾具人司禾昌目	R4. 10. 4 ~ 10. 30
市議会議員	塚越 節	- 下妻市議会総務委員会副委員長	R4. 12. 26
	山中 祐子	下妻市議会文教厚生委員会委員長	
	宇梶 浩太	下妻市議会文教厚生委員会副委員長	
	矢島 博明	下妻市議会経済建設委員会委員長	
	鈴木 牧	下妻市議会経済建設委員会副委員長	
	磯山 仁	常総ひかり農業協同組合下妻地区担当理事	
	渡辺 欣一	下妻市商工会会長	会長
	粟野 新也	下妻市自治区長連合会会長	
	坂野 徹	- 下妻市社会福祉協議会副会長	R4.10.4 ~ 11.30
	長谷川 忠		R4. 12. 26
	三浦 仁	下妻市スポーツ協会会長	副会長
	山内 雄佑	下妻市観光協会会長	
団体の役職員・	髙橋 周一	下妻市消防団団長	
四件47仅概具	石川 泰宏	下妻市PTA連絡協議会会長	
	國府田 晋	下妻市文化団体連絡協議会会長	
	山﨑 明正	青少年を育てる下妻市民の会会長	
	齋藤 雅英	一般社団法人下妻青年会議所 2022 年度理事長付特別補佐	
	安原 春光	ふるさとづくり推進協議会会長	
	佐竹 章子	下妻市女性団体連絡会(下妻市女性団体連絡会会長)	
	栗原キヨ	下妻市女性団体連絡会(下妻市婦人会会長)	
	松﨑 敏子	下妻市女性団体連絡会(下妻市更生保護女性会副会長)	
一般公募	赤荻 由美		
	中山 基	下妻市農業委員会会長	
知識経験者	齊藤 修一	下妻市教育委員会教育長職務代理者	
		真壁医師会下妻支部長	

7 第6次下妻市総合計画後期基本計画策定委員会

第6次下妻市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第6次下妻市総合計画(以下「計画」という。)の策定を各部局が一体となって積極的に推進 するため、計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(委員)

- 第2条 策定委員会の委員は、次の者をもって構成する。
 - (1)副市長
 - (2) 教育長
 - (3) 部長
 - (4)議会事務局長
- 2 委員長は副市長、副委員長は教育長とする。

(任務)

第3条 委員は計画の策定に関する基本方針、各部門間の総合調整その他重要事項について調査、研究し、計画原案を作成する。

(会議)

- 第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 (専門部会)
- 第5条 策定委員会の下に専門的事項を調査、審議するため専門部会(別表)を置く。
- 2 専門部会の部員は、部課等の長をもって構成する。
- 3 専門部会長は担当部長とし、副部会長・書記は部会長が部員の中から選出する。
- 4 専門部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 5 専門部会は必要に応じて当該部会長が招集する。
- 6 策定委員会の委員は、随時専門部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 7 専門部会は、調査、審議に関し必要と認めるときは合同部会を開き、又は関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 8 専門部会は、所掌事務部門について調査、研究の成果を素案としてまとめ、部会長から委員長に 提出するものとする。

(ワーキングチーム)

- 第6条 専門部会の下に資料の収集、調査、分析及び計画素案の作成作業を行うため、必要に応じてワーキングチームを置く。
- 2 ワーキングチームは、補佐・係長等をもって構成する。
- 3 ワーキングチームに会議の招集、運営等チームを総括するため、互選による代表を置く。
- 4 素案は、係及び関連係との意見の調整を行い、それぞれ担当補佐又は係長が作成し、ワーキングチームの検討を経て、代表から専門部会長に提出するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市長公室企画課企画調整係において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。 付則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

(別表) 専門部会の所掌事務

専門部会	所掌事務
市長公室専門部会	行革、協働、その他
総務専門部会	行政・財政・防災、その他
市民専門部会	市民・市税・環境関係
保健福祉専門部会	保健・福祉・医療関係、その他
経済専門部会	産業経済関係、その他
建設専門部会	都市基盤整備、その他
教育専門部会	教育・文化関係、その他

(参考) 専門部会・ワーキングチームの構成

専門部会		ワーキングチーム
市長公室専門部会	秘書課、企画課、市民 協働課	秘書係、広報広聴係、経営戦略室、企画調整係、 文化施設調査室、市民協働推進係、男女共同参 画係
総務専門部会	総務課、消防交通課、 財政課、会計課、議会 事務局	デジタル推進室、行政管理係、文書法制係、人 事係、危機管理室、消防係、交通防犯係、財政係、 施設経営係、契約検査係、会計係、庶務係、議 事係
市民専門部会	税務課、収納課、市民 課、くらしの窓口課、 生活環境課	税政係、市民税係、固定資産税係、管理係、収納係、 市民係、戸籍係、窓口係、管理係、環境政策係、 公害対策係、クリーン推進係
保健福祉専門部会	福祉課、子育て支援課、介護保険課、保険年金課、保健センター	人権推進室、社会福祉係、障害福祉係、子育て 支援係、子ども保育係、保育園(2園)、介護管 理係、介護保険係、地域包括支援センター、高 齢福祉係、保険年金係、医療福祉係、母子保健係、 成人保健係、子育て世代包括支援センター
経済専門部会	農政課、商工観光課、 農業委員会事務局	農政係、管理係、農地整備係、商工係、観光係、 振興係、庶務係、農地係
建設専門部会	建設課、都市整備課、上下水道課	管理係、工務係、建築係、都市計画係、公園街 路係、水道業務係、水道施設係、下水道業務係、 下水道工務係
教育専門部会	学校教育課、指導課、 生涯学習課、図書館、 公民館	学校教育係、施設係、幼稚園(4園)、指導係、 生涯学習係、文化係、スポーツ振興係、管理係、 サービス係、千代川公民館

用語	解 説
関係人口	ある地域について、そこに定住する「定住人口」でもなく、観光で 訪れて去っていく「交流人口」でもないが、地域や地域の人々と 多様に関わる人々のこと。
カントリーエレベーター	穀物の乾燥・選別・貯蔵などを行う農業施設。貯蔵用サイロと、 これに穀物を搬入するためのエレベーターなどからなる。
コミュニティスクール	学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に 意見を反映させることで、一緒に協働しながら「地域とともにある 学校づくり」を進める仕組み。
コンパクト・プラス・ネットワーク	医療、福祉、商業などの都市機能や住居がまとまって立地した市 街地と郊外を結ぶネットワークとして、地域交通の構築など都市全 体の構造を考えたまちづくりのこと。

さ行

用語	解説
セーフティネット	 「安全網」と訳され、雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融 資に対する信用保証など社会的・個人的な危機に対応する方策。
ゼロカーボンシティ	2050 年に CO_2 (二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

た行

Д	語	解 説
電子図書館		電子化情報を対象とし、これまでの図書館機能に加えて、ネットワーク社会に対応した機能をコンピュータやネットワーク上でいっそう発展させたシステム。 デジタル図書館ともいう。

は行

用語	解説
バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯 電話、パソコンに情報提供するシステム。
非線引き都市計画区域	都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分(線引き)しているが、この線引きの規定を適用しない都市計画区域のこと。

フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、コマーシャルフィルムなどのロケーション撮影がスムーズに行われるように支援する非営利組織。フィルムコミッションは、撮影隊がロケ地を潤す直接的な経済効果のほか、ロケにより当該地域に観光客を誘致するという間接的・長期的な経済効果をももたらす。			
プレイスメイキング	一人ひとりが居心地の良い、まちの居場所づくり及びその手法。			
ほ場整備	農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道等の整備 を行い、生産性の高い農地を作ること。			

ま行

用語	解 説
マイタイムライン	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、自分自身 がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る 避難行動のための一助とするもの。

や行

用語	解 説
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ら行

用	語	解 説
□-J-ド		プログラミング言語によるソースコードをほとんど書かかずに、特殊なツールを用いてアプリケーションソフトを開発する手法。汎用的な機能や処理がパーツとして視覚化されており、それらをドラッグアンドドロップによって組み合わせることで、アプリを作成できる。

アルファベット

用語	解 説
AED(自動体外式除細動器)	日本語名は自動体外式除細動器。心臓が細かくけいれんし、血液 を送れなくなる重い不整脈「心室細動」の患者に電気ショックを与 えて救命する装置。
AI	人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能 にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。
DX	IT(情報技術)を活用することで、業務のあり方から組織・文化・ 風土までを変革、新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上 させるという考え方、取り組みのこと。
eMAFF 農地ナビ	市町村及び農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する 地図について、農業委員会等が農地法に基づき農地情報をインター ネット上で公表するサイト。

GIGA スクール			1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現すること。			
ICT 教育			情報通信技術 (Information and Communication Technology) を 活用した学校教育のこと。			
Park-PFI		方 足 己	施設のi 路、広場	設置と、当該施設から 場等の一般の公園利用 を一体的に行う者を、	生ずる収益を 者が利用できる	に資する公募対象公園 活用してその周辺の園 る特定公園施設の整備・ 定する「公募設置管理
PDCA サイク	עני		Plan、Do、Check、Action の頭文字をとった、物事を成功 導くためのサイクルのこと。			とった、物事を成功に
PPP · PFI			PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民パートナーシップのことで、公共施設などの建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るもののこと。PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、民間資金を活用した公共施設などの整備で、PPPの一手法である。			
RPA			オフィス業務を自動的に実施するソフトウェア型ロボットを指す。 RPA は、人間が実施する PC のデスクトップ画面上の操作を、ルールに基づいて自動的に再現する技術のこと。			
SDGs			2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成された人間と地球の「やる べきことのリスト」。			
1 #B& #	地球上のあらゆる形の 貧困をなくそう。 「だれもが公平に、良	2 前號を ゼロに	5	飢えをなくし、だれもが 栄養のある食料を十分 に手に入れられるよう、 地球の環境を守り続け ながら農業を進めよう。 男女平等を実現し、す	3 すべての人に 健康と福祉を	だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう。
質の高い教育を		E 5129	一平等を	カメ十寸で大坑∪、9	№ 安全な水とトイレ	/に1・0か女土な小Cト



国土強靱化 地域計画

第1章 本計画の位置付け

第2章 脆弱性評価

第3章 リスクシナリオへの対応方策

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

第1章 本計画の位置付け

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「国土強靭化基本法」という。)を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靭化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。その後、平成30年12月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、基本計画の見直しを行い、その歩みの加速化・深化を図っています。

<基本計画における国土強靱化の基本目標>

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の 構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する。

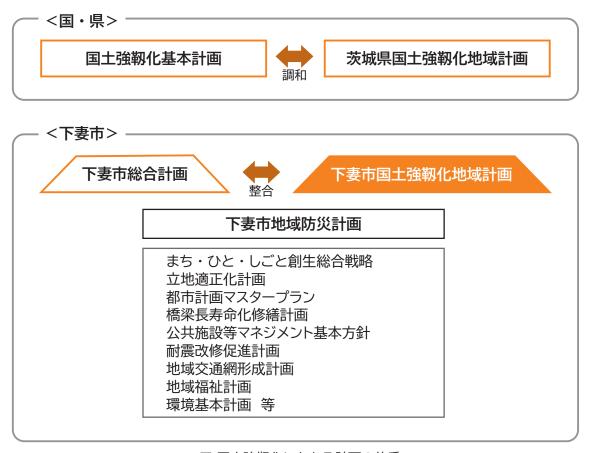
また、茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携のもと、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」(以下「県計画」という。)が策定され、令和4年3月に見直しが行われました。

一方、本市では、第6次下妻市総合計画において「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ~ 住み続けたい、選ばれるまちを目指して~」を将来像とし、人と自然が共生しながら、誰もが健康で、快適に住み続けられるまちづくりに取り組んでいますが、東日本大震災以降、平成 27年9月の関東・東北豪雨災害をはじめとした自然災害が発生しており、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進することが求められています。そのため「下妻市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

なお、本計画は大規模自然災害に備えるための計画ですが、令和元年 12 月に発生し、現在も本市の 市民生活・経済活動に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の状況から、各事業におい ては感染症対策も検討していくものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものです。また、国の「基本計画」、茨城県の「県計画」と調和のとれた計画とすると同時に「下妻市総合計画」と整合のもと、地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けるものです。



■ 国土強靱化にかかる計画の体系

3 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 下妻市の地域特性

(1) 自然特性

① 位置と地勢

本市は茨城県の西南部に位置しており、東京から60km 圏にあり、総面積80.88k㎡で、正方形に近い矩形をしています。

北は筑西市、南は常総市、東はつくば市と 筑西市、西は結城郡八千代町に接しており、 筑波山を背景とした比較的平坦な地形で、東 には小貝川、西には鬼怒川、市域の中央部に は市民の憩いの場として知られる砂沼を有す るなど、豊かな水環境に恵まれ、比較的肥沃 な土地を生かした農業や畜産業が盛んです。



2 気象

本市は、気候帯的(大局的)に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候ということができますが、位置的には内陸であることから、夏は湿度が高く暑さが厳しく、冬は乾燥し、季節風が強く体感温度が厳しい寒さとなります。

気象庁データによると、過去 10 年間(H24 \sim R3 年)の本市の年平均気温は、14.8 $^\circ$ で、日最高平均気温は 19.9 $^\circ$ 、日最低平均気温は 10.2 $^\circ$ です。平均年間降水量は、1,217 mmとなっています。



■ 下妻市の年平均降水量、気温(気象庁下妻観測所データ)

(2) 社会特性

① 人口・世帯

本市の人口は、国勢調査によると、令和 2 年で 42,521 人となっています。平成 12 年までは増加していましたが、その後減少に転じ、以降経年的に減少傾向が続いています。

同じく世帯数は令和2年で16,407世帯、世帯構成人員は2.6人/世帯となっています。世帯数は経年的に増加傾向にあり、人口が減少していることから世帯構成人員は減少傾向となっています。

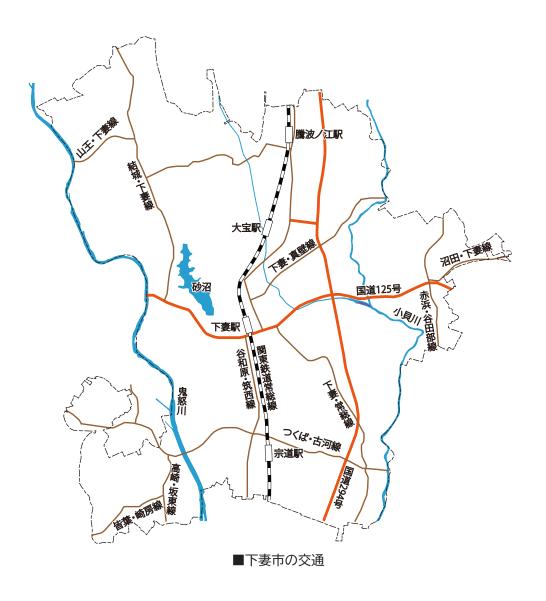


■下妻市の人口・世帯の推移

2 交通

本市における鉄道は、市のほぼ中央を南北に縦断する関東鉄道常総線(取手~下館間)があり、騰波ノ江駅、大宝駅、下妻駅、宗道駅の4駅があります。つくばエクスプレスの開業により、関東鉄道常総線では、快速列車の運行やスピードアップ、増便などの整備が行われ、利便性の増進が図られています。

道路は、市のほぼ中央部を国道 294 号が南北に縦断し、東西に国道 125 号が交差しています。 これらの国道により、筑西市、つくば市、土浦市、古河市、常総市の各都市と連絡されています。こ の他、県道により、結城市、桜川市、坂東市等と連絡されています。



③ 公共施設

本市は、茨城県西部の中心都市として、市の施設の他、国や県の出先機関が集まっており、その多くは市役所を中心とした市街地に立地しています。この他、県西部の広域事務組合に係る施設(下妻消防署、ごみ処理施設)等が分布しているほか、本市の教育施設や公民館、公園等が立地しており、災害時の活動拠点として役割を担っています。

5 目指すべき将来の姿

国土強靱化の趣旨を踏まえ、あらゆる分野における強靱化を推進し、大規模自然災害から市民の生命・ 身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興の実現を目指すとともに、下妻市総 合計画の目指す将来像である「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ~住み続けたい、選ば れるまちを目指して~」を勘案し、本計画では、目指すべき将来の姿を次のとおりとします。

人と自然を活かし、あらゆる分野における強靱化を推進する 住み続けたい、選ばれるまち しもつま

6 基本目標

国の基本計画や茨城県の県計画における基本目標を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するために、以下の4つを基本目標に掲げ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた強靱化を推進することとします。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- Ⅱ. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- Ⅲ.市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

7 事前に備えるべき目標

国の基本計画及び茨城県の県計画においては、4つの基本目標に対応し、具体化した達成すべき目標として、8つの「事前に備えるべき目標」を設定しています。本計画においても、これらを参考に「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1. 人命の保護が最大限図られる
- 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3. 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5. 経済活動の早期復旧を図る
- 6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク 等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7. 制御不能な二次災害を発生させない
- 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク

本計画において想定するリスクは、次に掲げる地震及び風水害を主とした大規模自然災害とします。また、感染症対策も可能な限り想定したものとします。

(1) 地震

① 過去に受けた茨城県内の地震被害

茨城県内では、1895年の茨城県南東部の地震や1923年の関東大震災等により、県南部を中心として被害が発生しています(次表参照)。 また、平成23年3月11日の東日本大震災により、茨城県では最大震度6強を記録し、死者・行方不明者が25名、一部損壊を含めた家屋の被害は21万戸を超える等、県内の広範囲な地域で甚大な被害を受けました。 近年発生している東日本大震災の海溝型地震や、阪神・淡路大震災等の内陸型の大地震は、「いつ」「どこで」発生するかわからない状況にあり、日ごろからの備えが重要です。

■茨城県内の主な地震被害

発生年	震源 (地震名)	マグニチュード	県内 最大震度	茨城県の被害状況
大正 12.9.1	関東大震災	7.9	4	死者 5、負傷者 40、住家全壊 517、 住家半壊 681
平成 12.7.21	茨城県沖	6.4	5 弱	断水 26、瓦の落下及び破損各 1
平成 14.2.12	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1、文教施設被害 12 棟
平成 17.2.16	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷者 7、ブロック塀倒壊 1
平成 20.5.8	茨城県沖	7.0	5弱	負傷者 1、住家一部破損 7、工場でガス漏れ
平成 23.3.11	三陸沖、他(東北地方太平洋沖地震)	9.0	6強	死者 66、行方不明者 1、負傷者 714、 住家全壊 2,634、住家半壊 24,995、 住家一部破損 191,490、住家床上浸水 75、 住家床下浸水 624
平成 23.4.11	福島県浜通り	7.0	6弱	負傷者4
平成 23.4.16	茨城県南部	5.9	5強	負傷者 2
平成 23.7.31	福島県沖	6.5	5弱	負傷者 5
平成 24.12.7	三陸沖	7.3	5弱	負傷者 2、非住家被害 3
平成 28.11.22	福島県沖	7.4	5弱	住家一部破損 2
平成 28.12.28	茨城県北部	6.3	6弱	負傷者 2、住家半壊 1、住家一部破損 25
令和 3.2.13	福島県沖	7.3	5弱	負傷者3

※関東大震災の他、平成元年以降の地震災害の内、県内最大震度5弱以上で複数の被害が発生したものを記載している。 出典:「茨城県の地震災害の記録」(水戸地方気象台、2021年2月現在)

② 茨城県で想定される地震

「茨城県地震被害想定調査報告書」(平成30年12月 茨城県)では、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、次の7つの地震を想定しています。

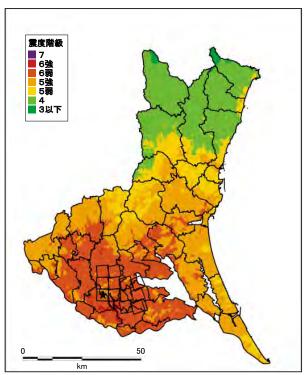
- ○茨城県南部の地震
- ○茨城・埼玉県境の地震
- F1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震
- ○棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震
- 〇太平洋プレート内の地震(北部)
- 〇太平洋プレート内の地震(南部)
- ○茨城県沖から房総半島沖にかけての地震

そのうち県南部に大きな被害をもたらす可能性のある地震として、

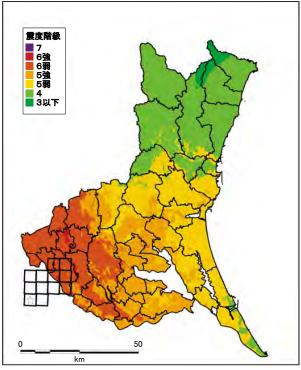
- ○茨城県南部の地震(茨城県南部)
- ○茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)

を挙げています。

両地震による本市の予測震度は次図に示すように、概ね震度5強~6強と想定されています。







■茨城・埼玉県境の地震の地表震度分布図

(2) 風水害

① 過去に受けた風水害

本市は、河川に囲まれていることから、過去に幾度となく水害を経験しています。

昭和 61 年の台風 10 号による水害では、床上浸水 58 世帯、床下浸水 89 世帯等の被害が出ています。

平成27年9月の「関東・東北豪雨」では鬼怒川で1箇所の堤防決壊と7箇所の溢水が、八間堀川で3箇所の堤防決壊や護岸崩壊などが発生し、下妻市内では、家屋の全壊2棟、半壊39棟、床上浸水53棟、床下浸水169棟が発生し、災害ごみが700t(推計量)発生しています。(平成28年6月1日現在、下妻市消防交通課より。)

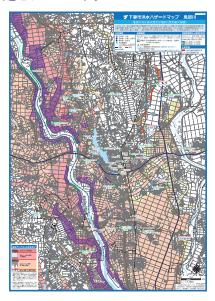


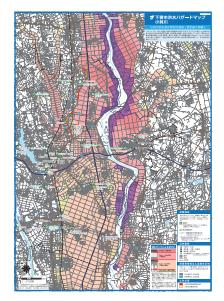
資料:「鬼怒川緊急対策プロジェクト」(H27.12.4 国土交通省関東地方整備局パンフレットより)

■「関東・東北豪雨」状況図

② 下妻市で想定される風水害

本市には一級河川が8河川、準用河川が3河川ありますが、このうち一級河川の鬼怒川、小貝川の 浸水想定区域図は次に示すとおりとなっており、鬼怒川、小貝川では、一部地域に5m以上の浸水区 域が想定されています。





(資料:「下妻市洪水ハザードマップ」H30.3 発行)

■鬼怒川浸水想定区域図

■小貝川浸水想定区域図

2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

基本法では、基本計画の作成における脆弱性評価について、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。

本計画では、この規定に準拠したうえで、基本計画及び県計画が設定している「起きてはならない最悪の事態」を踏まえつつ、本市の地域特性や想定するリスクを勘案し、次表のとおり、30 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定します。

■ 本市における大規模自然災害時での起きてはならない最悪の事態 < リスクシナリオ>

-	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
		1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生
1	 人命の保護が最大限図	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
'	' られる	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	 救助・救急、医療活動	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2	等が迅速に行われる	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
	V T T T L 4. / T T L 1/4/ (/ L	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
3	必要不可欠な行政機能 は確保する	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	機能は確保する		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力の低下
	のなべむ。日間作用も	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
5	経済活動の早期復旧を図る	5-3	産業施設の損壊、火災、爆発等による機能の停止
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上	6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
6	下水道、燃料、交通ネッ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
"	トワーク等を確保すると ともに、これらの早期復	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7	7 制御不能な二次災害を 発生させない	7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7822000		風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	III I B I I A (=>± 13>= 1	8-1	大量発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れ る事態
	件を整備する		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(参考・1) 県計画におけるリスクシナリオ

車	(参考・1) 県計画にあけるリスクシテリオ				
#	別に囲んるべて口伝		住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊		
		1-1	による多数の死傷者の発生		
1	 直接死を最大限防ぐ		不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
'		1-3 1-4	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生		
			突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生		
			被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
	 救助・救急、医療活		多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
	動が迅速に行われる		自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対不足		
2	とともに、被災者等	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
	の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途 絶による医療機能の麻痺		
	元と唯大に唯休する。	2-6	被災地における感染症等の大規模発生		
		2-7	被災者の生活環境の悪化等による健康状態の悪化・死者の発生		
	必要不可欠な行政機	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
3	能は確保する	3-2	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
	V=7=7-4-14-113	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
1	必要不可欠な情報通 信機能・情報サービ	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
	スは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行 動や救助・支援が遅れる事態		
		5-1	サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下		
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
5	 経済活動を機能不全	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
5	に陥らせない	5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止による物流・人流への甚大な影響		
		5-5	食料等の安定供給の停滞		
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
	ライフライン、燃料供	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
	給関連施設、交通ネットワーク等の被害を	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
6	最小限に留めるとと	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
	もに、早期に復旧させる	6-4	鉄道や高速道路等の基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期 間にわたる機能停止		
			防災インフラの長期間にわたる機能不全		
		7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
			海上・臨海部の広域複合災害の発生		
	制御不能な複合災	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
'/	害・二次災害を発生 させない	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による 多数の死傷者の発生		
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃		
		7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃		
			大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
	社会・経済が迅速か つ従前より強靱な姿	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅 に遅れる事態		
8	で復興できる条件を整備する	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の 文化の衰退・損失		
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等 への甚大な影響		

3 施策分野の設定

本計画では、脆弱性評価を行うにあたり、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために必要な施策分野として、県計画で設定された施策分野を踏まえつつ、下妻市総合計画で設定されている6つの施策分野との整合性を考慮し、以下の7つの個別施策分野と5つの横断的施策分野を設定します。

■施策分野

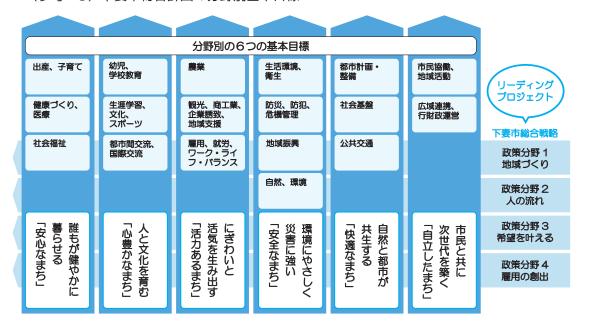
	1. 保健・医療・福祉	2. 行政機能・消防等/防災教育等	
個別施策分野	3. 教育・文化	4. 環境	5. 都市・インフラ
	6. 商工業・農林業	7. 情報・コミュニケーション	
横断的施策分野	1. リスクコミュニケーション4. 老朽化対策	2. 人材育成 5. 研究開発	3. 官民連携

■施策分野の設定に関する県計画と下妻市総合計画の分野比較

	県計画	下妻市総合計画	施策分野	
	保健医療・福祉	誰もが健やかに暮らせる 「安心なまち」	保健・医療・福祉	
	_	人と文化を育む 「心豊かなまち」	教育・文化	
個	行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等	環境にやさしく災害に強い	行政機能・消防等/防災教育等	
別施	国土保全	「安全なまち」	環境	
個別施策分野	住宅・都市・住環境	自然と都市が共生する 「快適なまち」	都市・インフラ	
	産業・エネルギー	にぎわいと活気を生み出す	商工業・農林業	
	農林水産	「活力あるまち」		
	情報通信・交通・物流	市民と共に次世代を築く 「自立したまち」	情報・コミュニケーション	
	リスクコミュニケーション	_	リスクコミュニケーション	
横断	人材育成	-	人材育成	
横断的施策分野	官民連携	市民と共に次世代を築く 「自立したまち」	官民連携	
分野	老朽化対策	自然と都市が共生する 「快適なまち」	老朽化対策	
	研究開発	_	研究開発	

個別施策分野 横断的分野 ①行政機能/警察・消防等 **①**リスク ②住宅・都市・住環境 /防災教育等 コミュニケーション ③保健医療・福祉 ④産業・エネルギー 2人材育成 ⑤情報通信・交通・物流 ⑥農林水産 **3**官民連携 ⑦国土保全 4老朽化対策 6老朽化対策

(参考・3) 下妻市総合計画の分野別基本目標



4 脆弱性評価の実施

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、脆弱性の評価を行います。

脆弱性の評価に当たっては、リスクシナリオを横軸に、各施策分野を縦軸としたマトリクスを用いて行います。

なお、脆弱性評価は、リスクシナリオごとに整理するとともに、施策分野ごとについても整理を行うものとします。また、脆弱性評価に当たっては、単に施策・事業の展開数のみを評価するのではなく、当該施策・事業の防災・減災対策に資する効果についても評価を行うこととし、具体的な実施方法は、次のとおりです。

まず、現在、本市で取り組んでいる「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を「プログラム」として整理します。

リスクシナリオ		個別施策分野					
		保健・医	療・福祉	行政機能・消防 等/防災教育等	教育・文化	環境	
建築物・交通施設等の倒壊 や火災による多数の死傷者 の発生		高齢者補 の防災・ 策		消防・救急機能の強化	公共施設・建築 物の防災拠点機 能の強化・耐震 化等		
異常気象等による広域かつ 長期的な市街地等の浸水		地域防災	力の向上	消防施設・設備 等の強化	防災・危機管理 体制の強化		
大規模な土砂災害等による 多数の死傷者の発生				総合的な土砂災害 発生対策の推進		総合的な土砂災害 発生対策の推進	
プログラム (リスクシナリオごとの 最悪の事態」を回避す			· - - · · · · · ·	:(1			

■「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係(例)

次に、各プログラムを構成する個別の施策ごとの課題や進捗状況を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるかを検討し、困難である場合に何が必要かということを『脆弱性』として評価します。

その際、「起きてはならない最悪の事態」に対し、それを回避できるプログラムが不足すると考えられる場合は、施策分野との関連性を踏まえながら、強靱化に資する新たな施策の必要性を脆弱性の評価に加え、新たな施策検討に繋げます。

このように「起きてはならない最悪の事態」に対し、関連する各種施策を複合的に位置付け、展開していくことにより、都市の強靱化を総合的に推進していくこととします。

個別施策分野						
保健・医療・福祉	行政機能・消防 等/防災教育等	教育・文化	環境	I] -	
高齢者福祉施設 の防災・減災対 策	消防・救急機能の強化	公共施設・建築 物の防災拠点機 能の強化・耐震 化等	防災・危機管理 体制の強化		ログミ 刈の評価	
 地域防災力の向上 	消防施設・設備 等の強化	防災・危機管理 体制の強化				
	総合的な土砂災害 発生対策の推進		総合的な土砂災害 発生対策の推進		(別写性を評価	
					言作	
施策分野ごとの評価【整理】						
	高齢者福祉施設 の防災・減災対策 地域防災力の向上 施策分野	保健・医療・福祉 行政機能・消防等/防災教育等 高齢者福祉施設 の防災・減災対策 消防・救急機能の強化 消防施設・設備等の強化 総合的な土砂災害発生対策の推進 施策分野ごとの評価【書	保健・医療・福祉 行政機能・消防 等/防災教育等 教育・文化 高齢者福祉施設	保健・医療・福祉 行政機能・消防 等/防災教育等 教育・文化 環境 公共施設・建築 物の防災・減災対 消防・救急機能 の強化・耐震 化等 がの防災拠点機能の強化・耐震 化等 防災・危機管理 体制の強化 総合的な土砂災害 発生対策の推進 総合的な土砂災害 発生対策の推進 総合的な土砂災害 発生対策の推進	保健・医療・福祉 行政機能・消防 等/防災教育等 教育・文化 環境 公共施設・建築 物の防災・減災対 消防・救急機能 の強化・耐震 化等 防災・危機管理 体制の強化 消防施設・設備 等の強化 防災・危機管理 体制の強化 総合的な土砂災害 発生対策の推進 総合的な土砂災害 発生対策の推進 総合的な土砂災害 発生対策の推進	

■脆弱性評価・分析の方法(例)

5 脆弱性評価結果

以上の手順に従い実施した、プログラムごと及び施策分野ごとの脆弱性評価を踏まえた評価結果のポイントは以下のとおりです。

ア. 地域の特性を踏まえた施策の推進が必要

前述したように、本市では「茨城県南部の地震(茨城県南部)」、「茨城・埼玉県境の地震(茨城・埼玉県境)」 の 2 つの地震による被害が想定されています。

また、本市には、一級河川が8河川、準用河川が3河川ありますが、このうち一級河川の鬼怒川、小貝川では、一部地域に5m以上の浸水区域が想定されており、豪雨による水害、台風による風水害への警戒が必要となります。

国土強靱化を推進するためには、このような本市が有する特性を踏まえ、あらゆるリスクに対して対策を検討することが必要です。

イ. 効果的なハード・ソフト対策が必要

自然の猛威から市民の命を守り、被害を最小限に抑えるためには、ハード対策のみでは不十分であり、 ソフト対策を組み合わせて、効果的に対策を推進する必要があります。

ウ. 横断的な取り組みと関係機関・民間等との連携が必要

国土強靱化への取り組みは多岐に渡ることから、本市のみの取り組みでは対応が困難なことが多く、 従来の行政の枠組みにとらわれない横断的な取り組みを推進することが重要です。

また、国・県等の関係機関と十分な連携と情報共有を行うとともに、民間事業者や市民と連携・協力しながら強靱化の取り組みの輪を広げていくことも重要です。

工. 高度情報技術等を活用した効果的・効率的な都市の強靱化推進が必要

近年、まちづくりを取り巻く潮流において、AI や IoT など最新のデジタル技術を活用した、いわゆる「まちづくりデジタルトランスフォーメーション」(まちづくり DX)の促進による、持続可能な都市経営や機動的で柔軟なまちづくりの推進が挙げられます。

都市の強靱化においても、特に、横断的施策分野である「研究開発」分野に関連し、まちづくり DX の視点を踏まえた施策の位置付けを図り、効果的かつ効率的に都市の強靱化を進めていくことが必要です。

オ. 多様なリスクシナリオに対応するための複眼的施策の展開が必要

多様なリスクシナリオに対し、総合的かつ効果的な対策を講じていくためには、単一的な施策の展開に とどまることなく、リスクシナリオと個別施策分野及び横断的施策分野同士の関係性を踏まえながら、複 眼的に施策を展開していくことが必要です。

第3章 リスクシナリオへの対応方策

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として次に整理しました。また、これらの対応方策の目標とする進捗度を、可能な限り定量的に示すため、重要業績指標(KPI)を設定しました。

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- (1) 公共施設・建築物の防災拠点機能の強化・耐震化等
- ○市庁舎は、多様化する市民ニーズに総合的かつ効率的に対応し、サービスの向上と効率的な行政運営が求められているが、災害時の防災拠点として重要な役割を果たす施設であることから、庁舎の安全維持並びに良好な環境の保持を図るため計画的かつ適正に管理します。
- ○その他の行政施設、福祉施設、教育施設、スポーツ・文化施設等の公共建築物も、その本来的機能の維持・活用・保全を図ることを目的に管理・運営を実施するとともに、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることも多いことから、下妻市公共施設等マネジメント基本方針に基づき、計画的な建て替えや修繕を行うなど施設に応じた防災拠点機能の強化、耐震化、不燃化等を推進します。
- ○公共施設は、平時から不特定多数の人々が利用することから、災害時に備えた防災訓練の実施、施設の 安全な利用等の推進を図ります。
- (2) 住宅・宅地の耐震化
- ○木造住宅の倒壊予防及び被害軽減のため、所有者等に対する耐震化の普及啓発や耐震不足の木造住宅に 対する耐震診断士派遣や耐震改修助成など耐震化を促進するための支援等を実施します。
- ○老朽化が進んでいる市営住宅は、下妻市営住宅等長寿命化計画に基づき、施設の改修等の適切な維持管 理を実施します。
- ○大規模地震時に被害を生ずることがないよう、盛土造成や土砂採取については、事業者などに適正な指導 及び助言を行うとともに、危険箇所の分布状況を調査し、市民への情報提供を行います。
- ○地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等について調査し、所有者への指導、助言及び支援策を検討します。
- ○県と連携し、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した事業を実施することにより、住宅等の耐震化 を図ります。
- (3) 消防・救急機能の強化
- ○防災拠点となる消防庁舎及び消防団詰所の機能強化に向けた整備を検討するとともに、消防職員の研修・ 訓練を適切に行うほか、消防施設の維持管理、消防車両や装備、消防水利の整備等を計画的に行い、消 防体制の充実を図ります。
- ○医療機関との連携、救急隊員の増加、救急救命士の確保・育成、救急車両の整備等により、救急体制の 充実を図ります。
- ○被災地が広範囲に及ぶ甚大な場合を想定し、広域応援体制の充実・強化を図ります。
- (4) 地域防災力の向上
- ○市民の防災訓練等への参加者の増加を図るとともに、様々な想定のもとで実践的な訓練を実施し、災害対応力の向上を図ります。
- ○自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。
- ○消防団詰所の耐震化を進め、消防団員の確保・活動の充実を図ります。
- ○地震等により倒壊のおそれのある空家の適正な維持管理について、所有者に要請するとともに、必要に応じ除却、活用等を検討します。
- ○日常生活の場の被災状況や避難を疑似体験することにより、災害に対する意識高揚を図ります。

- ○建物や道路、公園、上下水道、河川、公共施設、交通安全施設等の地理情報システム(GIS)データを整備・統合し、災害リスクの予測、防災意識の高揚、情報発信等に活用するとともに、被災状況に応じた効率的かつ省力的な対策を講じます。
- (5) 防災・危機管理体制の強化
- ○危機管理マニュアルや業務継続計画(BCP)の整備・充実を図り、非常時に迅速な対応が可能な防災対応力の向上を図ります。
- (6) 緊急輸送道路の整備
- ○緊急輸送道路となる幹線道路の整備を推進し、日常的な道路維持管理を進めます。
- (7) 高齢者福祉施設の防災・減災対策
- ○多くの高齢者が入所、来所する高齢者福祉施設において、耐震化整備やブロック塀等の改修など、各種防 災・減災化を図ります。

【重要業績指標】							
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)					
地域防災計画の見直し	R4.3 策定	1回					
市防災訓練年間実施回数	1回	1 🛮					
消防団員数【*】	374人	374人					
耐震化率(全市有建築物)【*】	96.9%(R2年)	概ね解消					
耐震化率(住宅)【*】	82.6%(R2年)	95.0%(R7年)					

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- (1) 河川の維持管理等
- ○市内の浸水や冠水を防止するため、河川や排水桶管等の維持管理を進めます。
- ○河川や排水路等の常時見回りを実施し、冠水のおそれのある箇所の点検や改善を実施します。
- (2) 防災体制・設備等の強化
- ○多様化・大規模化する災害に対応した体制や設備・器具の整備、備蓄の充実等を図るとともに、地域防 災計画の改定などを進め、防災体制・設備等の強化を図ります。
- (3) 地域防災力の向上
- ○市民の防災訓練等への参加者の増加を図るとともに、様々な想定のもとで実践的な訓練を実施し、災害対応力の向上を図ります。
- ○自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制で くりを促進します。
- ○平時から地域住民の協力のもとに、地域の避難行動要支援者リストの作成や避難支援者の分担などを行える体制づくりを進めます。
- (4) 地域の防災意識の高揚
- ○防災ガイドライン、洪水ハザードマップの周知・活用等を促進し、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ○日常生活の場の被災状況や避難を疑似体験することにより、災害に対する意識高揚を図ります。

[重要業績指標]							
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)					
要配慮者利用施設(浸水想定区域)の避難確保計画策定率	100%	100%					
水害想定の市防災訓練年間実施回数	10	10					
排水樋管の年間点検回数	17 🛭	17 🗇					

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- (1)総合的な土砂災害発生対策の推進
- ○急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害警戒区域については、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗 状況や経年変化に伴う危険性等、現況を常時把握します。
- ○大規模な土砂災害が発生することがないよう盛土造成や土砂採取事業者等に関し、関係法令等の基準に基づき、擁壁の設置や地盤改良等、適切な防災等の措置を講ずるよう適正な指導・助言を行います。
- ○災害発生時の迅速な救助活動を実施するため、消防・防災体制・設備等の強化に努めます。
- ○災害発生時の土砂災害及び災害発生後の降雨等による二次災害から回避・避難するため、平時より土砂 災害危険箇所について住民に周知を図ります。

【重要業績指標】						
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)				
要配慮者利用施設(土砂災害警戒区域)の避難確保計画策定率	100%	100%				
土砂災害防災訓練実施回数	0 🛭	1回				
がけ崩れ等危険箇所パトロール年間実施回数	1 🛮	1回				
未届けによる土採取事業年間件数	0 件	0 件				
無許可による土砂等埋立行為の年間指導件数	4件	0 件				

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- (1) 防災情報の収集・伝達体制の確保
- ○市民が容易に必要な情報を入手できるよう防災行政無線等の多様な媒体の活用により、迅速かつ正確な 情報提供を行います。また、防災行政無線の難聴区域対策等を推進します。
- ○洪水発生の危険性や避難情報を的確に把握するための消防・防災体制の構築に努めるとともに、それらの 情報を地域住民に広く行き渡るプッシュ型情報発信のための通信技術の導入を検討します。
- ○得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、市職員の危機対 応能力の向上を図ります。
- (2) 避難行動要支援者の支援体制の強化
- ○避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため自治会・民生委員・ボランティア等の協力体制の構築と避難行動要支援者個別避難計画の策定等を促進します。
- ○災害発生時には、避難行動要支援者の避難支援をするため、それらの人々の避難所の確保と、支援者の 確保に努めるとともに、日ごろから避難行動要支援者の必要最小限度の情報の共有、避難経路の確認、 地域における避難訓練等の実施に努めます。

【重要業績指標】						
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)				
Jアラート情報伝達訓練の実施(参加)率	100%	100%				
防災行政無線の年間不稼働日数	0日	日の				
マイ・タイムライン講座年間実施回数【*】	2 🛛	3 🛮				
自主防災組織整備率(整備自治区数/全自治区数)【*】	54%	70%				

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- (1)物資の備蓄、調達、供給体制の確保
- ○市民及び事業者の責務として最低 3 日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水、食料等の備蓄 に努めてもらうとともに、市は数日間の補給がない状態でも自己完結できる備蓄体制を確保します。
- ○備蓄する各種物品についての維持管理業務の効率的、一元的遂行を図るため、備蓄品管理システムの導入 を検討します。
- ○災害救援活動を行っている外部組織と平時から情報を共有する等連携を密にし、円滑な援助物資の提供を 受けられる体制を構築します。
- (2) 水道施設の耐震化等
- ○主要水道管や老朽管等を計画的に更新するとともに、水道管の耐震化を進めます。
- (3) 防災拠点・避難地の機能の強化
- ○防災拠点・避難地等において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を図ります。
- (4) 水の確保
- ○災害時の生活用水の確保を図るため、平時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、 災害時に協力が得られる体制づくりに努めます。
- ○茨城県で策定した茨城県水道ビジョンによる広域連携事業との整合を図り、水道サービスの基盤強化を図ります。

【重要業績指標】						
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)				
備蓄目標達成率	100%	100%				
市物資拠点の確保	1箇所	2 箇所				
救援物資輸送に関する防災協定締結数	1件	2件				
物品を管理している避難所数【*】	17 箇所	17 箇所				
水道配水管布設工事年間延長	1,600m	1,600m				
上水道普及率	96%	96%				
浄水施設の自己水率	61%	61%				
給水タンクの管理個数	14 台	14 台				

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- (1) 警察、消防等の災害対応力強化
- ○災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の災害対応力の強化や体制、装備・資機材等の充 実強化を推進します。
- (2)協力体制の整備
- ○災害時の受援マニュアルに基づき、県内外からの自衛隊、警察、消防の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟か ○迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図ります。
- ○訓練・研修等を適切に実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化します。
- (3) 地域防災力の向上
- ○大規模災害時、公的防災機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害対 応体制を構築できるよう、消防団や自主防災組織等の充実強化、防災リーダーの養成、地域ボランティア の養成、防災教育の推進、家庭内備蓄等の啓発等、自助、共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向 上を図ります。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
市防災訓練年間実施回数	1回	1回
消防団員数【*】	374人	374人
自主防災組織整備率(整備自治区数/全自治区数)【*】	54%	70%
ボランティア登録者数累計	525人	555人
ボランティア養成講座年間参加者数	21人	55人

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- (1) 石油燃料等の確保のための協力体制の整備
- ○災害時に迅速かつ円滑に、石油、LP ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、事業者等との協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。
- (2) 非常用電源等の確保
- ○下妻消防署新庁舎建設を含めた消防庁舎の機能強化に向けた整備については、停電時においても消防活動の拠点となる消防署及び分署の機能を 72 時間以上確保するための非常用発電設備の更新または機能強化を要望します。
- ○医療施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源の確保を検討します。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
エネルギー復旧・供給に関する協定締結数	2件	3件

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- (1) 支援体制の整備
- ○帰宅困難者の発生が多く予想される駅周辺を優先に、帰宅困難者用備蓄品の整備を検討します。
- ○ボランティア、事業所や学校、公共交通機関等と連携し、支援体制を整備します。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
備蓄目標達成率	100%	100%
日本赤十字社茨城県支部下妻市地区社資募集年間金額	6,145,000円	6,000,000円

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- (1) 救急医療機関等の災害対応力の向上
- ○大規模災害時の救急医療関係者の不足を補い、災害対応力の向上を目指し、救急救命士の養成を要望し ます。
- (2) 医療機関・ボランティア等との連携強化
- ○医薬品等の提供のため、市内外の医療関係機関、日本赤十字等のボランティア等との連携体制の構築を図 ります。
- ○災害時の受援マニュアルに基づき、市内外からの医療関係者等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援力の向上を図ります。
- (3) 緊急輸送道路の整備・拡充
- ○避難経路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために幹線道路等の整備を進めます。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
地域防災計画の見直し	R4.3 策定	1回
市防災訓練年間実施回数	1回	1回
災害時ヘリポート指定数	13 箇所	13 箇所
道路改良率/舗装率【*】	34.5% /70.3%	39.5% /75.3%
橋梁点検率【*】	100%	100%
通行止橋梁数【*】	0 箇所	0 箇所

2-6 被災地における感染症等の大規模発生

- (1) 良好な環境の維持・形成
- ○生活排水による公共水域の負荷を軽減させ、水質や水生生物、水辺空間を保全し、快適な生活空間を確保するため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- (2) 感染症予防対策の実施
- ○平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進するとともに、感染予防の通知を発行し、 市民に予防の周知を図ります。
- (3) 避難所での衛生管理
- ○避難所等での衛生環境を保つために、施設の計画的な維持管理及び施設整備を図ります。
- (4) 外国人への対応強化
- ○平時における医療施設や、非常時の救助・救急、医療活動等において、外国人に対し、より的確な情報を 提供・共有できるシステム等の研究開発を図ります。
- (5) 災害廃棄物の処理体制の構築
- ○下妻市災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の構築を図ります。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
日本赤十字社茨城県支部下妻市地区社資募集年間金額	6,145,000円	6,000,000円
麻しん風しん混合1期(MR)実施率	96%	96%
BCG 実施率	90%	96%
感染症予防をチラシや市報等により周知した年間回数	3 🛭	3 🛭

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

- (1) 身近な安全の強化
- ○各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした地域安全対策について、下妻警察署等関係機関と平時 に十分協議し混乱防止対策を確立します。
- ○防犯活動団体、教育委員会等と連携した防犯パトロールの実施等により、地域住民の防犯活動を促進し、 地域防犯体制を確立します。
- ○防犯カメラを効果的に運用するとともに、今後も必要に応じてLED防犯灯の設置を進めます。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
防犯ボランティア及び自警組織の会員数【*】	490人	515人
LED 防犯灯新規設置数及び防犯カメラ新規設置数【*】	40 箇所	50 箇所
市内の年間刑法犯認知件数【*】	270 件	245 件

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- (1) 交通安全施設等の整備
- ○災害時の人や車の道路からの転落防止柵や、見通しの悪い信号交差点における反射鏡など、補助的交通 安全施設の設置を進めます。
- ○定時的に道路の維持管理を行い、道路通行の安全性確保に努めます。
- (2) 信号機電源付加装置の整備推進
- ○電力の供給が停止若しくは制限された場合でも、信号機自体に電源付加装置があれば、滅灯は回避できる ことから、主要交差点に対して信号機電源付加装置を整備するよう関係機関に要望します。
- (3) 日常的な交通安全教育の推進
- ○災害時に想定される交通障害とその対処方法等に関する講習、情報の提供等を検討します。

【重要業績指標】		
【里女未祺拍悰】		
指標(KPI)	実績値	目標値
【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	(R4 年度)	(R9 年度)
交通安全啓発活動及び交通安全施設整備の実施数【*】	75 回	90 回
年間市内交通事故発生件数【*】	75 件	65件

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- (1) 防災対応力の強化
- ○建替えにより防災拠点としての機能強化が図れた市庁舎、並びにその他の公共施設において、下妻市公共 施設等マネジメント基本方針を踏まえつつ、施設の整備・維持・管理等に努めます。
- ○市の各担当部局において危機管理マニュアルや業務継続計画(BCP)の整備・充実を図り、非常時に迅速な対応が可能な防災対応力の向上を図ります。
- ○職員の研修・訓練を適切に行うほか、消防施設の維持管理、消防車両や装備、消防水利の整備等を計画 的に行い、消防体制の充実を図ります。
- (2) 地域防災力の向上
- ○大規模災害時、公的防災機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害対 応体制を構築できるよう、消防団や自主防災組織等の充実強化、防災リーダーの養成、防災教育の推進、 家庭内備蓄等の啓発等、自助・共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向上を図ります。

(3) 支援受入れ体制の強化

- ○県や他市町村等の広域からの救援物資や人的支援を受け入れるため、物資の受入れ場所の確保や広域的 な連絡体制の構築等の受入れ体制の整備を図ります。
- ○救援物資の輸送路を確保するために、緊急輸送路となる道路の整備・維持等を進めます。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
公共施設マネジメント戦略会議の年間開催回数	3 🛮	3 🛮
耐震化率(全市有建築物)【*】	96.9%(R2年)	概ね解消
市業務継続計画 (BCP) の見直し	R2.3 策定	1回
災害時職員行動マニュアルの見直し	R4.3 策定	1 🛛
対策本部・避難所運営に関する職員訓練年間実施回数	1 🛽	1 🛮
職員用備蓄食料等の確保	1日分	3 日分

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- (1) 災害情報の伝達体制の確保
- ○民間通信事業者の回線が停止した場合にも市民が容易に必要な情報を入手できるとともに、県や防災関係 機関との通信ができるよう、自営の通信手段(防災行政無線)や情報システム等を整備、維持管理し、適 切な運用を図ります。
- (2)) 非常用電源の確保
- ○平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を推進します。

【重要業績指標】		
指標(KPI)		
防災行政無線の年間不稼働日数	0日	日 0

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- (1) 情報連絡体制の多重化
- ○地域住民相互の連絡体制やアマチュア無線のボランティア等による情報連絡体制の多重化を検討し、市民 が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図ります。
- (2) 避難所等の通信環境の整備
- ○不特定多数の人々が集まる施設や災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなる公共施設には、Wi-Fi 等を整備し、災害・防災等の情報をはじめ、避難者が安否情報や支援情報等を速やかに収集・ 伝達できるよう、避難所における通信環境の整備・促進を図ります。
- (3) 外国人への対応強化
- ○平時における医療施設や、非常時の救助・救急、医療活動等において、外国人に対し、より的確な情報を 提供・共有できるシステム等の研究開発を図ります。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
LINE の登録者数【*】	17,000人	19,500人
多言語化への対応に係る事業【*】	4課	9課
防災アプリダウンロード数	7,680 件	8,180 件

5 経済活動の早期復旧を図る

5-1 サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力の低下

- (1) 防災計画・訓練等の促進
- ○企業の防災力の向上を図るために、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱者等に 対する教育の実施等、事業所での防災計画の策定や防災訓練の実施の促進を図ります。
- ○令和4年度に新たに設立した下妻市工業団地立地企業連絡協議会を中心に行政と企業、企業間連携を強化し、防災力の向上を図ります。また、工業団地造成事業については、市内立地企業のサプライチェーン強化も視野に入れた企業誘致を推進し、更なる産業基盤の強化を図ります。
- (2) 民間企業における事業継続計画の策定促進
- ○被災民間企業に対し復旧に向けた支援を実施するとともに、平時から、被災した際に重要業務を継続する ための事業継続計画(BCP)を策定し、一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくり等を指導・支 援します。
- (3) 道路網の整備・拡充
- ○避難経路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために、幹線道路等の整備を進めます。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
防災士の数	43人	48人
道路改良率/舗装率【*】	34.5% /70.3%	39.5% /75.3%

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止

- (1) エネルギーの安定供給
- ○災害時に迅速かつ円滑に、石油、LP ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、事業者等との協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。
- (2) 緊急輸送道路の整備
- ○燃料供給ルートを確実に確保するため緊急輸送道路の整備等を着実に進めるとともに、災害発生後の迅速 な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を 図ります。
- (3) 事業継続計画策定の促進
- ○エネルギー供給が停止しても必要最小限の企業活動が継続できるよう、事業継続計画(BCP)の策定を 事業所に推進します。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
エネルギー復旧・供給に関する協定締結数	2件	3件

5-3 産業施設の損壊、火災、爆発等による機能の停止

- (1) 防災計画・訓練等の促進
- ○企業には、防災計画の策定や防災訓練・教育の実施、保安要員や危険物取扱者の適正な配置等を促し、 自主防災力の向上を図るように指導・助言等を検討します。
- (2) 事業所の災害対応力の強化
- ○事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を推進します。
- (3) 事業所の被災状況等の早期確認
- ○店舗・事務所等の被災状況を迅速に把握し、被災状況に応じた適切な対策・支援等を講じることにより、 事業活動の早期復旧を図ります。
- (4) Eコマースの促進
- ○インターネット等で商品の取引を行う E コマースを促進し、実店舗の被災による経済活動の途絶を避け、 早期の経済活動の復旧を図ります。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
防災士の数	43人	48人

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

- (1) 公共交通との連携等
- ○平時から関東鉄道常総線、路線バス、タクシー等の市内公共交通機関との連携を図り、災害時に被災の状況把握、復旧等の対応が迅速に行えるように取り組みます。
- ○下妻駅周辺など、様々な利用者が交わる交通結節点において、鉄道・バス・自転車・徒歩など多様な人々 が利用しやすい高機能型のハブとなる拠点形成を図ります。
- ○平時においても高齢者等の移動環境の充実を図るとともに、災害発生時には安全な交通ネットワークの確保を図るため、自動運転公共交通システム導入について検討します。
- (2) 道路網の整備・拡充
- ○基幹となる避難路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために、国・県道の整備推進を、国・県に 要望していきます。
- ○緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するとともに、緊急輸送道路の迂回路となる市道について、 道路改良や管理を実施します。
- (3) 既存道路の維持改良
- ○日常的に、既存道路の維持管理を実施するとともに、緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、 道路の老朽化対策等を推進します。
- (4) 道路閉塞要因の除去
- ○横断歩道橋や橋梁の落下防止のための耐震強化や長寿命化等を推進します。
- ○がけ崩れや道路法面の崩壊、倒木等により、道路の閉塞を招く可能性のある道路構造物や沿道建築物等 に対する法面保護、耐震化や除却等を促進します。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
道路改良率/舗装率【*】	34.5% /70.3%	39.5% /75.3%
橋梁点検率【*】	100%	100%

5-5 食料等の安定供給の停滞

- (1) 広域連携
- ○災害時に円滑に食料等を供給できるため、あらゆる分野における協定の締結を推進します。
- (2) 農業生産環境の維持・保全
- 〇農業生産環境を維持・保全するために、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進するとともに、農業者や農産物生産団体への支援、農業後継者の育成、荒廃農地の活用・増加防止策の検討等を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定化を推進します。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
遊休農地の面積【*】	42ha	32ha
遊休農地の作付け等意向確認【*】	50%	60%

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、 交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止

- (1) エネルギー供給源の安定化
- ○平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を推進します。
- ○災害時に迅速かつ円滑に、石油、LP ガス等の燃料の供給協力が得られるように、事業者との協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討します。
- (2) 生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保
- ○生活・経済活動の重要施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による 非常時にも活用できる電源の確保を促進します。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
エネルギー復旧・供給に関する協定締結数	2件	3件
再生可能エネルギー設備等導入補助件数【*】	33件 (R3年)	45 件

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- (1) 上水道施設の更新等
- ○災害時でも、必要最低限の水の供給が可能となるよう、管路の耐震化や更新とともに、浄水場施設等の 計画的な更新を進めます。
- (2) 水の確保
- ○体育館等避難所となる公共施設において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を検討します。
- ○災害時の生活用水の確保を図るため、平時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、 災害時に協力が得られる体制づくりに努めます。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
浄水施設の自己水率	61%	61%
断水等の年間事故件数	1件	0 件
適正配水の年間確保量	3,818.999 m	3,818.999 m

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- (1) 下水道施設の更新等
- ○継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように平時から施設の計画的な整備・点検・維持・管理 を実施するとともに、施設の耐震化、長寿命化を進めます。
- (2) 良好な環境の維持・形成
- ○生活排水による公共水域の負荷を軽減させ、水質や水生生物、水辺空間を保全し、快適な生活空間を確保するため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ○公共施設の宅内排水設備の維持管理を図るとともに、耐震化、長寿命化に努め、生活環境の維持向上を 図ります。

指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
合併処理浄化槽普及率	34.8%	41.1%
下水道普及率	32.5%	34.9%
公共汚水桝の年間設置箇所数	24 箇所	20 箇所
汚水管渠等の年間調査延長	0.9km	1.0km
汚水管渠等の年間改築回数	0 🛭	1回
防災トイレの管理箇所数	3 箇所	3 箇所

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- (1) 公共交通との連携等
- ○平時から関東鉄道常総線、路線バス、タクシー等の市内公共交通機関との連携を図り、災害時に被災の状況 況把握、復旧等の対応が迅速に行えるように取り組みます。
- ○下妻駅周辺など、様々な利用者が交わる交通結節点において、鉄道・バス・自転車・徒歩など多様な人々 が利用しやすい高機能型のハブとなる拠点形成を図ります。
- ○平時においても高齢者等の移動環境の充実を図るとともに、災害発生時には安全な交通ネットワークの確保を図るため、自動運転公共交通システム導入について検討します。
- (2) 道路網の整備・拡充
- ○避難路や緊急輸送路の確保、道路遮断の回避等のために、迂回路となる道路の整備等を行います。
- ○緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、道路改良や管理を実施します。
- (3) 既存道路の維持改良
- 〇日常的に、既存道路の維持管理を実施するとともに、緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、 道路の老朽化対策等を推進します。
- (4) 道路閉塞要因の除去
- ○日常的に、既存道路の維持管理を実施するとともに、緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、 道路の老朽化対策等を実施します。
- ○横断歩道橋や橋梁の落下防止のための耐震強化や長寿命化等を推進します。
- ○がけ崩れや道路法面の崩壊、倒木等により、道路の閉塞を招く可能性のある道路構造物や沿道建築物等 に対する法面保護、耐震化や除却等を促進します。
- (5) 道路の啓開体制の構築
- ○災害発生後の道路上の障害物を除却し、早期復旧するための啓開体制の構築を図ります。
- (6) ライフラインの防災力向上
- ○建物や道路、公園、上下水道、河川、公共施設、交通安全施設等の地理情報システム(GIS)データを整備・ 統合し、災害リスクの予測、防災意識の高揚、情報発信等に活用するとともに、被災状況に応じた効率的 かつ省力的な対策を講じます。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
道路管理瑕疵による年間事故件数	0 件	0 件
道路改良率/舗装率【*】	34.5% /70.3%	39.5% /75.3%
橋梁点検率【*】	100%	100%

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- (1) 住宅・民間建築物の耐震化
- ○沿線・沿道の建物倒壊による道路の閉塞が原因となる交通麻痺等を防止するため、住宅及び民間建築物 の所有者等に対する耐震化の普及啓発及び支援を行い震災に強い市街地の形成を推進します。
- ○耐震改修促進法に基づく緊急輸送道路沿道の特定建築物に対しては、実態調査を実施し、耐震化に向けた 指導及び支援を検討します。
- ○県と連携し、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した事業を実施することにより、住宅等の耐震化 を図ります。
- (2) 道路の防災・減災対策
- ○道路の付属物や街路樹により、交通遮断や交通麻痺が生じないよう、道路維持・管理を行います。
- (3) 道路の啓開体制の構築
- ○災害発生後の道路上の障害物を除却し、早期復旧するための啓開体制の構築を図ります。
- (4) 空家等の適正な管理
- ○地震等により倒壊のおそれのある空家の適正な維持管理について、所有者に要請するとともに、必要に応じ除却、活用等を検討します。

【 工工业体化】	= 1	
【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
耐震化率(住宅)【*】	82.6%(R2年)	95.0%(R7年)
空き家に関する相談受付、助言・指導実施回数【*】	234 🛭	250 🛭
管理不全空き家の件数【*】	200件	200件

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- (1) 農業生産環境の維持・保全
- ○農業生産環境を維持・保全するために、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進するとともに、農業者や農産物生産団体への支援、農業後継者の育成、荒廃農地の活用・増加防止策の検討等を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定化を推進します。
- ○農業地域での計画的な土地利用と優良農地の保全を検討します。
- ○農業者や農産物生産団体への支援、農業後継者の育成等を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営 の安定化を図ることを検討します。
- ○食料の生産基盤となる農地を確保するため、土地改良事業による優良農地の整備や遊休農地の解消、担い手農家への農地の集積、鳥獣害対策など、ハードとソフトを組み合わせた対策を図ることを検討します。
- ○農地の被災状況の分析・確認をはじめ、より効率的で省力化可能なスマート農業等の実現に向けた新たな 技術の導入を検討します。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
農地集積率【*】	63%	66%(R6年)
遊休農地の面積【*】	42ha	32ha
遊休農地の作付け等意向確認【*】	50%	60%

7-3 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

- (1) 風評被害に対する適切な情報発信
- ○災害発生時における消費者の誤認識や過剰反応等の風評被害を防ぐため、正確な情報収集を行うととも に、発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーション等を検討します。
- ○市民が容易に正確な情報を入手できるよう通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討します。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
LINE の登録者数【*】	17,000人	19,500人

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 下妻市災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の構築
- ○大規模災害が起きた際、大量に発生する災害廃棄物を、適正かつ円滑・迅速に処理するため、今後予想 される災害及び災害廃棄物の発生量の想定、処理に取り組む組織体制、災害廃棄物等の処理に関する基 本的な考え方や処理方法等を示した下妻市災害廃棄物処理計画に基づき処理体制の構築を図ります。

【重要業績指標】		
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
地域防災計画の見直し	R4.3 策定	1回
可燃・不燃ごみ委託収集量【*】	7,950t	7,400t

8-2 土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害ボランティアの受入・調整体制の構築
- 〇円滑な災害ボランティアの受入体制を確立し、ボランティア活動が効率的に行われるよう、主体となる社会福祉協議会と連携し、ボランティア現地本部との連絡調整体制を強化するとともに、情報収集・提供活動やボランティア活動に必要な支援を図ります。
- (2) ライフライン・都市基盤等の情報整備・統合
- 〇建物や道路、公園、上下水道、河川、公共施設、交通安全施設等の地理情報システム(GIS)データを整備・統合し、災害リスクの予測、防災意識の高揚、情報発信等に活用するとともに、被災状況に応じた効率的かつ省力的な対策を講じます。

【重要業績指標】		
指標(KPI)	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)
ボランティア登録者数累計	525人	555人
ボランティア養成講座年間参加者数	21人	55人
インフラ災害復旧協定締結数	5件	5件

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害ボランティアの受入・調整体制の構築
- 〇円滑な災害ボランティアの受入体制を確立し、ボランティア活動が効率的に行われるよう、主体となる社会福祉協議会と連携し、ボランティア現地本部との連絡調整体制を強化するとともに、情報収集・提供活動やボランティア活動に必要な支援を図ります。
- (2) 地域防災力の向上
- ○大規模災害時、公的防災機関が被災等により十分に対応できない場合、地域住民が一丸となって災害対 応体制を構築できるよう、消防団や自主防災組織等の充実強化、防災リーダーの養成、防災教育の推進・ 啓発等、自助・共助を促す取り組みを促進し地域防災力の向上を図ります。
- ○平時から様々な自治会等の地域コミュニティ事業や組織との連携強化を図るとともに、その活性化対策を 講じ、活動への加入を更に促進していきます。
- ○県と連携し、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した事業を実施することにより、住宅等の耐震化 を図ります。
- ○地震等により倒壊のおそれのある空家の適正な維持管理について、所有者に要請するとともに、必要に応じ除却、活用等を検討します。
- ○地域住民等の防災・減災意識の高揚を図るとともに、防災等に関する知識の共有を通じた地域コミュニティ の強化を促進します。

- ○適切な対策を講じ迅速な復旧・復興を図るため、災害発生時に人が近づけない様な場所についても、被 災状況等や危険度等をいち早く確認・分析できるよう新たな技術の導入及び研究開発等を検討します。
- ○防災・減災に関連する物品等の研究開発を通じ、農商工の地場産業の活性化及び PR を推進するとともに、 災害発生時にはそれらの物品を活用するなど、地域防災力の向上を図ります。

(3) 避難行動要支援者の支援

○平時から避難行動要支援者の把握や名簿登録、避難行動要支援者個別避難計画の作成に努め、避難行動 要支援者等に対する見守り活動を行う等、地域の支援体制の整備を推進します。

【重要業績指標】				
指標(KPI) 【*】:第6次下妻市総合計画後期基本計画と同指標	実績値 (R4 年度)	目標値 (R9 年度)		
防犯ボランティア及び自警組織の会員数【*】	490人	515人		
市内の年間刑法犯認知件数【*】	270 件	245 件		
管理不全空き家の件数【*】	200 件	200 件		
多言語化への対応に係る事業【*】	4課	9課		
民生委員児童委員一人当たりの年間活動日数	113日	113 日		

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1 対応方策の重点化

以下では、30 のリスクシナリオのうち、特に重点的に対応すべきリスクシナリオを選定し、それに対応 する方策を「重点化プログラム」としました。

(1) 重点化の視点

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム選定視点、下妻市総合計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化の視点を次のとおりとします。

- ①市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ②基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③下妻市総合計画に定められた将来像との整合性・関連性の深い事業

(2) 重点化すべきリスクシナリオの選定

30 のリスクシナリオのうち、上記(1)の視点に基づき 7 のリスクシナリオを、重点化すべきリスクシナリオとして選定しました。

■重点化すべきリスクシナリオ

	事前に備えるべき目標	下妻市のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
		1-1 建物・交通施設等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生
1 人命の保護が最大限図 1 る 	人命の保護が最大限図られる	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	救助・救急、医療活動等が 迅速に行われる	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
5	経済活動の早期復旧を図る	5-5 食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 市民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
7	制御不能な二次災害を発生 させない	7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

2 計画の進捗管理

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、目標と情報の共有化のもと、全庁一丸となって推進をしていくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携、協力体制の構築を図ります。

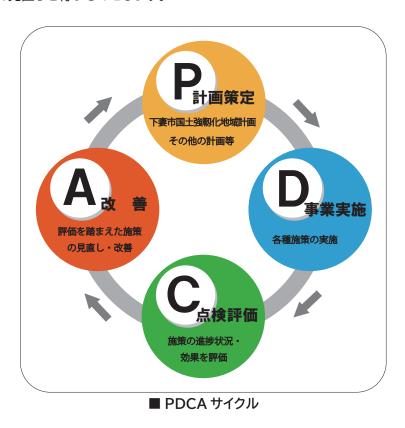
(2) 進捗状況の把握

国土強靱化の取り組みを着実に推進するため、先に掲げた重要業績指標(KPI)等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCA サイクルに基づく進捗管理を実施します。

(3) 計画の見直し

本計画は、下妻市総合計画に定められた将来像や様々な取り組みと整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として位置付けられることから、関連する計画を見直す際には本計画との整合性を図るものとします。

従って、本計画は、下妻市総合計画の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCA サイクルを検証することにより、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。



国 - 37

資料編

- 1 策定の経緯
- 2 下妻市国土強靭化地域計画策定委員会 設置について (内規)

1 下妻市国土強靭化地域計画策定の経緯

期日	会議等	内 容
令和 4 年 9 月 22 日	下妻市国土強靱化地域計画改定に関する事前説明会	(説明) (1) 国土強靱化地域計画の概要について (2) 国土強靱化地域計画改定について (3) 各課調査の実施について
令和4年9月22日~ 令和4年10月7日	各課調査	現計画における対応方策及び KPI 等調査
令和 4 年 10 月 31 日 令和 4 年 11 月 1 日 令和 4 年 11 月 2 日 令和 4 年 11 月 4 日	各課ヒアリング(4日間)	(ヒアリング内容) (1) 施策の位置付けについて (2) KPI について (3) リスクシナリオ及び施策分野について
令和 4 年 12 月 16 日	第1回下妻市国土強靱化地域計画策定委員会	(議事) (1) 国土強靱化地域計画(案)について (2) 施策・事業の位置付けについて (3) 重要業績評価指標(KPI) について
令和 5 年 1 月 16 日	第2回下妻市国土強靱化地域計画策定委員会	(説明) ・第6次下妻市総合計画後期基本計画との 合冊について (議事) (1) 国土強靱化地域計画(案) (2) 施策・事業一覧について
令和5年1月23日~ 令和5年2月21日	パブリック・コメント (意見公募) の実施	下妻市国土強靭化地域計画(案)に関するご 意見の募集結果(1名1件)
令和5年3月2日~ 令和5年3月10日	第3回下妻市国土強靱化地域計画策定委員会(書面開催)	(議事内容) ・国土強靱化地域計画(最終案)について
令和5年3月16日	市長決裁	・委員会最終案について市長決裁

2 下妻市国土強靭化地域計画策定委員会設置について (内規)

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)第13条の規定に基づく本市における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画として、下妻市国土強靭化地域計画(以下、「強靭化計画」という。)を策定するため、下妻市国土強靭化地域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は次に掲げる事項は所掌する。
 - (1) 下妻市国土強靭化地域計画の策定及び改定に関すること。
 - (2) 下妻市国土強靭化地域計画の推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。ただし、改定時には外部有識者等 の委員参加を検討する。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は次にあげる職にある者をもって充てる。
 - (1) 市長公室長
 - (2) 総務部長
 - (3) 市民部長
 - (4) 保健福祉部長
 - (5) 経済部長
 - (6) 建設部長
 - (7) 教育部長
 - (8) 議会事務局長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職分を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部消防交通課危機管理室において処理する。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

第6次下妻市総合計画後期基本計画 下妻市国土強靱化地域計画

発行年月: 令和5年3月

発 行:下妻市

編 集:下妻市 市長公室 企画課 総務部 消防交通課

所 在 地:〒304-8501 茨城県下妻市本城町二丁目 22 番地

電 話:0296-43-2111 (代表)



